

令和5年度
包括外部監査結果報告書

<テーマ>
県民利便施設の管理運営について

兵庫県包括外部監査人
公認会計士 遠藤 眞廣

目次

| | |
|---|----|
| 第1 外部監査の概要 | 1 |
| I. 外部監査の種類 | 1 |
| II. 選定した特定の事件（テーマ） | 1 |
| 1. 監査対象 | 1 |
| 2. 対象期間 | 1 |
| 3. 選定理由等 | 1 |
| III. 外部監査の方法 | 1 |
| 1. 監査の視点等 | 1 |
| 2. 監査の主な手続 | 2 |
| 3. 監査対象機関・部署 | 2 |
| IV. 監査従事者 | 3 |
| 1. 包括外部監査人 | 3 |
| 2. 包括外部監査人補助者 | 3 |
| V. 外部監査の実施期間 | 3 |
| VI. 利害関係 | 4 |
| VII. 金額単位等 | 4 |
| 1. 金額単位について | 4 |
| 2. 略語について | 4 |
| VIII. 外部監査対象施設の監査について | 4 |
| 1. 県民利便施設とは | 4 |
| 2. 監査実施日等 | 4 |
| 第2 公共施設（県民利便施設を中心に）の整備・運営管理の概要 | 6 |
| I. 国の政策 | 6 |
| 1. 公共施設等の整備について | 6 |
| 2. 公共施設の維持・運営管理について | 7 |
| 3. 公共施設の整備/維持・運営管理の枠組み | 8 |
| II. 兵庫県における県民利便施設の整備・運用の現状 | 9 |
| 1. 持続可能な行財政基盤の確立の視点（施設整備の予算制約） | 9 |
| 2. 公共施設等の適正管理の推進（施設整備） | 15 |
| 3. 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進（公民連携による施設運営管理） | 24 |
| 4. 今回の監査対象にした13施設の現状 | 25 |
| 5. 公共施設等の運営管理のモニタリング | 31 |
| 6. 基礎自治体との連携 | 32 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第3 監査の結果と意見 | 35 |
| I. 総論 | 35 |
| 1. 報告書の構成 | 35 |
| 2. 全般的事項と各論について..... | 35 |
| II. 全般的事項 | 35 |
| 1. 直営施設の整備運営事業のアウトソーシングについて..... | 35 |
| 2. 非公募指定管理者制度を採用している施設の整備運営について.... | 37 |
| 3. 県民への説明責任の強化..... | 38 |
| III. 各論 | 43 |
| 1. 兵庫県立但馬やまびこの郷..... | 43 |
| 2. 兵庫県立南但馬自然学校..... | 50 |
| 3. 兵庫県広域防災センター..... | 56 |
| 4. 兵庫県立歴史博物館..... | 64 |
| 5. 兵庫陶芸美術館 | 77 |
| 6. 兵庫県立考古博物館..... | 85 |
| 7. 兵庫県立図書館 | 98 |
| 8. 兵庫県立美術館 | 105 |
| 9. 兵庫県立フラワーセンター..... | 119 |
| 10. 兵庫県立丹波の森公苑..... | 128 |
| 11. 兵庫県立コウノトリの郷公園..... | 137 |
| 12. 兵庫県立人と自然の博物館..... | 144 |
| 13. 兵庫県立明石公園..... | 154 |

第1 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号、以下「法」という。）第252条の37第1項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月18日条例第19号）第2条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

1. 監査対象

県民利便施設の管理運営について

2. 対象期間

令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度分以降についても監査対象にした。

3. 選定理由等

兵庫県の財政状況は令和3年度決算において黒字を確保したものの、社会保障関係費の増加、震災関連県債の償還が継続するなか、経済環境の不透明感が増している。

令和10年度までに総額255億円の収支不足が生じる見込みであるとされるなか、県民利便施設は管理運営、施設維持等にかかる財政負担が大きいことから、施設が効果的かつ効率的に運営されているかを検証する必要がある。

（テーマ選定理由）

以上により、「県民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中し、最少の経費で最大の効果をあげる」という観点から、兵庫県の行財政改革に貢献すると考えられる県民利便施設の管理運営について監査テーマとして選定した。

III. 外部監査の方法

1. 監査の視点等

監査の視点等は、主に次のとおりである。

- ① 内部統制制度に不備はないか。
- ② 経済性、効率性及び有効性の観点から社会通念上著しく適切性を欠いていると判断されるものはないか。
- ③ 施設運営の硬直化が進んでいないか。
- ④ 施設の運用が法令、条例、規則、規程、要綱、通知、マニュアル等に適合し、行政責任が確保されているか。
- ⑤ 施設の運営で県民サービスの向上・確保が図られ、あるいは経済性が期待されるか。
- ⑥ モニタリング時の指導は適切か。

2. 監査の主な手続

① 調査対象とした関係書類等

(直営)

- ・ 公的施設等運営評価調書
- ・ 委託契約書
- ・ 修繕計画・実績
- ・ 備品管理台帳
- ・ 利用料金徴収手続き手順書・マニュアル
- ・ 施設利用に伴う利用許可申請書
- ・ 災害時等職員行動マニュアル など

(非公募による指定管理者選定、上記直営に加え)

- ・ 指定管理者管理協定書
- ・ 業務収支状況報告 など

(共通)

その他、必要と認められる書類等について調査した。

② 説明聴取 (ヒアリング)

監査対象の所管部局から説明を聴取した。

3. 監査対象機関・部署

県民利便施設は全施設として73施設を把握しているが、①県直営施設、②非公募により指定管理者を選定している施設に限定し、かつ令和元年度(コロナ禍前)の利用者一人当たり県費負担額の多い順に13施設を抽出している。

なお、13番目の明石公園は県有財産保全の観点及び活用化からのみ検討を加えている。

VI. 利害関係

兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 28 第 3 項及び第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

VII. 金額単位等

1. 金額単位について

金額については円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他については円単位数値を基に算出し表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 略語について

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

| 関係法令・規則等 | | 略 語 |
|----------|-----------------|-----|
| 地方自治法 | 昭和 22 年法律第 67 号 | 自治法 |
| 地方自治法施行令 | 昭和 22 年政令第 16 号 | 施行令 |

なお、引用文章、監査の指摘事項、監査の意見の記載箇所では、略語を用いていない。

VIII. 外部監査対象施設の監査について

1. 県民利便施設とは

本報告書では、兵庫県民が利用し便益を受けるための施設と広く定義づけしている。兵庫県としても正式に定義したものはないが、地方自治法第 244 条の「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として規定されている「公の施設」と同義ととらえているが、利用者が限定される施設は除かれる。

2. 監査実施日等

| 番号 | 施設名 | 所管部局 | 利用者一人当たりコスト (円) | 往査日 往査人数 |
|----|----------|-------|-----------------|-------------|
| 1 | 但馬やまびこの郷 | 教育委員会 | 113,402 | 9月19日 4人 |
| 2 | 南但馬自然学校 | 教育委員会 | 3,976 | 9月19日 |

| 番号 | 施設名 | 所管部局 | 利用者一人当たりコスト（円） | 往査日 往査人数 |
|----|-----------|--------|----------------|----------------------------------|
| | | | | 4人 |
| 3 | 広域防災センター | 危機管理部 | 3,904 | 8月8日 3人 10月19日 2人 |
| 4 | 歴史博物館 | 教育委員会 | 3,171 | 9月1日 4人 |
| 5 | 兵庫陶芸美術館 | 県民生活部 | 3,165 | 9月13日 3人 |
| 6 | 考古博物館 | 教育委員会 | 3,095 | 【本館】9月7日 3人 【分館】9月8日 4人 |
| 7 | 県立図書館 | 教育委員会 | 2,255 | 9月5日 4人 |
| 8 | 県立美術館 | 教育委員会 | 1,370 | 9月21日 3人 |
| 9 | フラワーセンター | 農林水産部 | 1,212 | 9月8日 4人 |
| 10 | 丹波の森公苑 | 県民生活部 | 774 | 9月12日 3人 |
| 11 | コウノトリの郷公園 | 教育委員会 | 724 | 10月3日 4人 |
| 12 | 人と自然の博物館 | 教育委員会 | 612 | 8月9日 3人 |
| 13 | 明石公園 | まちづくり部 | 68 | 10月12日 4人 |

令和元年度の利用者一人当たり県費負担額であるが、73施設平均は669円である。

第2 公共施設（県民利便施設を中心に）の 整備・運営管理の概要

I. 国の政策

地方自治体が実施する事業には、図書館・博物館・体育館のように、公共施設等を保有・運営しつつ、公共サービスを提供するいわゆる「施設等運営型事業」と、文化財保護や地域活動団体支援といった公共施設等を保有することなく公共サービスを提供する「その他事業」に大別される。今回の包括外部監査の対象となる県民利便施設を利用した事業は、前者の「施設等運営型事業」にあたる。「施設等運営型事業」の特徴点として、以下の二つの側面を有することが挙げられる。

- ① 公共施設等の整備（スクラップ・アンド・ビルドや大修繕改修を含む）といったハードの側面。
- ② 当該施設を利用して、県民（利用者）に事業目的に沿った公共サービスを効率的かつ効果的に提供する維持・運営管理（通常の修繕を含む）の側面。
- ③ 公共施設の維持・運営管理を実施する前提として、当該公共施設の老朽化対策や自然災害への備えといった安全性の確保や、公共施設へのアクセスといった場所的制約、公共施設内の設計内容による空間的制約について、県民（利用者）の視点に十分に配慮する必要がある。結果、上記①の公共施設の整備は、②の公共施設の維持・運営管理の前提条件である。

次に、公共施設等の整備と運営管理に関連する国の施策を確認する。

1. 公共施設等の整備について

1964（昭和39）年に開催された東京オリンピックと同時期に整備された首都高速1号線や高度成長期以降に集中的に整備されたインフラや公営住宅などの公共施設が、今後一斉に老朽化を迎える。また、我が国は地震、台風、豪雨などの自然災害も多く、安全・安心な国土・地域社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）の推進が急務である。

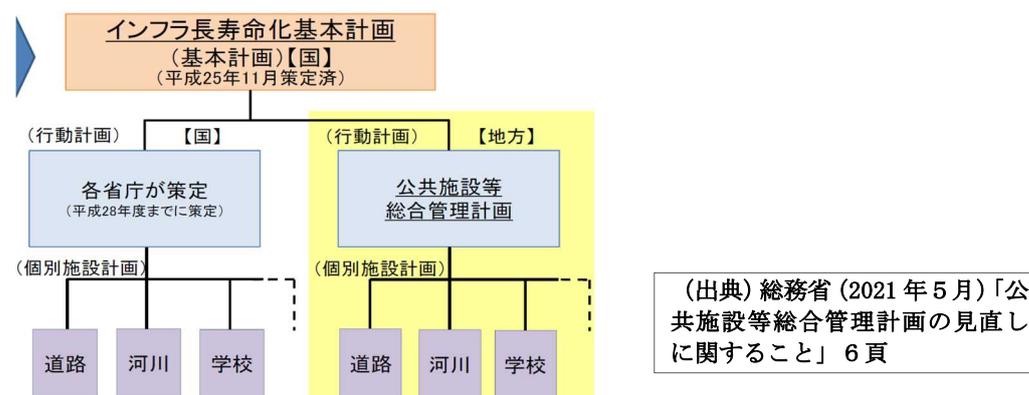
結果、これらの施設の大規模改修や建替えが短期的に集中することで、公共施設等の維持管理・更新に係る多額の財政負担が避けられない状態となった。

他方、社会資本を利用する地域住民の数も多く、多くの地域で減少傾向にあり、空き

家、廃校、シャッター商店街などに遭遇する機会も増えてきた。

そこで、国は 2013（平成 25）年 11 月に「インフラ長寿命化計画」を策定し、2014（平成 26）年 4 月には総務大臣から全ての自治体に対し、「公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）」の策定が要請されたこと等を踏まえ、全国の自治体が同計画の策定をおこなった。財政的に厳しい環境が続く中、2020（令和 2）年度末までに「公共施設等個別施設計画（以下、個別施設計画）」の策定もおこなう自治体が多数を占めた。

【図表 1】インフラ長寿命化計画の体系



総合管理計画は、中長期の財政見通しに整合するように単に公共施設等の延べ床面積を縮減するための計画であるにとらえる向きもある。しかし、本来は人口減少傾向のもと、今後の地域まちづくりのビジョンを明らかにし、予算制約のもと改訂すべきマスタープランであり、地域住民と行政が協働で策定すべきものである。

2. 公共施設の維持・運営管理について

人口減少・高齢化が進行し、地方財政も厳しい状況にある中、わが国自治体において、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（2005（平成 17）年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）や「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」（2014（平成 26）年 3 月 24 日総務省自治行政局地域情報政策室）等に基づき積極的に行政改革等に取り組み、事務・事業の民間委託、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング、指定管理者制度の活用等、その取組は着実に進展してきた。

経営資源の制約が強まってきている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためにはより一層の取組が必要となっている。

これらの状況を踏まえれば、今後、業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務の改革を推進し、捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが必要となった。

結果、2015（平成 27）年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」を受け、同年 8 月 28 日に、当時の総務大臣から各都道府県・指定都市の首長・議会議長向けに「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（総行経第 29 号）」が発出された。地方行政サービス改革を推進するに当たっての留意事項を示し、これらを参考として各地方自治体においてより積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言を促した。

3. 公共施設の整備/維持・運営管理の枠組み

地方自治体におけるいわゆる「公共経営」の概念には、下記の二面性を内包している。

- ① 行政経営：組織としての地方自治体（兵庫県）が、人（職員）・もの（公共施設など）・金（税金などによるお金）・情報（ICT システム・クラウド情報など）といった限定された行政資源を利用して、意図された効果がえられるように、公共サービスを提供（職務遂行）することを指す。
- ② 地域経営：兵庫県としての「地域」において、県民（個人・家庭）、自治会、市民団体、県内民間組織、教育・研究機関、基礎自治体などのさまざまな主体が存在し、活動している。「地域経営」とは、このような多様な主体によって構成される地域全体について、各々の経営資源を最大限に活かして、地域価値を高め、各主体の満足度を高める活動・営みを指す。

①について、1979（昭和 54）年に誕生した英国のサッチャー政権や 1981 年に米国で成立されたレーガン政権が、いわゆる新自由主義的な経済政策（競争の原理・成果主義・公的説明責任の促進等が特徴）を採用し、民間企業における経営理念や経営手法、成功事例をできる限り行政経営にも活用することで行政経営の効率化、活性化を図る理論として、新公共経営論（New Public Management：NPM）が導入され、英語圏諸国を中心に波及した。わが国でも、1982（昭和 57）年以降の中曽根内閣において公社（国鉄、電電公社、専売公社）の民営化が実施され、小泉内閣のもと 2001（平成 13）年 6 月に経済財政諮問会議において「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革における基本方針」がまとめられ、NPM について以下のように解説されている。

「・・・国民は、納税の対価として最も価値のある公共サービスを受ける権利を有し、行政は顧客である国民の満足度の最大化を追求する必要がある。そのための新たな行政手法として、ニュー・パブリック・マネジメントが世界的な流れになっている。これは、公共部門においても企業経営的な手法を導入し、より効率的な質の高い行政サービスの提供を目指すという革新的な行政経営の考え方である。」

官（公）から民への公共サービスのアウトソーシングが進むにつれて、自治体の政策形成（計画策定）や新たな公共施設の整備・運営などに住民や民間企業が参加し、かじ取り役としても官（公）と民が協働して取り組むケースが増えてきている。いわゆる、公民連携の取組み（民間委託・指定管理者制度・PFIなど）であり、そのために国は、各制度に適合した法令等の整備を行っている。

他方、②について、地域経営の最も重要な主体は県民（住民）であり、これまで地域運営の役割を担ってきた行政が、県民と共に考え、ともに行動するために諸条件（例えば、県民への説明責任の強化・地域経営の担い手育成など）を整備する必要がある。

さらに、広域行政を担う都道府県において、県内の基礎自治体（市町）との公々連携の推進は、「地域経営」にとって極めて重要なテーマとなる。例えば、類似の「施設等運営型事業」について県と市町の機能分担や、市町の行政運営を県がいかに支援するか、等について定期的な会合を招集し、方針を明確化することが必要である。

II. 兵庫県における県民利便施設の整備・運用の現状

1. 持続可能な行財政基盤の確立の視点（施設整備の予算制約）

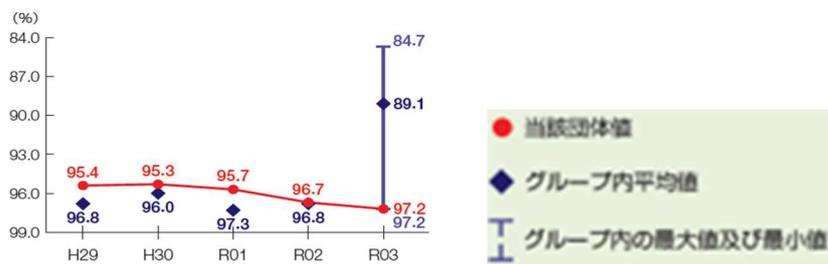
（1）県政改革方針の策定

1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災の被害からの創造的復興のため、兵庫県は、県債の発行や県債管理基金の活用を実施してきた。さらに、社会保障関係費の増加、行革期間中に財源対策のために発行した退職手当債・行革推進債の償還、新型コロナウイルス感染症の影響など、兵庫県の財政状況は厳しい状況が続いてきた。令和3年度決算において、企業業績の回復に伴う県税収入の増加等により黒字を確保したものの、今後も社会保障関係費の増加や震災関連県債の償還が続く中、足元ではウクライナ情勢、円安や原油価格・物価高騰、長期金利の上昇など経済環境は不透明感が増している。

【図表 2】 兵庫県の財政状況（令和 3 年度）

経常収支比率 **[97.2%]** グループ内順位 20/20

財政構造の硬直化の度合いを示す指標



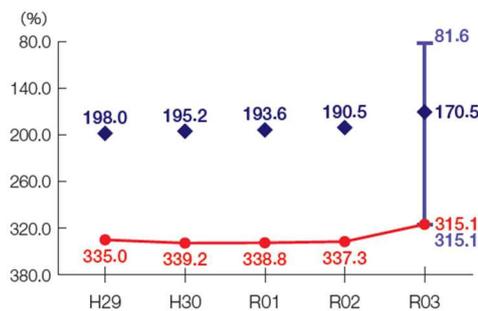
実質公債費比率 **[15.2%]** グループ内順位 19/20

地方債の償還額等の大きさの度合いを示す指標

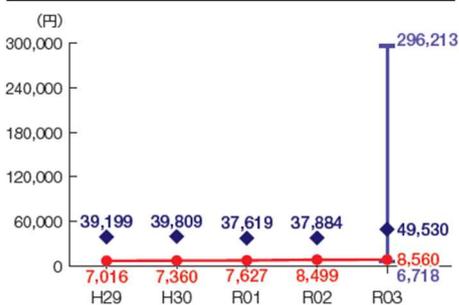


将来負担比率 **[315.1%]** グループ内順位 20/20

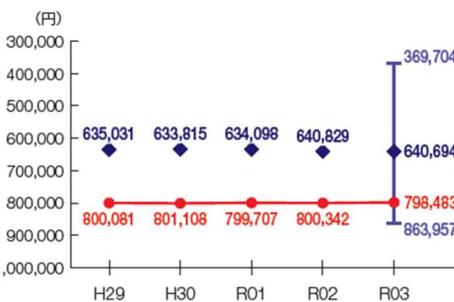
将来負担すべき負債等の大きさの度合いを示す指標



1人当たりの基金残高 グループ内順位 19/20



1人当たりの地方債現在高 グループ内順位 16/20



※上記グループとは、財政力指数 0.500 ～ 1.000 未満（兵庫県含む）都道府県を指す。

（出典）兵庫県 ホームページ

- ・ **経常収支比率**：この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
- ・ **財政力指数**：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
- ・ **実質公債費比率**：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。18%以上の団体は、起債にあたり許可が必要となる。
- ・ **将来負担比率**：地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。

上記各表の兵庫県のグループ内順位から明らかなように、兵庫県の財政状況は著しく厳しいものである。この状況下で「事業の総点検」、「組織の多様性の推進」、「仕事の進め方の変革」の3つの視点に基づき、行財政運営方針の見直しを行い、令和4年4月1日に、「県政改革の推進に関する条例」及び「県政改革方針」を制定した（「県政改革方針」は、令和5年4月1日に経済成長率が修正され、財政フレームの数値を変更）。当該県政改革方針に基づく取組を着実に実行することにより、持続可能な行財政基盤を確立し、新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、人口減少、超高齢化、多発する災害、温暖化、経済構造の変容等、挑戦すべき課題に立ち向かい、躍動する兵庫の実現に向けた施策を推進していく旨が公表されている。

県民利便施設を含む公共施設の整備・運用管理の前提条件として、その財源にも影響を与える最新版の「県政改革の推進に関する条例」及び「県政改革方針」の主な内容は、下記のとおりである。

○「県政改革の推進に関する条例」（2022（令和4）年3月30日制定）

第1条 この条例は、県政改革の基本的な方向等を定める県政改革方針の策定及びこれに基づく取組に関して必要な事項を定めることにより、県政改革を継続的かつ効果的に推進し、もって時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立することを目的とする。

第4条 知事は、改革方針に基づく県政改革の推進に当たっては、年度ごとの実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、実施計画を定めたときは、速やかにこれを公表するとともに、議会に報告しなければならない。

○「県政改革方針」（2023（令和5）年4月1日制定）

《基本方針》

1 躍動する兵庫の実現

「ひょうごビジョン2050」に掲げる「躍動する兵庫」をめざす姿として、その実現に向け次の3つの基本姿勢をもとに県政を推進していく。

(1) オープンな県政の推進

多様化する社会・経済課題への対応は、従来のように県行政のみで完結できるものではなく、民間や、他団体との連携を主軸とし、開放性の高いオープンな県政を推進する。

(2) 「誰も取り残さない」県政の推進

歴史や風土の異なる五つの国から成る兵庫において、都市部や多自然地域など多様な地域に暮らす全ての県民が安心して生活し働き続けられるよう、人に温か

い県政を推進する。

(3) 県民ボトムアップ型県政の推進

現場主義を徹底し、県民との対話を拡げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む県政を推進する。

2 持続可能な行財政基盤の確立

改革の着実な推進により、収支均衡と将来負担の軽減を図りつつ、時代の変化に的確に対応できる、持続可能な行財政基盤を確立する。

3 イノベーション型行財政運営の実現

職員一人ひとりが行財政運営について自ら考え、各職場から自律的、多発的に業務の創意工夫や変革の提案（イノベーション）がなされる県政を実現する。

(1) 「ビルド」を重視した行財政運営

新たな事業内容や実施手法への見直しに重点を置いた施策の改善を毎年度実施する。

(2) 成果を重視した施策立案手法の導入

データ等の合理的根拠に基づく政策立案を原則とし、新規施策の立案にあたり、成果指標、目標、終期、継続基準を定める。

(3) 透明性向上のための外部評価の積極的活用

外部有識者による事務評価の手法を活用し、PDCA サイクルを実現する。

兵庫県は令和5年度において税収が改善する一方、経済成長率の低下や長期金利の上昇等が見込まれることにより、令和10年度までに総額255億円の収支不足が生じる見込みである。更なる税収確保や自主財源の獲得、より効果的、効率的な事業展開など歳入歳出両面における改善を図るとともに、地方財政制度の活用により、毎年度の収支均衡を目指している。今後の財政フレームと財政運営指標の予定、財政運営の目標数値は、下記のとおりである。

【図表3】 財政フレーム（事業費ベース）

（単位：億円）

| 区 分 | R3最終 | R4見込 | R5当初 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | 参 考 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | | | | | R11 | R12 |
| 県税等 | 8,780 | 9,140 | 9,205 | 9,305 | 9,410 | 9,500 | 9,580 | 9,635 | 9,690 | 9,740 |
| 地方交付税等 | 5,310 | 3,980 | 3,695 | 3,720 | 3,875 | 3,945 | 3,970 | 4,065 | 4,135 | 4,175 |
| 国庫支出金 | 6,675 | 3,800 | 2,335 | 1,735 | 1,785 | 1,575 | 1,575 | 1,600 | 1,610 | 1,585 |
| 特定財源 | 9,125 | 7,240 | 7,300 | 7,180 | 6,955 | 6,485 | 5,795 | 5,275 | 4,625 | 4,215 |
| 県債 | 1,290 | 1,135 | 960 | 1,120 | 1,130 | 915 | 875 | 835 | 835 | 815 |
| 歳入 計 | 31,180 | 25,295 | 23,495 | 23,060 | 23,155 | 22,420 | 21,795 | 21,410 | 20,895 | 20,530 |
| 人件費 | 4,565 | 4,540 | 4,330 | 4,525 | 4,315 | 4,490 | 4,305 | 4,420 | 4,270 | 4,370 |
| 公債費 | 3,485 | 2,660 | 2,665 | 2,700 | 2,805 | 2,870 | 2,825 | 2,960 | 2,970 | 2,965 |
| 県税交付金 | 1,790 | 1,805 | 1,895 | 1,905 | 1,925 | 1,945 | 1,960 | 1,970 | 1,980 | 1,990 |
| 行政経費 | 19,010 | 14,230 | 12,875 | 11,875 | 12,055 | 11,410 | 11,030 | 10,500 | 10,080 | 9,660 |
| 投資的経費 | 2,330 | 2,060 | 1,730 | 2,065 | 2,120 | 1,795 | 1,730 | 1,595 | 1,605 | 1,580 |
| 歳出 計 | 31,180 | 25,295 | 23,495 | 23,070 | 23,220 | 22,510 | 21,850 | 21,445 | 20,905 | 20,565 |
| 収 支 | 0 | 0 | 0 | △ 10 | △ 65 | △ 90 | △ 55 | △ 35 | △ 10 | △ 35 |

収支不足総額 △ 255

【図表4】 財政運営指標

（単位：億円、％）

| 区 分 | R3決算 | R4見込 | R5当初 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | 参 考 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | | | R11 | R12 |
| 収支不足額 | 0 | 0 | 0 | △ 10 | △ 65 | △ 90 | △ 55 | △ 35 | △ 10 | △ 35 |
| 実質公債費比率 | 15.2 | 15.7 | 17.2 | 18.6 | 19.7 | 20.1 | 20.5 | 21.1 | 22.7 | 21.8 |
| 3か年平均 | 15.2 | 15.3 | 16.0 | 17.1 | 18.5 | 19.5 | 20.1 | 20.6 | 21.4 | 21.9 |
| 将来負担比率 | 315.1 | 328.9 | 324.4 | 321.7 | 317.5 | 314.4 | 307.8 | 301.1 | 293.5 | 285.3 |
| 経常収支比率 | 97.2 | 99.3 | 97.6 | 99.8 | 97.4 | 99.2 | 97.1 | 98.9 | 97.4 | 98.4 |

（出典）兵庫県（2023）「兵庫県県政改革方針」5頁

【図表5】 財政運営目標

（単位：百万円、％）

| 区分 | R4年度 ① | R3年度 ② | 増減 ①-② | 説明 | R10年度までの目標 |
|---------|-----------|-----------|-----------|--|---|
| 収支 | 22,794 | 21,781 | 1,013 | 県税等の増や歳出不用等により、実質収支は過去最高の228億円となったものの、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金活用事業等の実績減に対する国庫返納金等の後年度精算が生じる見込のため、精算分を除いた実質収支は60億円となった | 収支均衡を目指す |
| | (6,012) | (3,415) | (2,597) | | |
| 実質公債費比率 | 15.5% | 15.2% | 0.3% | 標準財政規模が減少したことから、前年度から0.3ポイント増加 | 21%程度 （地方債協議制度同意基準(18%)と早期健全化基準(25%)の中間値(21.5%)未満) |
| 3か年平均 | 15.2% | 15.2% | 0.0% | | |
| 将来負担比率 | 326.4% | 315.1% | 11.3% | 標準財政規模が減少したことから、前年度から11.3ポイント増加 | 305%程度 （R3見込(319.7%)をH20～H30行革期間の縮減率(▲2.1%/年)並で縮(305.5%) |
| 経常収支比率 | 98.7% | 97.2% | 1.5% | 地方交付税等が減少したことから、前年度から1.5ポイント増加 | 100%未満を維持 |

（出典）兵庫県（2023）「兵庫県県政改革方針 実施状況報告書（令和4年度）」5頁

以上、兵庫県の財政状況に対処するために、「県政改革の推進に関する条例」

と「県政改革方針」が策定されたが、各々の策定の経緯は、下記のとおりである。

① 令和3年度 行財政運営審議会

「県政改革の推進に関する条例(改正前条例)」第5条の規定に基づき、2020(令和2)年度実施状況の確認と兵庫県行財政運営方針を変更するために、下記の日程で行財政運営審議会が開催された。

- ・第1回 令和3年9月10日(金) ・第2回 令和3年12月21日(火)
- ・第3回 令和4年2月10日(木)

② 「県政改革方針[行財政運営方針の見直し(最終案)]」等の制定

「県政改革方針[行財政運営方針の見直し(最終案)]」、「行財政の運営に関する条例の一部を改正する条例案について(概要)」の取りまとめにあたり、2020(令和3)年12月17日から令和4年1月13日までの期間、パブリック・コメントを実施し、結果、520件(256人)の意見が提出された。県議会、県民、市町、関係団体等からのさまざまな意見を踏まえ、下記の「県政改革方針」等を取りまとめ、令和4年3月30日、県議会の議決がなされた。

- ・「県政改革の推進に関する条例」(令和4年3月30日制定、改正後条例)
- ・「県政改革方針」(令和4年4月1日制定)

なお、令和4年度には、「兵庫県の行財政運営」出前講座が8回(大学2か所を含む5か所にて)開催された。またパンフレットも作成され、新たな「県政改革」の広報が県民に行われた。

③ 「県政改革方針 令和4年度 実施計画」(令和4年3月)

「県政改革の推進に関する条例」第4条の規定に基づき、県政改革方針の年度ごとにおける具体的な取組内容を「実施計画」として定めた。

④ 令和4年度県政改革審議会

兵庫県行財政運営方針の令和3年度実施状況等について、下記の日程で検討し、意見書が作成された。議事要旨によると、総括意見は下記のとおりであった。

- 1) 財政指標の改善が見られるが、将来の財政を考えると必ずしも楽観はできない。引き続きマクロ的な財政の改善を目指して取り組むことが重要である。
- 2) 行財政運営の結果報告は、金額面の報告がなされることが多いが、県民にとって大切なのは、成果がどうなっているかである。成果目標に対してどのぐらいの達成割合になっているのかといった、成果を意識した報告についても、今後検討していただきたい。(令和5年度も引き続き、県政改革審

議会が開催されている)

- ・第1回 令和4年9月6日(火) ・第2回 令和4年11月16日(水)
- ・第3回 令和5年2月7日(火)

⑤ 「県政改革方針」と「県政改革方針 令和5年度 実施計画」

社会経済情勢の変化、国の政策動向、県政改革の進捗状況等、また、令和5年度当初予算編成を踏まえ、令和5年2月定例県議会の議決を経て、財政フレームをはじめ、「県政改革方針」について必要な見直しが行われた(令和5年4月1日制定)。

また、令和4年度につづき、県政改革方針の具体的な取組内容を「実施計画」として定めた(令和5年3月制定)。

以上、「県政改革方針」および「県政改革方針 実施計画」に連動するかたちで、当初、平成29年3月に策定された「兵庫県公共施設等総合管理計画」(令和4年3月改定)、と「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」(令和5年3月改定)が各々改定された。

2. 公共施設等の適正管理の推進(施設整備)

(1) 県政改革方針(令和5年4月1日制定)

「県政改革方針 2行政施策(3)公的施設等」において、公共施設等の適正管理と民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進が促されている。

ア 県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方の検証を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進する。

併せて、道路・橋梁・上下水道など市町管理施設の老朽化対策等について人材面・技術面から支援するとともに、市町連携を推進する。

イ 改修・更新時において、感染症対策として抗菌設備等の採用、CO2排出量を低減した省エネ型設備の導入、多様な働き方に対応した庁舎等におけるテレビ会議スペースなど、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進する。

(2) 県政改革方針の実施計画(令和5年3月制定)

行政改革におけるP(計画)・D(実施)・C(チェック)・A(改善)サイクルの短期計画(P)にあたり、「県政改革の推進に関する条例第4条」に基づき、同条例第2条に規定する「県政改革方針(令和5年度)」における具体的な

取組内容を「県政改革方針 実施計画（令和5年3月）」に取りまとめている。
 公共施設等の整備については、下記のとおりである。

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県有施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上、施設の有効活用など計画的な施設管理に取り組む。

(ア) 統一的な方針に基づく施設管理の推進

(イ) 総括的なフォローアップの実施

「兵庫県公共施設等総合管理連絡会議」において、関係部局の情報を共有・連携し、各個別施設計画の方針、目標等に基づく取組の進行管理を実施する。

(ウ) 第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」（令和3年度策定）に基づき、施設の長寿命化やトイレ改修、空調設備の設置など、安心・安全な環境の整備を推進する。

イ 市町管理施設への支援

専門人材の不足や人口減少による経営環境の悪化など市町が抱える課題を踏まえ、兵庫県まちづくり技術センターとも連携しながら、道路や橋梁、上下水道など市町管理施設の老朽化対策や公共施設の市町連携を支援する。

【図表6】公共施設の統一的な管理方針

| 区分 | | 主な取組内容 |
|----------|------|--|
| 施設総量の適正化 | | 老朽化状況や県民ニーズの変化、将来にわたる地域活性化等の観点を踏まえ、総量の適正化のための施設の集約等を推進 |
| 老朽化対策 | 計画修繕 | 概ね築20年を迎える施設等について、老朽化が軽微である初期段階での機能・性能の保持・回復を図る予防保全を実施 |
| | 長寿命化 | 概ね築45年又は耐震改修後20年を超え老朽化が進行する施設について、建物全体の機能・性能の向上を図る大規模改修を実施 ・皮革工業技術支援センター、フラワーセンター等7 |

| 区分 | | 主な取組内容 |
|----|---------|---|
| | | 施設 ・尼崎高等学校等7校 |
| | 環境整備 | 経年による施設機能の老朽化等を踏まえた環境整備を実施 洲本実業高等学校等10校(トイレの洋式化) |
| | 安全性の向上 | 耐震性能が不足する施設の耐震化を実施 |
| | 施設の有効活用 | 空きスペースが生じた施設等の有効活用を推進 |

(出典) 兵庫県 (2023) 「兵庫県県政改革方針 令和5年度実施計画」26頁

(3) 兵庫県公共施設等総合管理計画 (令和4年3月改定)

「I. 国の政策」で記載のとおり、兵庫県の「公共施設等総合管理計画」は、P (計画)・D (実施)・C (チェック)・A (改善) サイクルの長期計画 (P) にあたり、国の「インフラ長寿命化基本計画 (平成25年11月決定)」に基づく行動計画に位置づけられ、上記「県政改革方針 実施計画」とリンクしている。(計画の期間は、平成29年度～令和8年度までの10年間)。

【図表7】計画の対象とする公共施設等

| 施設類型 | | 主な施設 | |
|--------|-----------|-------------------------|---|
| 建物 | 庁舎等 | 庁舎(本庁舎、総合・集合庁舎、試験研究機関等) |  |
| | | 警察関係施設(警察署、運転免許試験場等) | |
| | 公的施設等 | 文化会館、美術館・博物館、スポーツ施設等 | |
| | 県立学校 | 高等学校、特別支援学校等 | |
| | 県営住宅 | 県営住宅 | |
| | 県立病院 | 県立病院 | |
| | その他の施設 | 競馬施設、職員公舎、保養施設等 | |
| | 県立大学 | 県立大学 | |
| インフラ施設 | 土木インフラ | 道路、河川、海岸、港湾、砂防等 | |
| | 農林水産インフラ | 農業水利施設、治山施設、漁港施設等 | |
| | 企業庁関係インフラ | 水道、工業用水道施設 | |
| | 交通安全施設 | 信号機、大型標識柱等 | |

(出典) 兵庫県 (2022年3月改訂) 「兵庫県公共施設等総合管理計画」2頁

持続可能な行財政基盤の確立に向けて、「兵庫県公共施設等総合管理計画」の取組方針にも、上記実施計画と同様、4つの柱が掲げられている(「兵庫県公共施設

等総合管理計画」 2 頁)。

① 施設総量の適正化の推進

今後の公共施設等のあり方に影響を及ぼす人口の推移、利用状況等を考慮しながら、施設の必要性を検証する。

その中で、必要に応じて、統廃合、市町や民間への移譲、規模の見直し、機能の充実などを行い、施設総量の適正化を推進する。

特に、県民利便施設を含む公的施設等は、施設の利用状況、老朽化状況等を踏まえ、更新時等に、統廃合、転用、共同化、市町移譲等を引き続き検討する（「兵庫県公共施設等総合管理計画」 7 頁）。なお、公民連携あるいは地域経営の観点から、類似施設事業が存在する場合は、当該施設の実施主体として、県の関与が妥当か否かを判断する必要がある。

② 老朽化対策の推進

今後も必要な公共施設等は、将来の財政負担の軽減・平準化を図りながら、建物については計画修繕、長寿命化改修・環境改善又は建替整備による対策 1 を・・・推進する。

あわせて、新たな県民ニーズに対応できる機能を追加するとともに感染症対策や多様な働き方への対応、地球環境への配慮など、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進する。

兵庫県の公共施設全般の老朽化度合について、有形固定資産減価償却率がグループ内平均及び都道府県平均を上回っており、老朽化が進んでいる状況にあることが理解できる。また、阪神・淡路大震災から創造的復興のため、県債の発行や県債管理基金の活用を行ってきたことにより将来負担額が高くなっている。

県全体の公共施設等について、将来の財政負担の軽減を図りながら老朽化対策等の施設管理に取り組むため、平成 29 年 3 月「兵庫県公共施設等総合管理計画」が策定された。

i 計画修繕の実施

施設をできる限り長く使うためには、老朽化による破損など大規模な不具合が生じた後に修繕を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕を行うことで機能・性能の保持・回復を図る「予防保全」が有効である。

これにより、施設の不具合による突発的な事故のリスクや、緊急的な修繕費の発生を減らすとともに、大規模改修にかかる費用や日常的な維持管理費を平準化し、中長期的なトータルコストの低減を図ることができる。

このため、「予防保全」の観点から、周期的な修繕により施設寿命の延伸を図る「計画修繕」を実施するとしている。

〔対象施設の選定〕

・概ね築 20 年を経過した施設を対象に、20 年周期で実施していくことを基本に施設の老朽化の状況、県民・職員による利用状況、将来的な必要性などを総合的に勘案して選定

ii 長寿命化・環境整備の実施

老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるためには、既存の躯体を活かすなどして建物全体を改修し、機能や性能を現在の施設が求められる水準まで向上させる「長寿命化改修」が有効である。

長寿命化改修は、一般的に躯体工事が不要となるなど、建替と比べて工事費の縮減が可能であり、あわせて既存建物の解体量の抑制、工期の短縮等に取り組むことにより、建物の更新にかかる総事業費の削減を図ることができる。このため、既に老朽化が進行している施設のうち、長寿命化改修が可能なものについて順次、実施する。あわせて、新たな県民ニーズに対応できる機能を追加するとともに感染症対策として抗菌設備等の採用、CO2 排出量を低減した省エネ型設備の導入、多様な働き方に対応した庁舎等におけるテレビ会議スペースの確保など、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進するとしている。

〔対象施設の選定〕

・築 45 年程度（又は耐震改修後 20 年程度）の施設を対象に、施設の老朽化の状況、県民・職員による利用状況、将来的な必要性などを総合的に勘案して選定

iii 計画的な建替整備の実施

社会変化等を踏まえ、新たな県民ニーズや社会ニーズに対応した抜本的な施設の見直しが必要な場合や、施設の特性上、現地改修が困難な場合、又は構造躯体の劣化が著しく、長寿命化改修よりも建替の方がコスト面で有利な場合等は、建替による整備を実施する。

あわせて、福祉のまちづくりの考え方を踏まえるなどの利便性向上や PPP/PFI の導入により民間企業のノウハウを活用するなどの効率化を図るとしている。

〔対象施設の選定〕

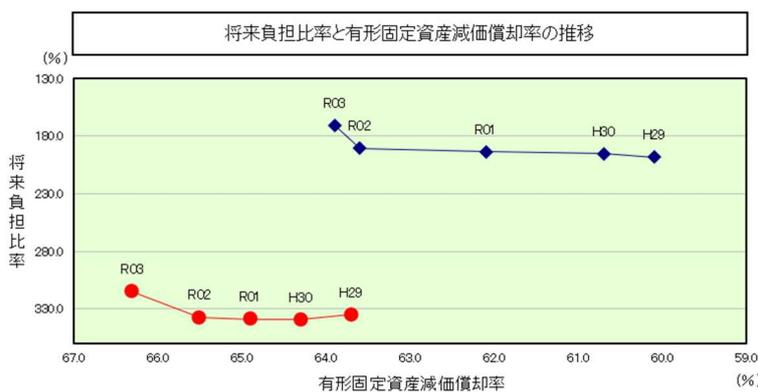
・施設の将来の必要性、適正な施設規模、必要な機能等を十分に精査した上で、個別に検討する。

今回の包括外部監査の対象となった施設としては、令和 4 年度の実施施設として、丹波の森公苑、南但馬自然学校が計画修繕の対象となっており、歴史博物館が長寿命化・環境整備の対象となっている。

また令和 5 年度以降の実施施設として、令和 8 年（2026 年）度までに築 20 年を迎える広域防災センター、兵庫陶芸美術館、県立美術館、考古博物館が計画修繕の

対象となっており、令和3年（2021年）度から令和8年（2026年）度に築45年（又は耐震改修後20年）を迎えるフラワーセンターが長寿命化・環境整備の対象となっている。

【図表8】兵庫県の公共施設の老朽化と将来負担



(出典) 総務省「令和3年度財政状況資料集」

留意すべきは、計画修繕の実施にあたり、施設寿命の延伸と中長期的なトータルコストの低減を図るため、適切な維持管理の一環として、外壁や設備の予防的・周期的な修繕等を実施する点にある。

③ 安全性の向上と適切な維持管理の推進

今後想定される南海トラフ巨大地震等の大規模地震や風水害等の災害に備え、耐震性の向上等に取り組むほか、利用者の安全確保のためのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する。

公共施設等を誰もが安全で安心して利用できるよう、「福祉のまちづくり基本

方針」(令和3年3月改定)に基づくバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する。

安全性の向上と適切な維持管理については、「建物維持管理の手引き」において保全管理業務について取りまとめており、施設の点検については、法律によって義務付けられている法定点検と、施設の管理者等が自ら行う自主点検について定められている。

i. 法定点検

法定点検は、消防法や建築基準法などの法令により、施設の規模、設備の性能等から対象を規定しており、専門的知識を有する者や有資格者による実施を要するため、計画的に実施するとしている。

ii. 自主点検

危険箇所の把握、破損の未然防止など施設の安全管理を徹底するため、法定点検に加え、「建物維持管理の手引き」の「自主点検チェックリスト」を活用した目視等による自主点検を年1回以上実施する。実施に際しては、各施設の特性に応じて、チェック項目の追加等を検討するとしている。

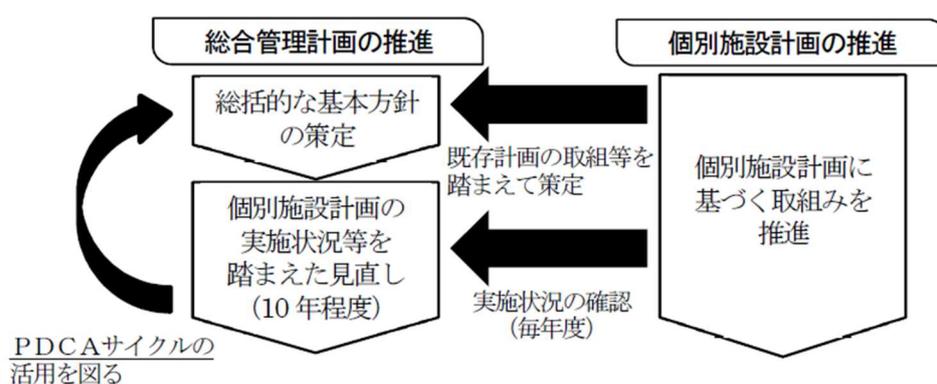
④ 施設等の有効活用

空きスペースが生じた施設や未利用土地、廃止した施設・土地について、県・市町・民間等による有効活用を推進する。

(4) ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン(個別施設計画、令和5年3月改定)

「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」は、個別施設毎のP(計画)・D(実施)・C(チェック)・A(改善)サイクルの計画(P)段階のもので、国の「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定)に基づく「個別施設ごとの長寿命化計画」(個別施設計画)である。」

【図表9】総合管理計画と個別施設計画との関連



(出典) 兵庫県 (2022 年 3 月改定) 「兵庫県公共施設等総合管理計画」 16 頁

施設総量の適正化の推進、老朽化対策の推進、安全性の向上と適切な維持管理の推進、施設等の有効活用について、各施設類型ごとの現状と課題に応じた取組を推進しているところである。

【図表 10】 建物の類型別面積

| 施設類型 | | 延床面積 | |
|--------|-------------------------|-------|--------|
| | | (千㎡) | 構成比 |
| 庁舎等 | 庁舎(本庁舎、総合・集合庁舎、試験研究機関等) | 420 | 27.2% |
| | 警察関係施設(警察署、運転免許試験場等) | 290 | 18.8% |
| | 庁舎等 小計 | 710 | 46.0% |
| 公的施設等 | 文化会館、美術館・博物館、スポーツ施設等 | 545 | 35.3% |
| その他の施設 | 競馬施設、職員公舎、保養施設等 | 289 | 18.7% |
| 合 計 | | 1,544 | 100.0% |

(出典) 兵庫県「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」 2 頁

各公共施設等の整備に関する取組方針は、「兵庫県公共施設等総合管理計画」の 4 つの取組方針と同じであり、記載は割愛する。

公的施設等については、1998 (平成 10) 年以降に整備された建物が多く、築 30 年以上の建物も平均して 30%程度に留まることから、総じて、公共施設等については長寿命化改修や建替など大規模な更新よりも計画的な修繕が当面は中心となる。これにより、施設寿命を延伸し、将来の大規模改修等にかかる費用を抑制していくことに注力することとなる。

「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン (11-13 頁)」によれば、今回の包括外部監査対象の県民利便施設についての今後の取組みとして、以下の方向性が示されている。

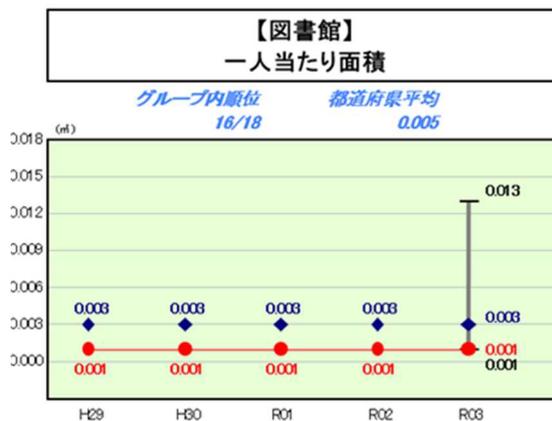
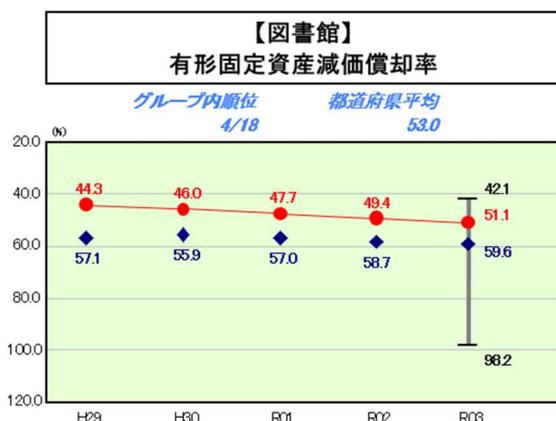
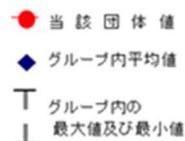
- ① 2023 (令和 5) 年度に計画修繕を実施：
 - ・丹波の森公苑
 - ・災害対策センター
- ② 2023 (令和 5) 年度に長寿命化・環境整備を実施：
 - ・フラワーセンター (花の展示ホール等)
- ③ 2024 (令和 6) 年度以降に計画修繕を検討：2026 年 (令和 8) 年度までに築 20 年を迎える施設
 - ・兵庫陶芸美術館
 - ・県立美術館
 - ・考古博物館

④ 2024（令和6）年度以降に長寿命化・環境整備を検討：2024（令和6）年度～2026（令和8）年度に築45年（又は耐震改修後20年）を迎える施設、及び既に築45年を経過している施設

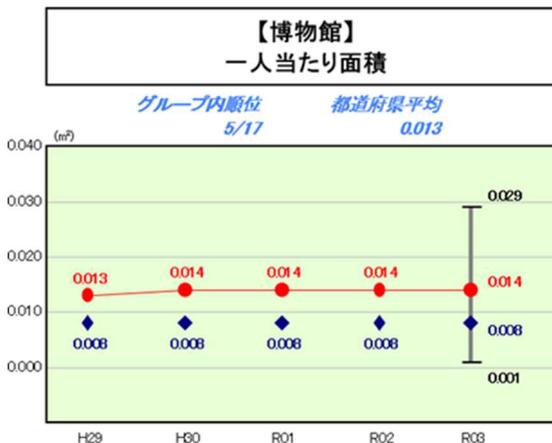
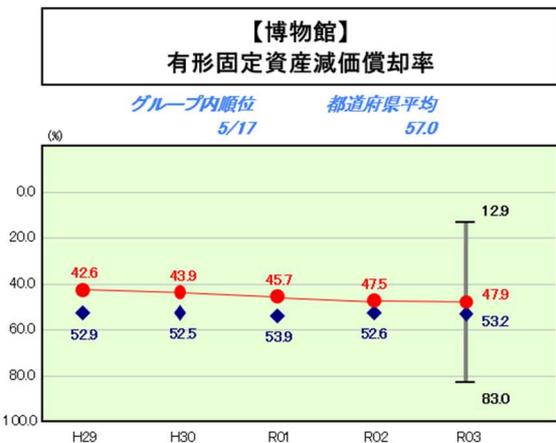
- ・フラワーセンター（本館等）

なお、県民利便施設のうち、図書館と博物館の老朽化割合（有形固定資産減価償却）と、県民一人当たりの面積規模について、5年間の類似団体との比較を示すと、下記のとおりとなっている。

（図書館）



（博物館）



（出典）総務省「令和3年度財政状況資料集」兵庫県

3. 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進（公民連携による施設運営管理）

（1）県政改革方針（令和5年4月1日制定）

ア 公共施設の新設、建替、大規模修繕等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する PFI 制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かして、より効率的・効果的な施設整備や管理運営を推進する。

イ すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する。また、指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を検討する等、民間事業者等の参入を促す取組を推進して競争原理を働かせ、さらなる民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

運営にあたっては、事業者、所管課、外部委員による適切な評価システムを機能させることにより、効率的で質の高い管理運営水準を確保する。

（アンダーラインは監査人記載）

（2）県政改革方針の実施計画（令和5年3月制定）

ア 施設整備（新規・建替）等における民間活用手法の優先的検討

令和4年度に策定した「PFI 導入に関するガイドライン」に基づき、一定規模以上の公共施設の新設・建替の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用する PFI 制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かした施設整備や管理運営を推進する。

（ア） PFI 制度等の優先的検討に係る対象施設

- ・施設整備費が10億円以上の事業（維持管理・運営に係る経費は除く）
- ・庁舎、県営住宅、公舎、医療施設、社会福祉施設、観光施設、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設、学校施設、警察施設、空港、廃棄物処理施設、上水道施設、下水道施設、都市公園

（イ） 本県の導入検討中の事例

- ・県営住宅初の PFI を活用した建替事業の実施に向け、実施方針や公募条件等を検討し、建替・集約で発生した公有地の有効活用を図り地域活性化に貢献
- ・県立都市公園について新たなパークマネジメント（Park-PFI 等）による民間投資の導入を検討

イ 施設管理における民間参入の促進

（ア） 既存の指定管理施設の原則公募化

既存の指定管理施設は、「指定管理者制度に関するガイドライン(R4.7 改訂)」に定める実施方針に基づき、原則公募による指定管理者の選定を推進する。

(アンダーラインは監査人記載)

4. 今回の監査対象にした 13 施設の現状

13 施設のうち、直営施設が 10 施設、非公募指定管理者制度を採用している施設が 3 施設である。

(1) 直営施設で指定管理者制度を採用しない(できない)理由

| 施設名 (所管) | 指定管理者制度を導入しない理由 |
|---------------------------|---|
| 但馬やまびこの郷 (教育委員会・義務教育課) | 学校教育の一環として設置する施設であり、県内の小中学校や各市町の教育支援センター(適応指導教室)等との連携が必要である。また、 <u>学校生活への適応性の向上あるいは社会的自立に関する専門的な調査研究機能や研修機能を併せ持つ教育機関である</u> ことから、直営施設として運営する必要がある |
| 南但馬自然学校 (教育委員会・義務教育課) | <u>自然学校の中核施設として、自然学校の教育効果の維持向上、指導者養成のための研修機能や調査研究機能を併せ持つ自然学校を推進する教育機関であり、本施設での研修、調査研究及びプログラム開発を、学校現場との緊密な連携を図りつつ、長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行うため、県教育委員会の直営施設として運営する必要がある</u> |
| 広域防災センター (危機管理部) | <u>消防組織法により県に設置義務が課せられている消防学校として、市町消防本部の協力を得ながら専門的な教育訓練を実施するとともに、災害時に全地域の広域防災拠点として機能するなど、県が本来果たすべき責務を実現する施設である</u> |
| 県立歴史博物館 (教育委員会) | 県全体の郷土の歴史・美術・民俗・城郭などに関する地域史や地域文化の総合的研究、文化財の保存活用、調査研究の普及や教育普及、所蔵品収集計画、展覧会計画等を <u>長期的かつ継続的・安定的に行う</u> とともに、地域の関係機関や地域史研究等と中立的な観点に立って連携を図る必要がある。また、博物館資料には、県民から寄託・寄贈されている資料等も多く、寄贈先に対する信頼感や公共性の観点についても考慮する必要があり、指定管理者制度にはなじまない |
| 兵庫陶芸美術館 (県民生活部) | 1つの展覧会の企画・準備には2～3年を要し、 <u>長期的な視点や継続性</u> が重要であるとともに、展示、調査に <u>高度な専門性</u> を必要とすることから、質の高い学芸員の確保が必須である。また、展 |

| 施設名（所管） | 指定管理者制度を導入しない理由 |
|---|--|
| | <p>覧会事業の実施に当たっては、直営の場合、県が直接責任を持つため他の美術館等からの信頼も得やすく、美術品の借用、寄贈等を受けやすい。さらに、陶芸文化の振興・普及（すそ野の拡大）を実施していくうえで地域振興の観点も必要であり、地元丹波篠山市をはじめ、窯元、学校等関係団体等と連携して行う必要がある。これらのことから、直営施設として運営する</p> |
| <p>考古博物館 【加西分館を含む】 （教育委員会）</p> | <p>埋蔵文化財に係る開発計画の調整や文化財の保護機能を含む博物館施設として事業展開しており、高度に専門的な知識を有する埋蔵文化財調査職員や学芸員と管理部門職員の綿密な連携により一体的に事業が展開されており、全国的にも例がなく指定管理者制度に適さない</p> |
| <p>県立図書館 （教育委員会）</p> | <p>県立図書館の役割である①市町立図書館の活動を補完する、いわゆる「図書館のための図書館」、②県内図書館ネットワークの中核、③レファレンスサービス比重が高い、④県内の図書館活動に必要な図書資料を保存する、という機能が中長期的に安定して行われる必要があり、指定者管理者制度にはなじまない</p> |
| <p>県立美術館 （教育委員会）</p> | <p>魅力ある美術館とするためには、収集・保管、展示、教育普及、調査研究業務が中長期的に計画できる体制づくりと、質の高い学芸員の養成が不可欠である。特別展については、収蔵品以外も含めた多彩な展示とするためには、作品の貸し借りや巡回展など、他館との継続的な連携が必要となる。また、館収蔵の美術品には、県民から寄託・寄贈されている美術品も多く、寄贈先に対する信頼感や公益性の観点についても考慮する必要があり、指定管理者制度にはなじまない</p> |
| <p>コウノトリの郷公園 【県立大学大学院地域資源マネジメント研究科】 （教育委員会）</p> | <p>コウノトリの保護増殖には、中長期的な方針のもとでの調査研究を必要とする。また、<u>兵庫県立大学附置研究所として位置づけ</u>されており、専門的研究機関を有する団体・機関が他にないことから、指定管理者制度にはなじまない</p> |
| <p>県立人と自然の博物館 【県立大学自然・環境科学研究所】 （教育委員会）</p> | <p>丹波竜等の発掘には中長期的な方針のもとでの調査研究を必要とする。また、<u>兵庫県立大学附置研究所として位置づけ</u>られ、シンクタンク機能の役割を果たす県立施設として、指定管理者制度には適さない</p> |

(出典) 公的施設等運営評価調書、8 指定管理者制度導入の効果 (導入しない理由)

(アンダーラインは監査人記載)

上記の指定管理者制度を導入しない理由の共通項を抽出すれば以下となる。

- ① 長期的かつ継続的視点による管理運営が必要である。
- ② 高いクオリティを維持する管理運営が求められている。
- ③ 学校・研究所、行政組織と一体になった施設である。

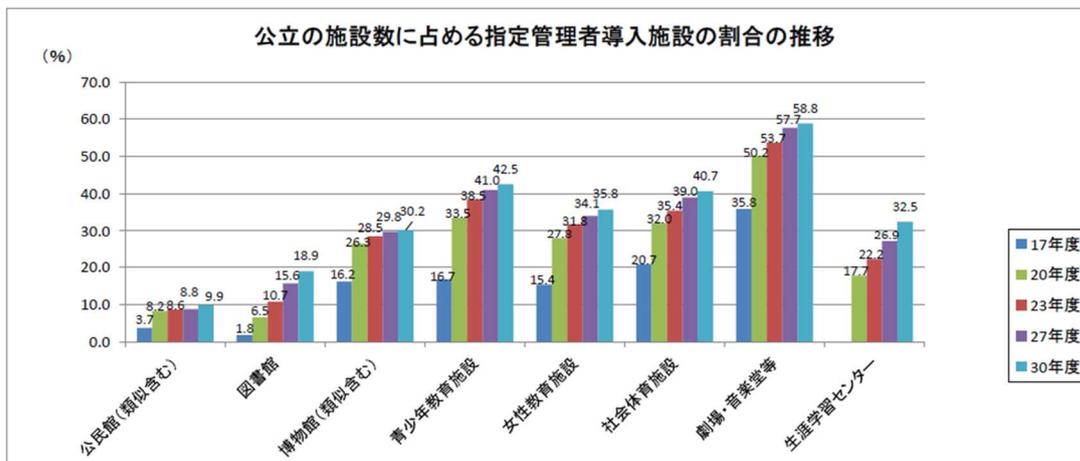
国の中央教育審議会では、2018 (平成 30) 年 12 月 21 日第 120 回総会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申)」が取りまとめられた。そこでは、以下の提言がなされている。

- ・ 公民館、図書館、博物館等の社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められるようになっている。
- ・ 社会教育施設の設置・運営についても、複合的な課題により効果的に対応するため、社会教育行政担当部局とまちづくり、福祉・健康、産業振興等の他の行政部局、教育機関、NPO、企業等の多様な主体との連携を強化することが欠かせない状況となっている。

兵庫県立の各種美術館・博物館は、現在、直営にて運営されているが、既述の「県政改革方針 (令和 5 年 4 月 1 日制定)」によれば、指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を検討する等、民間事業者等の参入を促す取組を推進して競争原理を働かせ、さらなる民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図るとの方針が示されている。

実際、【図表 11】のとおり、博物館を含む全ての社会教育施設において、指定管理者制度導入施設の割合は増加している。

【図表 11】 社会教育施設における指定管理者制度導入施設の割合の推移



(出典) 文部科学省「平成 30 年度社会教育統計調査」

他方、美術館の管理者や学芸員が定期的に変わる可能性があり、調査研究活動の継続に支障が考えられる、として一旦、指定管理者制度を導入し 2009 年度に直営に戻した足利市立美術館の例も見受けられ、美術館・博物館への指定管理者制度導入の課題も明らかとなっている。すなわち、①短期の取組みに偏重しがち、②専門性の高い人材の育成が困難、③収益性の低い業務の削減などの問題点が指摘された。

そこで、美術館・博物館を指定管理者制度から地方独立行政法人制度¹を利用することで、美術館・博物館の安定的な運営に方針を変更した大阪市の事例を取り上げる。

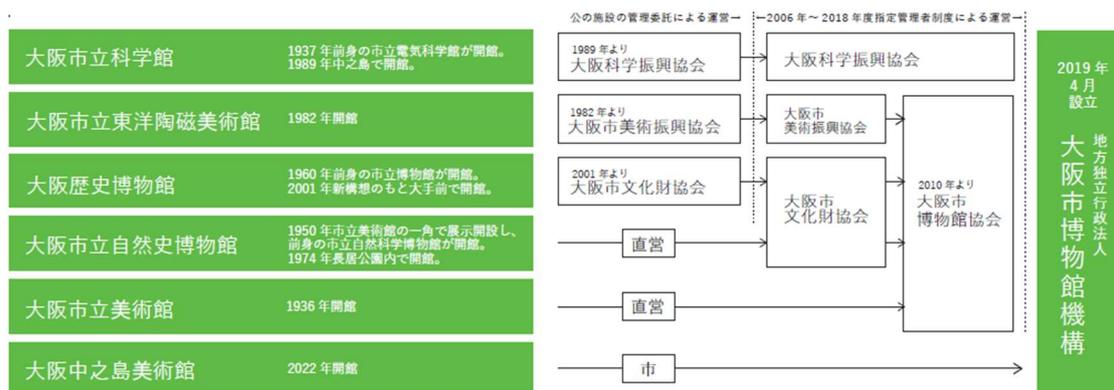
大阪市には現在、美術館・博物館が 6 館あり、2019（令和元）年 4 月から、地方独立行政法人 大阪市博物館機構として運営されている。

¹ 地方独立行政法人法 平成十五年法律第百十八号

第二条（定義）

この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

【図表 12】 大阪市博物館機構設立と大阪市立の博物館・美術館の沿革



（出典）大阪市博物館機構ホームページ

地方独立行政法人制度の特性を活かし、法人や各館がめざす姿の実現に向けて以下の目標を立て、経営を行っている。（大阪市（2017）「博物館施設の地方独立行政法人化に向けた基本プラン（案）」より抜粋）

目標 1. 継続性と専門人材の安定的確保による「基幹業務の充実」

- ・ 中期計画に基づく、大規模展覧会の開催、寄贈・寄託品の拡充、市民や地元との連携継承
- ・ 法人の判断・責任による有用な専門人材の安定的確保や、経営幹部の育成

目標 2. ニーズに即した「利用者サービスの向上」

- ・ 法人の裁量による開館時間の延長や臨時開館、柔軟な料金設定など、利用者ニーズに即したサービスの提供
- ・ 民間事業者による付帯施設の魅力向上や、隣接施設の有効活用によるアメニティーの向上

目標 3. 交付金や剰余金の効率的活用など「自主的経営の実現」

- ・ 使途の定めのない運営費交付金の効果的な活用や、剰余金・競争的資金を活かしたインセンティブの付与
- ・ 自ら立てた経営計画に基づき、権限と責任の下で、ガバナンスの効いた運営を実現

目標 4. 適正な評価と業務改善

- ・ 業務改善（PDCA サイクル）の確立と、実績報告や評価委員会による評価結果の公開による透明性確保
- ・ 能力や実績の適正な評価と、職責と成果に見合った報酬や処遇の実現

結果、下記のような効果が期待できる。

1. 事業における継続性や専門人材の安定的確保ができ、戦略的投資が可能
2. 事業の効果的实施に必要な、機動性、柔軟性、自主性の確保・発揮
3. 経営と運営の一元化が図れ、中長期的視点を備えた事業展開ができる体制の構築
4. トップのマネジメントの下、職員意識の高揚や業務改善が図られる体制の構築

前述の指定管理者制度を導入しない各直営施設の理由にあるように指定管理者制度採用の最大の課題は、短期管理による専門人材の処遇である。この指定管理者制度のデメリットを解消する長期的な人材計画の立案が可能になる組織形態の一つとして地方独立行政法人がある。

大阪市では先駆けて博物館の地方独立行政法人化を行い、そこでは「恒常的にトップマネジメントの下で、経営の理念を取り入れて運営する地方独立行政法人化が解決策としてベスト」²とされている。

また同市では毎年各年度評価と中期計画に対する目標達成度評価がなされ公表されている。

今後の兵庫県におかれても、美術館・博物館の持続可能な運営を行う上で、上記の事例が参考と考えられる。その際に、兵庫陶芸美術館のみが「県民生活部」の施設所管となっており、兵庫県立美術館・兵庫県立人と自然の博物館・兵庫県立歴史博物館・兵庫県立考古博物館は「教育委員会」の所管と異なっている。

この件に関連して、第9次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)）が、令和元年6月7日に公布された。その結果、教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館などの公立社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により首長部局へ移管することが可能となった。したがって、兵庫県立の博物館・美術館の所管を統一した上での地方独立行政法人化による運営の方策も考慮の余地がある。

² 京都大学学術情報リポジトリ、KURENAI 紅、
＜特集インタビュー＞大阪市の博物館行政－博物館の独立行政法人化

(2) 非公募指定管理者制度を採用している施設

| 施設名 (所管) 指定管理者 | 指定管理者制度導入の効果 |
|---|---|
| フラワーセンター (農林水産部) 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 | 優れたノウハウをいかした花壇・温室の植栽展示や花と緑に関する集客イベントの充実により利用促進を図り、多様化する県民ニーズへの対応に積極的に取り組んでいる。 |
| 丹波の森公苑 (県民生活部) 公益財団法人兵庫丹波の森協会 | 指定管理者制度導入により、平成 18 年度以降管理運営費の削減等が図られており、効率的な運営につながっている。 |
| 明石公園 (まちづくり部) 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 | 明石公園を管理する専属の担当課 (公園管理課) を設けることにより、来園者の対応が迅速に図られている |

(出典) 公的施設等運営評価調書、8 指定管理者制度導入の効果

指定管理者制度導入の効果の説明はされているが、非公募で制度を導入する積極的な理由は示されていない。

5. 公共施設等の運営管理のモニタリング

兵庫県では、P (計画)・D (実施)・C (チェック)・A (改善) サイクルのチェック機能を担う事務事業評価システムを導入し、事務事業のさらなる見直しを進めるため、主要事業について、事業目標の達成状況等の点検・評価を実施している。予測不可能な時代にあり、公共サービスの品質を維持しつつ、無駄を排除し、余剰資金を確保することで持続可能な行財政基盤を確立し、新たな公共需要に対応するためには、各事業のモニタリングを十分に行い、今後の事業運営に役立てる必要がある。

① 公共施設等の運営評価

公共施設等運営評価 (総合評価) については、文教施設、スポーツ・レクリエーション施設、産業振興施設、都市公園等の 73 県民利便施設 (利用者が限定される施設を除く) について実施されている。(2023 年 10 月 27 日現在、最新版として令和 3 年度版を公表)

② 事務事業評価

事務事業評価については、今回の包括外部監査の対象施設で指定管理者制度未

導入の県民利便施設の運営について、下記の事後評価がなされている。

(事務事業評価実施中の指定管理者制度未導入県民利便施設：令和5年度)

- ・兵庫陶芸美術館企画・展覧会の実施 (100-101 頁)
- ・ひょうごプレミアム芸術デーの開催 (108-109 頁)
- ・県立美術館の元気づくり事業 (647-648 頁)

他方、指定管理者制度導入施設のモニタリング評価について、すべての公共施設に関して毎年、指定管理者による自己評価、施設所管課による総合評価、外部の有識者による外部評価を実施し、兵庫県のホームページで公表される。包括外部監査対象のすべての公共施設について、令和4年度の「管理運営評価シート」をレビューした結果、詳細かつ網羅的に評価項目が設定されていた。しかし、「事業目標」に具体的な根拠のある業績指標の目標を設定していない事業も見受けられた(単純に、前期実績数値を次年度の目標数値として記載の例がある)。イノベーション型行財政運営を実現するためにも、単に前期数値の増加ではなく、当該施設のキャパシティを勘案した数値目標の明確化を徹底すべきである。

6. 基礎自治体との連携

都道府県と市町村との関係性について、第1次地方分権一括法の施行(2000(平成12)年)以前は、都道府県の主要な役割として市町村への補完業務が位置付けられており、国—都道府県—市町村という垂直的連携を前提として、都道府県が市町村を統制し、支援する役割を果たす面が多く見られた。

その後、地方分権が促進されて以降は、両者の関係は、対等・協力を原則とするものへと変容した。その後進められたいわゆる平成の大合併により、人口、行財政規模の大きい指定都市、中核市、一般市が増加することに伴い、基礎自治体の権限も拡大した。行財政規模が拡大した市町村は従来よりも独自の自治体運営を行う能力が高まり、条例制定や施設や組織の再編、課税自主権の強化等により、自主性を強化することが期待された。都道府県の権限を市町村に移譲することを可能にする事務処理特例制度(地方自治法第252条の17の2)も導入され、一層の地方分権改革が推し進められ、従前の都道府県が補完事務を担う余地は縮小するものと考えられている。

また、地方自治体の職員数(一般行政)の推移について、1974(昭和49)年において、都道府県では347千人、市町村では720千人(約1:2の比率)であったものの、2018(平成30)年では、都道府県では232千人、市町村では686千人(約1:3の比率)への変化し、相対的に都道府県の職員数の減少幅が大きい(第32次地方制度調査会第29回専門小委員会(2019)「広域連携について(参考資

料)」。以上の現状を受けて、第 32 地方制度調査会（2020）「2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために 必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（第 4 地方公共団体の広域連携 1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供)において、下記のとおり、都道府県による市町村の補完・支援の役割の強化が提言された。

市町村による行政サービス提供体制の確保に際しての都道府県と市町村の関係は、市町村が自ら行財政能力を充実強化し、あるいは市町村間の広域連携等により行政サービス提供体制を確保し、都道府県は、市町村の自主性・自立性を尊重することが基本である。

都道府県は、特に地方圏において、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携が円滑に進められるよう、市町村の求めに応じ、連携の相手方、方法等の助言や、調整、支援の役割を果たすことが求められているが、市町村間の広域連携が困難な場合には、自ら補完・支援の役割を果たしていくことも必要である。

また、市町村の行政サービスに密接に関連するが、都道府県の広域事務、連絡調整事務とされている役割については、近年、社会保障、まちづくり等の分野において関係法令の見直しが行われており、こうした役割を適切に果たしていくことが重要である。

(アンダーラインは監査人記載)

他方、兵庫県の「施設等運営型事業」である県民利便施設を利用した事業について、該当する監査の対象となった公共施設と、各々に類似した基礎自治体の公共施設は、以下のとおりである。

| 施設名 | 類似施設名称 | 所在地 | 設置者 | 設置年 |
|----------|-----------------|--|-------|---------|
| | | 施設概要 | | |
| 丹波の森公園 | 兵庫県立神戸生活創造センター | 神戸市中央区 | 兵庫県 | 平成 12 年 |
| | | 講座研修室、スタジオ、図書コーナー等 | | |
| | 兵庫県立東播磨生活創造センター | 加古川市 | 兵庫県 | 平成 20 年 |
| | | 情報コーナー、講座研修室、グループ活動コーナー、創作工房等 | | |
| 兵庫県陶芸美術館 | 丹波伝統工芸公園 立杭 陶の郷 | 丹波篠山市 | 丹波篠山市 | 昭和 60 年 |
| | | 丹波立杭焼伝統産業会館、登り窯、地域民芸品等保存伝習 施設、勤労者野外活動施設、窯元横丁 | | |
| フラワーセンター | 姫路手柄山植物園 | 姫路市 | 姫路市 | 昭和 55 年 |
| | | 展示大温室、展示小温室、育成温室 | | |

| 施設名 | 類似施設名 称 | 所在地 | 設置者 | 設置年 |
|--------------|-------------------------|--|-----------|---------|
| | | 施設概要 | | |
| 県立美術館 | 神戸市立博 物館 | 神戸市 | 神戸市 | 昭和 57 年 |
| | | 考古・歴史資料、南蛮紅毛美術 | | |
| | 国立国際美 術館 | 大阪市 | 国 | 平成 16 年 |
| | | 国内外現代美術 | | |
| 県立図書館 | 明石市立図 書館 | 明石市 | 明石市 | 昭和 49 年 |
| | | 図書の閲覧、貸出 | | |
| | 明石市立西 部図書館 | 明石市 | 明石市 | 平成 11 年 |
| | | 図書の閲覧、貸出 | | |
| 人と自然の 博物館 | 三田市有馬 富士自然学 習センター | 三田市 | 三田市 | 平成 13 年 |
| | | 展示室、学習室、図書コーナー、自然観察ルート等 | | |
| 歴史博物館 | 日本玩具博 物館 | 姫路市 | 個人 | 昭和 49 年 |
| | | 日本の郷土玩具や近代玩具、伝統人形、世界 150 ヶ国の玩具や人形 など、総数 8 万点を超える資料を収蔵。 | | |
| | 赤穂市立歴 史博物館 | 赤穂市 | 赤穂市 | 平成元年 |
| | | 赤穂の歴史に関する資料の収集、保管、調査研究及び展示を行う。 | | |
| | たつの市立 龍野歴史文 化資料館 | たつの市 | たつの市 | 平成元年 |
| | | たつの市域を中心に、揖保川流域の町々の原始古代から近世までの 生い立ちを実物、パネル、模型等で紹介。 | | |
| 類似施設の記載がない施設 | | | | |
| 広域防災センター | 但馬やまびこの郷 | 南但馬自然学校 | コウノトリの郷公園 | |
| 考古博物館 | 明石公園 | | | |

(出典) 公的施設運営評価調書 5、類似施設の状況

なお、丹波の森公苑については同評価調書に記載のとおり記述した。

第3 監査の結果と意見

I. 総論

1. 報告書の構成

「第3 監査の結果と意見、II. 全般的事項及び、III. 各論」に記載した監査の「指摘事項」と「意見」の違いは下記のとおりである。

- ・指摘事項 : 監査の視点等に抵触するもの。
- ・意見 : 「指摘事項」以外で、改善・検討を求める事項

2. 全般的事項と各論について

全般的事項は県民利便施設の整備運営事業のアウトソーシングについて、及び各施設に共通に認められる問題点について記載している。

各論は各県民利便施設の往査に伴い発見した現状の個別の問題点について記載している。

II. 全般的事項

1. 直営施設の整備運営事業のアウトソーシングについて

【総合意見1】美術館・博物館の整備運営事業のアウトソーシングについて

美術館・博物館は維持管理業務の外部委託等により運営の効率化に取り組まれている。施設の性質から民間の管理が難しい分野もあるが、兵庫県の厳しい財政事情のもとで、一層の効率的運営を行い、かつ、施設のクオリティを維持できる方策の検討を組織形態の変更（たとえば指定管理者制度の採用や地方独立行政法人化など）まで踏み込んで検討されることが望まれる。

（対象施設：歴史博物館、兵庫陶芸美術館、考古博物館、県立美術館、人と自然の博物館）

【総合意見1-1】人と自然の博物館及び考古博物館（本館）について

大学の研究所・県の行政機関等は博物館機能と分離し、総合意見1のアウトソーシングを検討していただきたい。

【総合意見1-2】考古博物館 加西分館（古代鏡展示館）について

考古博物館 加西分館の整備運営事業もアウトソーシングできればより効果

的な運営が可能となるかもしれない。しかし現地往査の結果、加西分館は体験学習を行っている本館とは異なり、地元の小中学校の利用もない展示のための施設であること、また主な展示物は日本の研究者が3、4人しかいない「隋唐鏡」であることなど、考古博物館本館（播磨町）とは博物館の運営及び展示内容が全く異なる研究者向けの展示施設である。またこの展示内容が影響していると思われるが、配置場所はフラワーセンター内の一画であるにもかかわらず同センター来場者を継続して呼び込めていない。加西分館の有料観覧者割合の現状は同センター入園者の3%程度であり、それに関わる維持費（一般財源投入額の令和5年度予算は77百万円）を考慮すれば、県有財産（受贈品）である貴重な古代鏡の存在を広く県民に周知いただくために加西市に展示施設を構える方法から脱却し、加西分館は収納に特化することにより維持費を節減し、展示は県内博物館で巡回展示を行う、あるいはホームページの内容をより充実させるなどの他の展示策を検討していただきたい。

【総合意見1－3】計画修繕を検討している施設について

兵庫陶芸美術館、県立美術館、考古博物館は、令和6年度以降に計画修繕を検討されている（ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン、令和5年3月改訂）。指定管理者と計画設計の支援を同時にプロポーザルで選定するとコスト削減と利用しやすい施設への改修が実現できるのではないかと。

【総合意見2】コウノトリの郷公園について

直営施設である「コウノトリの郷公園」は、コウノトリの野生復帰のため設置された施設であり、研究および普及啓発を行っている。また、同敷地にて豊岡市がコウノトリ文化会館を運営し、野生復帰等の歴史を展示・解説しており県と基礎自治体の連携（公公連携）が確認でき、サービス向上と効率性を主に追及するものとしての指定管理者制度に移行する必要性は乏しい。

ただ、より自律的な経営を推進するのであれば、当該施設を地方独立行政法人化することで、兵庫県立大学との連携、あるいは一体化により今以上に活性化する可能性を秘めている施設であることに留意されたい。

【総合意見3】広域防災センターについて

監査対象の直営施設で危機管理部所管の当該施設の令和4年8月に開設された研修宿泊施設については、三木総合防災公園の指定管理者の2期目（1期目は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間）に指定管理者の業務範囲に含めることを積極的に検討されたい。

その他

① 監査対象の直営施設で教育委員会・義務教育課所管の施設は、義務教育に直結する施設（特に「やまびこの郷」は義務教育を行うためのセーフティネットとも言えるもの）であり、民に頼ることなく県が直接に運営すべき施設であることが確認できた。

（対象施設：但馬やまびこの郷、南但馬自然学校）

② 県立図書館について

明石公園内にある現状の県立図書館には、ホール・多目的スペース・駐車場などの県民が広く利用できる施設を併設しておらず、住民サービス向上・コスト削減を主目的とする指定管理者制度を導入するメリットが感じられない。それよりも県と市町の役割分担を今まで以上に意識して直営で「資料保存」「調査相談」「相互協力」の機能強化を行うことが県民の利便に資するものとする。

ただ、隣接する旧明石市立図書館跡地利用で県立図書館と一体的な整備を行う方向が示されれば、指定管理と計画設計の支援を同時にプロポーザルで選定することなどにより、利用しやすい施設への改修が実現できることになると思われる。

2. 非公募指定管理者制度を採用している施設の整備運営について

【総合意見4】 フラワーセンターについて

加西市のフラワーセンターは、公募を行うにも施設の老朽化に対応してからとなろう。大規模修繕後の公募の際にはナショナルコレクションとして貴重な植物（ストレプトカーパス属、ウツボカズラ属など）を守り、後世に残していく方策を同時に考える必要があることに留意されたい。

【総合意見5】 丹波の森公苑について

丹波の森公苑は大規模改修工事が終了しており、直ちに公募による指定管理者の選定を開始されたい。

【総合意見6】 明石公園について

明石公園については新たなパークマネジメントの導入が可能な限り早期かつ確実に実施されることが望まれる。

3. 県民への説明責任の強化

(1) 公的施設等運営評価調書について

【総合意見7】公的施設等運営評価方法について

公的施設等運営評価施設評価について、非公募指定管理者運営の施設については「指定管理者による自己評価」と「担当部局」、直営運営による施設については「担当部局」のみで、外部の視点が導入されていない。定期的な外部評価を公的施設等運営評価にも導入することを検討されたい。

【総合意見8】公的施設等運営評価時期について

令和5年10月27日現在、兵庫県のホームページに開示されていた公的施設等運営評価の最新版は令和3年度版であった。令和4年度版もタイムリーに県民に公表されたい。

【総合意見9】記載誤りについて

ホームページで公表されている令和3年度の公的施設等運営評価調書について確認したところ主な施設の利用状況や運営評価指標に誤った数値が記載されているケースや施設内容や類似施設の状況に関する記載が実際の状況と一致していないケースがあった。

公的施設等運営評価調書を公表する際には誤った情報が公表されないように、チェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図る必要がある。

【総合意見10】効率的な運営に関する指標の考え方について

公的施設等運営評価調書の記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、費用の発生額（例 光熱水費等）ではなく、費用の削減額（例 光熱水費の削減等）を示している。これは、指標に対する達成度について、各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、費用の発生額を目標値とした場合は、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回ることになり、適切な評価ができないからであると推察される。

しかし、今回監査対象とした全ての施設において、効率的な運営に関する指標として、費用の発生額等の目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回る指標を用いていた。当該要因としては、一義的には、各施設における記載要領の読み込み不足及び達成度に対する確認不足・理解不足等に起因するものといえる。ただ、監査対象全ての施設で誤っていたことを考慮すると、記載要領の周知・徹底も不十分であったといえる。

各施設においては、公的施設等運営評価調書について前例踏襲で形式的に数

値を更新するのではなく、記載要領の趣旨を汲み、各項目の意味するところを十分に理解したうえで、評価指標として適切な指標を定め、評価を行う必要がある。また、記載要領についても各施設が理解しやすいように作成し、その趣旨について周知・徹底を図る必要がある。それでもなお各施設で誤りが発生する場合には、自動計算の計算式を変更する等、各項目の記載内容の見直しを検討する必要がある。

【総合意見 11】 利用状況における地元利用率の記載について

主な施設の利用状況を記載する場合、地域経営の視点から内訳項目として地元利用率を記載する必要がある。監査対象とした各施設における地元の解釈としては、施設の設置市、設置市を含めた地域、県と様々であった。また、地元の利用者を把握することが困難として記載していない施設もあった。各施設によって地元の捉え方は異なるといえるが、記載要領にて地元利用率に関して何ら示されていないため、記載要領等で地元の捉え方についてもある程度示すことにより、各施設における解釈の統一を図る必要がある。

【総合意見 12】 運営評価指標における目標値について

平成 30 年度の包括外部監査において、運営評価指標及び目標値について下記意見が示されている。

多くの施設においては新行革プランの比較対象年度である平成 19 年度の運営評価指標及び目標値を継続して平成 29 年度においても使用されている。当時と外部環境が変化している中では、既に著しく陳腐化しているものも多く、適時に適切な運営評価指標及び目標値に見直しを行う必要がある。

上記意見にもかかわらず、現時点においても平成 19 年度の運営評価指標における目標値を継続して使用している施設があった。目標値については、周辺環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。

(2) 業務マニュアル・手順書等の作成について

各施設では、定期的に担当者が交代し、交代の都度、前任者・後任者間において業務の引継が行われている。引継は口頭で行われることがあるが、この方法では、引継から実際の業務開始まで期間が空いたり、担当者の急な交代等の不測の事態が生じた場合に業務の一貫性を確保できないおそれがある。このため、担当者が交代した場合でも業務の一貫性を確保し、効果的かつ効率的に業務を実施できるように、各施設の基幹業務については業務マニュアルや手順書等を整備する必要がある。

【総合意見 13】 業務マニュアル・手順書等の作成について

各施設において、引継が適切に行われるように、基幹業務について業務マニュアルや手順書等を整備する必要がある。

(3) 自動販売機の設置における申請書類の統一について

各施設の設置規則等において、利便施設を利用する場合には「利便施設利用許可申請書」及び利便施設の利用計画を記載した図面等の提出が必要である旨が定められている。特に、自動販売機を設置する場合には、申請書の「利便施設の用途」欄に設置する自動販売機の台数を明示する要件が規定されている。

歴史博物館や図書館等の教育委員会事務局が所管する各施設においては、設置規則等を踏まえ、自動販売機の設置については「利便施設等利用許可申請書」を使用することとしている。

一方、防災センター（危機管理部所管）においては、設置規則等を踏まえたうえで、利便施設の目的の範囲内にかかる許可については「利便施設利用許可申請書」を使用し、目的の範囲外にかかる許可に関しては「行政財産使用許可申請書」を使用することとしている。この考えのもと、自動販売機の設置に関しては、目的の範囲外にかかる使用であると見なし、「行政財産使用許可申請書」を使用している。

現状、利便施設に自動販売機を設置する場合の申請手続において施設（所管課）によって異なる書類（「利便施設利用許可申請書」・「行政財産使用許可申請書」）が使用されている。申請手続きの統一性確保のため、書類の整理・統一を図ることが望まれる。

【総合意見 14】 自動販売機の設置における申請書類の統一について

自動販売機を設置する場合の申請書類について利便施設ごとに異なるように統一した運用を図ることが望まれる。

(4) 過年度包括外部監査の結果への対応について

平成 30 年度に「県民利便施設（都市公園・社会教育施設・スポーツ施設）の管理運営について」をテーマとした包括外部監査が行われており、翌年度に監査結果に対する措置として対応及び改善策を公表している。今回の監査の実施に際し、共通する部分について対応状況を確認したところ、実行できていない若しくは不十分な箇所があった。その要因としては、監査を受けた当時の担当者が交代し、監査結果について十分な引継が行われなかったために、指摘及び意見の内容や監査人の意図について理解・認識が不足し、十分な対応ができていなかったことが考えられる。また、各施設共通の全般的事項に対する意見について対応ができて

いなかったり、指摘及び意見があった施設以外の施設において同様の課題が見過
 ぎされていたりと監査結果の水平展開が不十分だったことが考えられる。監査を
 受けた場合には、指摘及び意見の内容や監査人の意図、対応及び改善策の内容や
 策定した経緯等を十分に記録し、担当者が交代した場合に適切に引き継がれるよ
 うにする必要がある。また、各施設においては、自施設への指摘及び意見だけで
 なく、全般的事項に対する意見や他施設の指摘及び意見についても留意し、必要
 に応じて改善を行う必要がある。

【総合意見 15】 過年度包括外部監査の結果への対応について

過年度の包括外部監査の結果について、担当者が交代した場合でも適切に引
 き継がれるようにするとともに、各施設に共通する課題についてより一層の水
 平展開を進める必要がある。

(5) 平成 30 年度包括外部監査の結果への対応状況（全般意見）

平成 30 年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項につい
 て、担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

全般意見に関する措置状況は下記のとおりである。

| 項目 | 施設運営評価情報の公表時期について【意見】 |
|---------------|--|
| 指摘及び意 見の要約 | 現状よりも施設運営評価情報の公表時期を早めることができる ような体制の構築及び努力を行う必要がある。 |
| 対応及び改 善策 | 平成 30 年度決算分は、決算整理期間終了とともに取りまとめを 行い、速やかに公表した。（令和元年 6 月に公表済み） |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |

| 項目 | 施設の行政コスト計算書及び貸借対照表について【意見】 |
|---------------|---|
| 指摘及び意 見の要約 | 指定管理者制度導入施設の行政コスト計算書及び貸借対照表に おいて以下の問題点がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政コスト計算書の作成目的を明確にし記載されているコスト は兵庫県のコストではないことについて説明が必要である。 ・兵庫県の施設の貸借対照表に兵庫県が負担しない引当金を記載 することについてその 情報の有用性について再検討する必要 がある。 ・前年からの退職給与引当金の増減により計算される退職給与引 当金繰入の情報の有用性について再検討する必要がある。 |
| 対応及び改 | 行政コスト計算書及び貸借対照表等において、様式の修正を図 |

| | |
|------|---|
| 善策 | <p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当該施設の資産・負債状況や管理運営に要した費用、指定管理者の利用料金収入を含めた収益状況を表すものであり、県の歳出額を表すものではない」旨を様式に明記 ・施設の努力分と県の補填分を明確化 ・退職給与引当金及び同引当金繰入の項目を調書から削除 |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |

| | |
|-----------|--|
| 項目 | 運営評価指標及び目標値の見直しについて【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 多くの施設において、運営評価指標の見直しが行われていないため、適時に適切な運営評価指標及び目標値の見直しを行う必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 運営評価指標及び目標値が、外部環境の変化等により、見直しを行う必要のある施設については、運営評価指標及び目標値を適切なものに見直しを行った。 |
| 措置状況 | <p>監査時点においても平成19年度の運営評価指標における目標値を継続して使用している施設があった。</p> <p>(【意見7】ほか、参照)</p> |

| | |
|-----------|---|
| 項目 | 備品管理について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 兵庫県は、指定管理者制度対象施設に対して、県有備品の管理について、適切な指導を行うことが必要である。 |
| 対応及び改善策 | 指定管理者に対し、棚卸しを行う等、施設の保管状況の把握に努めるとともに、保管状況が悪い等の事実が確認できた際には、指定管理者を適切に指導していく。 |
| 措置状況 | <p>棚卸が実施されていない施設や、実施しているものの、資料が十分に保管されていない施設があった。</p> <p>(【指摘事項2】ほか、参照)</p> |

Ⅲ. 各論

1. 兵庫県立但馬やまびこの郷

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|--|-----------|-------------------|--------------------------|
| 施設名 | 県立但馬やまびこの郷 | 所管部課等 | 教育委員会事務局 義務教育課 | |
| 設置目的 | 豊かな自然の中で、自然、人及び地域とふれあう体験と集団生活を通じて、自主及び自律の精神並びに人間相互の関係についての正しい理解（以下「自主及び自律の精神等」という。）を養い、学校生活に適應することができるよう支援することにより、こころ豊かな青少年の育成を図る。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立但馬やまびこの郷の設置及び管理に関する条例 (平成8年3月27日 条例第10号) | | | |
| 所在地等 | 朝来市山東町森字向山 3045-101 | 設置年月日 | 平成8年9月1日 | |
| 敷地面積 | 59,875.28 m ² | 所有者別内訳 | 県 | 59,875.28 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 1,920.59 m ² 研修棟、宿泊棟、浴室棟、屋内体育館、民家棟 | | | |
| 整備費 | 799,892 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 782,006 千円 | 15,876 千円 | 2,000 千円 | |
| 業務内容 | (1) 自主及び自律の精神等を養うための体験と集団生活についての指導及び助言を行うこと。 (2) 学校生活への適應や社会的自立を図るための家庭生活の在り方についての指導及び助言を行うこと。 (3) 児童生徒が学校生活に適應することや、社会的に自立する方策について教職員等に対して研修を行うこと。 (4) 学校生活への適應性の向上や社会的自立に関する相談に応ずること。 (5) 学校生活への適應性の向上や社会的自立に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。 (6) 学校生活への適應性の向上や社会的自立に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。 | | | |

| | |
|----|--|
| | <p>(7) 不登校児童生徒支援や保護者支援等についての調査研究を行うこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、県立但馬やまびこの郷の目的を達成するために必要な業務。</p> |
| 外観 |  |

② 運営体制

| | |
|------|---|
| 運営形態 | <p>県直営</p> <p>第2、Ⅱ、4. 今回の監査対象にした13施設の現状を参照。</p> |
|------|---|

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 108,753 | 140,404 | 126,933 | 121,560 | 115,639 |
| 人件費 | 76,946 | 110,602 | 105,896 | 101,141 | 105,846 |
| 維持管理費 | 18,726 | 19,906 | 13,151 | 14,836 | 6,621 |
| 事業運営費 | 13,081 | 9,896 | 7,886 | 5,583 | 3,172 |
| その他 | — | — | — | — | — |
| 収入（財源別内訳） | 108,753 | 140,404 | 126,933 | 121,560 | 115,639 |
| 県費 | | | | | |
| 一般財源 | 107,566 | 138,074 | 123,790 | 120,995 | 114,267 |
| 使用料収入 | — | — | — | — | — |
| 他 | 1,187 | 2,330 | 3,143 | 565 | 1,372 |

※ 令和5年度は当初予算、その他は決算。

ただし県職員人件費については、一人あたり下記の額で積算

| | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 8,258千円 | 8,461千円 | 8,408千円 | 8,331千円 | 8,412千円 |

(下記2.兵庫県立南但馬自然学校から 13.明石公園までの各施設についても同様。)

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | 966人 | 959人 | 636人 | 807人 | 917人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 99.3% | 65.8% | 83.5% | 94.9% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|--|-----------------------|------------|-----------|------------|--------|
| 設置目的に関する指標 ▶入所者(児童生徒)・保護者・指導者の利用者人数 | 834(人) [H25実績] | 636 | 807 | 917 | 110.0% |
| サービス向上に関する指標 ▶地域やまびこ教室の実施回数及び参加者数 | 100(人) [県内6ヶ所] | 114 5ヶ所 | 94 5ヶ所 | 117 5ヶ所 | 117.0% |
| 効率的な運営に関する指標 ▶施設維持運営費(当初予算ベース) | 52,078(千円) [H18実績] | 41,951 | 39,040 | 39,040 | 75.0% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|--|
| 見直し方針 | 運営の合理化・効率化を図りながら、県立施設として維持する。 |
| 見直しの理由・考え方 | 不登校支援を学校教育の一環として行う県内唯一の施設として、また、学校生活への適応性の向上や社会的自立に関する専門的な調査研究を長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行うため、引き続き県直営施設として運営するとともに、運営体制や事業内容等の見直しにより合理化・効率化を図る。 |

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理

資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

i 現金出納簿の作成について

県立但馬やまびこの郷は営利を目的としていないが、食堂等の円滑な運営に関する諸事業を行うために、食費、リネン費及び教材費等の必要経費について実費相当額を現金で徴収している。当該施設は主に週単位での利用になるため、食数が確定した週末に保護者等から現金で徴収し、翌週初めに当該徴収額を預金口座へ振り込んでいる。ここで、徴収手続きについて定めた食事料徴収事務取扱要綱では、現金の扱いについて、「現金は、原則預金通帳で管理するものとし、現金出納簿を作成する。」と定められている。しかし、現状、預金出納簿を作成し、預金の入出金額については管理されているものの、現金出納簿は作成されておらず、現金の入出金額については管理されていない。

【指摘事項 1】 現金出納簿の作成について

保護者等から現金を受領してから預金口座に振り込むまでの期間は比較的短いものの、日々の入出金額、残高を正確に把握し、紛失や盗難などを防ぐため、要綱に従い、現金出納簿を作成すべきである。

② 修繕計画について

i 計画修繕の検討について

大規模改修については、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」においては対象となっておらず、築 45 年を迎える段階で長寿命化・環境整備の実施対象施設となる見込みである。研修棟、民家棟等の建物については築 37 年、宿泊棟については築 34 年が経っており、全般的に改修の必要な箇所が増えてきているが、限られた予算の中で優先度に応じた対応を行っている状況である。

【意見 1】 計画修繕の検討について

今後の修繕計画もしくは長寿命化・環境整備については、施設の老朽化の状況や修繕の実施状況も踏まえて前倒しで検討を行うことも必要である。

③ 物品管理について

i 物品の棚卸について

兵庫県の規則等によると、物品管理について以下のとおりに定められている。

財務規則 第 190 条（自己検査）

部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない。

財務規則の運用について 第13 検査に関する事項（2）

自己検査については、少なくとも隔月に1回はこれを励行すること。
ただし、次に掲げる帳簿については、現在高に異動があった月のほか年に1回以上自己検査を行うものとする。

ウ 備品出納簿

また、兵庫県では10万円以上の物品で、使用耐用期間がおおむね1年以上にわたるものを備品として管理対象としており、また車両や200万円以上の工作機械等の備品類は重要物品として管理されている。

但馬やまびこの郷では、物品の異動があった場合のみ、対象物品を確認することとされており、備品出納簿に記載されている全ての実在性を確認する棚卸を実施する方針と手続きが明確にされていない。

令和5年7月に物品の全数について棚卸を実施されていることが確認できたものの、過年度において既に現物が廃棄処分済みのものが備品出納簿から除却処理されていなかったものが検出され、報告されていた。備品台帳の処分処理年度が遅れた要因は、過年度において、棚卸を実施することによる備品出納簿が適切に検証できていないことと見受けられる。

以下の物品が、令和5年7月31日付けの物品処分決定書で承認された過年度の廃棄済み資産である。

| No. | 物品 | 実際の廃棄年度 |
|-----|-------|-----------|
| 1 | エアコン | 平成25年度末処分 |
| 2 | テレビ2台 | 平成27年度末処分 |
| 3 | 洗濯機 | 平成27年度末処分 |
| 4 | 望遠鏡 | 令和3年度末処分 |
| 5 | 紙折り機 | 令和3年度末処分 |

【指摘事項2】 物品の棚卸について

毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。

④ 公的施設等運営評価調書について

i 運営評価指標の見直しについて

設置目的に関する指標として、上記（１）施設の概要⑤運営評価指標に記載のとおり、入所者（児童生徒）・保護者・指導者の利用者数を用いている。ここで、利用者数を指標とした場合には、県内の不登校または不登校傾向の小・中学生数自体が増加した場合に結果として当該施設の利用者数が増加することが考えられる。当該施設が不登校児童・生徒の社会復帰を支援している施設であることに鑑みれば、不登校児童・生徒数が増加した場合に達成度の上昇が見込まれる利用者数を設置目的に関する指標とすることは適切ではない。

【意見２】運営評価指標の見直しについて

当該施設の必要性や有効性をより適切に評価するため、設置目的に対する評価指標について、現状の利用者数から県内における不登校児童・生徒総数に対する当該施設の利用者数の割合などに変更することを検討されたい。

ii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定
(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として施設維持運営費といった費用発生額を用いている。このため、令和4年度では目標値52,078千円に対して実績値39,040千円であり、目標値より少ない経費しか発生していないにもかかわらず、達成度は75.0%と目標値を達成していないことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

また、効率的な運営を測る指標の目標値として、平成18年度実績値を用いており、平成20年度の調査開始以来見直されていない。当該目標値を設定した平成18年度と現在では光熱水費の上昇による経費の増加等、当該施設を取り巻く外部

環境は変化しており、効率的な運営を測る指標の目標値として平成 18 年度の実績値を使用し続ける意義は乏しいこのため、目標値として、平成 18 年度の実績値を使用し続けるのではなく、適宜見直しを行い、現状に即した目標値を新たに設定されたい。

【指摘事項 3】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。また、目標値についても外部環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。

⑤ 施設のアウトソーシングについて

第 3 監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、1. その他 を参照。

2. 兵庫県立南但馬自然学校

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|--|--------|-------------------|------------------------------|
| 施設名 | 県立南但馬自然学校 | 所管部課等 | 教育委員会事務局 義務教育課 | |
| 設置目的 | 学校教育の場を豊かな自然の中に移して行う児童及び生徒の自然学習、体験学習及び集団生活（以下「自然学校」という。）等を通じて、自然、人及び地域とのふれあいを深めることにより、こころ豊かな青少年の育成を図る。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例 (平成6年3月29日 条例第19号) | | | |
| 所在地等 | 朝来市山東町迫間字原 189 | 設置年月日 | 平成6年4月1日 | |
| 敷地面積 | 918,062.25 m ² | 所有者別内訳 | 県 | 918,062.25 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 6,591.08 m ² 本館（学長室、校長室、事務室、医務室、宿直室、会議室、ゲストルーム）、電気棟（電気設備施設）、浴室棟（浴室、リネン室、乾燥室）、食堂棟（食堂、厨房、倉庫、車庫）、生活棟（宿泊室45人定員×6棟）、自然観察館（自然体験活動施設）、但馬ふるさと館（研修室・多目的ホール、工作室） | | | |
| 整備費 | 6,621,628 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 6,621,628 千円 | 一千円 | 一千円 | |
| 業務内容 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 自然学校のために施設を利用させること。 (2) 自然学校以外の自然学習、体験学習及び集団生活のために施設を利用させること。 (3) 自然学校に関する指導を行うこと。 (4) 自然学校の指導者に対する研修を行うこと。 (5) 自然学校に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。 (6) 自然学校に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、南但馬自然学校の目的を達成するために必要な業務 | | | |

外観



② 運営体制

| | |
|------|---|
| 運営形態 | 県直営 (指定管理者制度を導入しない理由) 第2、Ⅱ、4. 今回の監査対象にした13施設の現状を参照。 |
|------|---|

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 150,835 | 146,032 | 151,462 | 150,261 | 139,216 |
| 人件費 | 100,622 | 103,904 | 113,589 | 113,554 | 107,782 |
| 維持管理費 | 43,689 | 28,552 | 29,982 | 30,181 | 26,272 |
| 事業運営費 | 6,468 | 13,522 | 7,839 | 6,474 | 5,110 |
| その他 | 56 | 54 | 52 | 52 | 52 |
| 収入(財源別内訳) | 150,835 | 146,032 | 151,462 | 150,261 | 139,216 |
| 県費 | | | | | |
| 一般財源 | 138,353 | 144,125 | 147,761 | 143,416 | 120,755 |
| 使用料収入 | 12,482 | 1,907 | 3,701 | 6,845 | 18,461 |
| 他 | — | — | — | — | — |

④ 利用状況

- ・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 利用者数 | 37,933人 | 35,570人 | 5,678人 | 10,093人 | 18,016人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 93.8% | 15.0% | 26.6% | 47.5% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|-------------------------------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 設置目的に関する指標 ➤ 総利用者数 | 48,960(人) [H18実績] | 5,678 | 10,093 | 18,016 | 36.8% |
| サービス向上に関する指標 ➤ 使用料収入 | 16,702(千円) [H18実績] | 1,907 | 3,701 | 6,845 | 41.0% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤ 利用者1人当たりの経費 | 3,447(千円) [H18実績] | 25,719 | 15,007 | 8,341 | 242.0% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|---|
| 見直し方針 | 運営の合理化・効率化を図りながら、県立施設として維持する。 |
| 見直しの理由・考え方 | 自然学校を推進する教育機関として、研修、調査研究及びプログラム開発を、学校現場との緊密な連携を図りつつ、長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行うため、引き続き県教育委員会の直営施設として運営するとともに、運営体制や事業内容等の見直しにより合理化・効率化を図る。 |

(2) 監査の実施

施設を視察し、担当部署にヒアリングを実施するとともに、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設のアウトソーシングについて

第3監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、1、その他 を参照。

② 物品管理について

i 物品の棚卸について

兵庫県の規則等によると、物品管理について以下のとおりに定められている。

財務規則 第190条(自己検査)

部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品(占有動産を含む。以下本条において同じ。)

の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について
検査しなければならない。

財務規則の運用について 第13 検査に関する事項(2)

自己検査については、少なくとも隔月に1回はこれを励行すること。
ただし、次に掲げる帳簿については、現在高に異動があった月のほか年に1
回以上自己検査を行うものとする。

ウ 備品出納簿

また、兵庫県では10万円以上の物品で、使用耐用期間がおおむね1年以上にわたるものを備品として管理対象としており、また車両や200万円以上の工作機械等の備品類は重要物品として管理されている。

南但馬自然学校では、物品の異動の都度、対象物品を確認することとされており、備品出納簿に記載されている全ての実在性を確認する棚卸を実施する方針と手続きが明確にされていない。物品のアイテム数及び移動が少ないため、特に報告事項がない場合は、自己検査表に「異常なし」の押印をすることで運用されている。そのため、物品全数の棚卸が実施されておらず、棚卸の実施過程を確認できる資料が残されていない。

【指摘事項4】物品の棚卸について

毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。

③ 公的施設等運営評価調書について

i 稼働率の記載誤りについて

令和3年度及び令和4年度の公的施設等運営評価調書において、主な施設の利用状況における生活棟の稼働率について下記の記載誤りがあった。

・令和3年度

| | 令和3年度 |
|-----------|-------|
| 運営評価調書の数値 | 6.7% |
| あるべき数値 | 6.2% |

・令和4年度

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-------|-------|
| 運営評価調書の数値 | 6.7% | 13.5% |
| あるべき数値 | 6.2% | 8.6% |

これは、本来稼働率（利用棟数÷宿泊可能棟数）を記載すべきところ、誤って利用率（利用者数÷宿泊可能人数）を記載したためである。監査時点において令和3年度の公的施設等運営評価調書は公表されていたことから、内部のチェック機能が有効に機能せず、誤った数値が看過されて公表されていたといえる。

【指摘事項5】稼働率の記載誤りについて

誤った数値が看過されて公表されることがないように、公的施設等運営評価調書を公表する際に、チェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図るべきである。

ii 運営評価指標の目標値の見直しについて

運営評価指標の目標値については、上記（1）施設の概要⑤運営評価指標に記載のとおり、全ての指標について平成18年度実績値としており、平成20年度の調査開始以来見直されていない。

しかし、当該目標値を設定した平成18年度と現在では、少子化等による児童数の減少や光熱水費上昇による経費の増加等、当該施設を取り巻く外部環境は変化しており、効率的な運営を測る指標として平成18年度の実績値を使用し続ける意義は乏しい。

このため、各指標における目標値として、平成18年度の実績値を使用し続けるのではなく、適宜見直しを行い、現状に即した目標値を新たに設定すべきである。

【意見3】運営評価指標の目標値の見直しについて

各指標における目標値については、外部環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。

iii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定

（例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等）

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%

を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として利用者一人あたりの経費といった費用発生額を用いている。このため、令和4年度では目標値3,447円に対して実績値8,341円であり、目標値より多くの経費が発生したにもかかわらず、達成度は242.0%と目標値を超えた成果を上げたことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項6】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

3. 兵庫県広域防災センター

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|--|--------|-----------------|---------------------------|
| 施設名 | 広域防災センター | 所管部課等 | 危機管理部 消防保安課 | |
| 設置目的 | 防災に関する体系的かつ実践的な研修、防災意識の普及啓発、消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域な救助の拠点としての機能を果たす。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例 (平成 16 年 3 月 26 日 条例第 19 号) | | | |
| 所在地等 | 三木市志染町御坂 1-19 | 設置年月日 | 平成 16 年 4 月 1 日 | |
| 敷地面積 | 450,925.89 m ² | 所有者別内訳 | 兵庫県 | 450,925.89 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 11,592.00 m ² 学習・管理棟（事務室、研修室、講堂）、教育棟（大教室、救急実技室、理化学実験室）、宿泊棟・主訓練棟（大規模火災調査室、模擬火災訓練装置、耐熱・耐煙室）、補助訓練棟、屋内訓練場、プール、北グラウンド、南グラウンド、ヘリポート | | | |
| 整備費 | 18,344,556 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 18,344,556 千円 | 一千円 | 一千円 | |
| 業務内容 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する体系的かつ実践的な研修を行うこと。 (2) 消防職員及び消防団員の教育訓練を行うこと。 (3) 自主防災組織その他の団体が行う防災に関する活動を支援するために施設をその利用に供すること。 (4) 防災に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。 (5) 救助に必要となる物資及び資機材の備蓄を行うこと。 (6) 災害時において、救助に必要となる物資及び資機材の集積及び配送を行うこと。 (7) 災害時において、救助に携わる国又は地方公共団体の職員の終結及び宿泊のために施設をその利用に供すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務。 | | | |

外観



② 運営体制

| | |
|------|--|
| 運営形態 | 県直営 (指定管理者制度を導入しない理由) 第2、II、4. 今回の監査対象にした13施設の現状を参照。 |
|------|--|

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 297,576 | 310,815 | 317,889 | 351,818 | 309,357 |
| 人件費 | 201,627 | 201,627 | 201,239 | 206,410 | 194,734 |
| 維持管理費 | 55,215 | 61,743 | 56,287 | 98,375 | 78,677 |
| 事業運営費 | 40,734 | 47,445 | 60,363 | 47,033 | 35,946 |
| その他 | — | — | — | — | — |
| 収入(財源別内訳) | 297,576 | 310,815 | 317,889 | 351,818 | 309,357 |
| 県費 | | | | | |
| 一般財源 | 293,872 | 307,650 | 314,123 | 336,621 | 288,901 |
| 使用料収入 | 3,704 | 3,165 | 3,766 | 15,197 | 20,456 |
| 他 | — | — | — | — | — |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 72,921人 | 76,213人 | 42,506人 | 42,237人 | 61,314人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 104.5% | 58.3% | 57.9% | 84.1% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|--|-------------------------|--------|---------|---------|--------|
| 設置目的に関する指標 ▶消防職員・消防団員の教育訓練人数 (消防団員の1日入校、現地訓練を除く) | 1,100(人) [25年度実績以上] | 716人 | 771人 | 825人 | 75.0% |
| サービス向上に関する指標 ▶防災研修・体験学習利用者数 | 30,000(人) [1日辺り100人] | 7,114人 | 11,985人 | 24,587人 | 82.0% |
| 効率的な運営に関する指標 ▶光熱水費の削減 | 95(%) [対18年度比の95%] | 89% | 87% | 132% | 138.9% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|--|
| 見直し方針 | 消防組織法で消防学校の設置が義務づけられており、引き続き県直営で運営を行い、運営体制や業務内容の見直しにより、運営の合理化・効率化を図っていく。 |
| 見直しの理由・考え方 | 設置根拠・業務内容から指定管理者に委ねることは困難であり、県直営で効率的で質の高い管理運営を行う。 |

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

当該施設では、広域防災センターの機能拡充を図り、宿泊型の研修プログラムを新たに実施し、防災リーダー、自主防災組織など多様な防災人材を育成することにより地域防災力の向上を目的として令和4年8月から研修宿泊施設の供用を開始している。

【研修宿泊施設】



(外 観)



(シングルルーム)

当該宿泊施設について下記 i ～ iii の課題が検出された。

i 投資効果の検証について

宿泊施設の建築には通常多額の資金を要するため、投資の意思決定を行う場合には、具体的かつ詳細な計画を策定し、その必要性と採算性を検討する必要がある。そして、意思決定の結果、投資を実行した場合には、意思決定時における宿泊者予測と実際の宿泊者数等を比較することで、想定どおりに利用され、利益が計上されているかについて継続して評価を行う必要がある。仮に実際の宿泊者数が予測を下回っている場合には、その要因を分析することで、今後の収益予測やサービスの改善を検討する必要がある。宿泊施設の効果的かつ効率的な運営を行う際に、意思決定時の計画と実績を比べることは、経営戦略、投資判断、収益予測、サービス向上等につながり、非常に重要な役割を果たすものといえる。しかし、当該宿泊施設においては、投資意思決定時の損益予測としては利用料金及び定員を定めた資料しかなく、年度ごとの宿泊者予測やそれに基づく投資回収のシミュレーション資料等は見当たらなかった。また、宿泊施設の開業後、宿泊者予測と実際の宿泊者数を比較し、分析等を行った資料も見当たらなかった。

【意見4】投資効果の検証について

宿泊施設等の多額の資金を要する設備投資を行う場合には、意思決定時において必要性と採算性を考慮した詳細な計画を策定し、意思決定後は効果的かつ効率的な運営に役立つように当初計画と実績とを比較・分析する必要がある。

ii 管理規則と宿泊約款の相違について

兵庫県立広域防災センター管理規則（以下、「防災センター管理規則」という。）において、宿泊施設における使用料の納付等について下記のとおり定められている。

(使用料の納付)

第 12 条 利用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該利用の終了後に納付することができる。

(使用料の還付)

第 14 条 条例第 6 条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に返還する使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用料を納めた者の責めに帰すことができない理由によりセンターの施設の利用ができなくなったとき。 当該使用料の全額
- (2) 使用料を納めた者がセンターの施設の利用の 3 日前までに利用の取消しを申し出た場合において、知事がやむを得ない理由があると認めたとき。
当該使用料の全額
- (3) 使用料を納めた者が第 11 条第 2 項の規定に基づき、利用の内容の変更の承認を受けた場合において、既に納めた使用料の額が過納となったとき。
当該過納となった額

一方、宿泊約款では、料金の支払いについて下記のとおり定められている。

(料金の支払い)

第 12 条

- 2 前項の宿泊料金等の支払は、通貨により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

宿泊施設の利用料金について、防災センター管理規則に従えば、利用許可の交付後直ちに支払う前払いになり、利用ができなくなった場合に還付されることになる。一方、宿泊約款に従えば、出発の際等にフロントにおいて支払う当日払いになり、還付は生じない。現状の実務は宿泊約款に従って行われているため、防災センター管理規則と宿泊約款及び現状の実務とに相違が生じている。

【意見 5】管理規則と宿泊約款の相違について

宿泊施設の利用料金の支払いについて、防災センター管理規則と宿泊約款及び実務に相違があるため、宿泊約款及び実務に合わせて防災センター管理規則を見直す必要がある。

iii アンケートの実施項目及び実施頻度について

研修宿泊施設について、今後の防災研修・防災学習の充実及び宿泊施設運営の向上を図るため、開業年の令和 4 年 8 月から 12 月にかけて、利用者全員にアンケ

ートを実施している。アンケート項目は、大きく「防災に関する質問」と「宿泊施設に関する質問」に分かれており、「宿泊施設に関する質問」として、下記3項目について質問している。

[宿泊施設に関する質問]

・宿泊の感想をお聞かせください。[満足・やや満足・普通・やや不満足・不満足]

・施設内に売店があれば利用しますか。[利用する・利用しない]

・売店で取り扱ってほしい商品がありますか。

あれば、右欄にご記入ください。[]

アンケート結果について確認したところ、欄外に清掃業務の不満等を記載しているものがあつた。研修宿泊施設については、前述のとおり一部業者委託を行っており、アンケート結果については委託業者にも回付しているとのことである。しかし、実施されたアンケートでは、委託業務の評価につながるような項目がないため、当該センターとしては、宿泊者が欄外に記載する以外に委託業務の実施状況について確認することができない。このため、委託業者が適切に業務を実施しているかを評価するために、アンケート項目に清掃の状況、受付スタッフの対応、接客態度及び食事の満足度などの項目を追加する必要がある。また、委託業者の業務を継続して評価するために、アンケートについて開業年にだけ実施するのではなく、年間を通じて継続的又は断続的に実施する必要がある。

【意見6】アンケート項目及び実施頻度について

アンケートには委託業務の評価につながるような項目を設ける必要がある。また、委託業務の継続的な評価のため、年間を通じて継続的又は断続的に実施する必要がある。

② 物品管理について

i 備品及び物品の棚卸について

兵庫県の規則等によると、物品管理について以下のとおり定められている。

財務規則 第190条（自己検査）

部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない。

財務規則の運用について 第13 検査に関する事項（2）

自己検査については、少なくとも隔月に1回はこれを励行すること。
ただし、次に掲げる帳簿については、現在高に異動があった月のほか年に1回以上自己検査を行うものとする。

ウ 備品出納簿

また、兵庫県では10万円以上の物品で、使用耐用期間がおおむね1年以上にわたるものを備品として管理対象としており、また車両や200万円以上の工作機械等の備品類は重要物品として管理されている。

これに対して、広域防災センターでは備品及び物品について、現物の実査は行われていない。

【指摘事項7】備品及び物品の棚卸について

全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。

ただし、広域防災センターでは備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。

また、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。

③ 公的施設等運営評価調書について

i 運営評価指標における目標値の考え方について

運営評価指標における目標値については、上記（1）施設の概要⑤運営評価指標に記載のとおり、効率的な運営に関する指標である光熱水費の削減について「対18年度比の95%の25,400千円」としている。現状、平成18年の実績値をもとにした目標値を令和4年度まで継続して使用している状況である。しかし、平成18年と現在では電気、ガス等の光熱水費の単価は変化しており、効率的な運営を測る指標として当時の実績値を使用し続ける意義は乏しい。また、令和4年度に開業した研修宿泊施設の光熱水費については、令和4年度の実績値には含まれているが、平成18年度の実績値をもとにした目標値には含まれていない。運営評価に際して、異なった前提条件のもとで算定（集計）された目標値と実績値を比較することは誤った結論に至るおそれもあり、効率的な運営を測る指標における目標値として適切ではない。

【意見7】運営評価指標における目標値の考え方について

運営評価指標における目標値については、外部環境の変化等に応じて適宜見直しを行う必要がある。また、実績値に研修宿泊施設の光熱水費を含めている

ため、目標値にも当然含める必要がある。

ii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・ 効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定
(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

当該施設では、効率的な運営を測る指標を光熱水費の削減額としているが、目標値としては対平成18年度比の95%といった基準年度と比較した場合の費用発生割合を用いており、当該割合は費用の増加に伴い増加するものである。このため、令和4年度では目標値95%に対して実績値132%であり、目標値より多くの経費が発生しているにもかかわらず、達成度は138.9%と目標値を超えた成果を上げたことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項8】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

④ 施設のアウトソーシングについて

第3監査の結果と意見、II. 全般的事項、総合意見3 を参照。

4. 兵庫県立歴史博物館

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|---|--------------|-----------------|-------------------------|
| 施設名 | 県立歴史博物館 | 所管部等 | 教育委員会事務局 文化財課 | |
| 設置目的 | 郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与する。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (昭和 57 年 9 月 23 日 条例第 35 号) | | | |
| 所在地等 | 姫路市本町 68 番地 | 設置年月日 | 昭和 58 年 4 月 1 日 | |
| 敷地面積 | 6,145.00 m ² | 所有者別内訳 | 姫路市 | 6,145.00 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 7,585.29 m ² ギャラリー、ロビー、シアター、ライブラリー、特別展示室、展示室、講堂、多目的ルーム、事務管理室 | | | |
| 整備費 | 4,913,581 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 2,379,796 千円 | 2,533,785 千円 | 一千円 | |
| 業務内容 | <p>(1) 郷土の歴史及び城郭に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。</p> <p>(2) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>(3) 博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を利用させること。</p> <p>(4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。</p> <p>(5) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。</p> <p>(6) 他の博物館等との相互協力を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業務。</p> | | | |

外観



② 運営体制

| | |
|------|---|
| 運営形態 | 県直営 (指定管理者制度を導入しない理由) 第2、Ⅱ、4. 今回の監査対象にした13施設の現状を参照。 |
|------|---|

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 支出 | 284,187 | 297,272 | 350,321 | 1,546,980 | 308,379 |
| 人件費 | 156,902 | 169,220 | 168,160 | 174,951 | 168,240 |
| 維持管理費 | 67,860 | 70,349 | 68,789 | 46,162 | 69,817 |
| 事業運営費 | 59,425 | 57,703 | 28,158 | 27,315 | 70,322 |
| その他 | — | — | 85,214 | 1,298,552 | — |
| 収入(財源別内訳) | 284,187 | 297,272 | 350,321 | 1,546,980 | 308,379 |
| 県費 | | | | | |
| 一般財源 | 189,844 | 205,176 | 204,034 | 332,556 | 249,103 |
| 使用料収入 | 5,481 | 2,922 | 1,195 | — | 14,830 |
| 他 | 88,862 | 89,174 | 145,092 | 1,214,424 | 44,446 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 利用者数 | 81,513人 | 89,593人 | 34,647人 | 7,993人 | 10,039人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 109.9% | 42.5% | 9.8% | 12.3% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|------------------------------------|------------------------------|--------|--------|---------|---------|
| 設置目的に関する指標 ➤ 観覧者数 | 133,000 (人) [H17~H19実績平均] | 34,647 | 7,993 | 10,039 | 7.5% |
| サービス向上に関する指標 ➤ミュージアムパフォーマンス実施回数 | 70 (回) [H27~29実績平均] | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤利用者一人当たりの経費 | 3,000 (千円) [同上] | 8,600 | 43,800 | 154,100 | 5136.7% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|---|
| 見直し方針 | 運営の合理化・効率化を図りながら県立施設として維持する。 |
| 見直しの理由・考え方 | 地域や人々の暮らしの豊かさの礎である歴史文化遺産を未来へ継承することに努め、兵庫県及び兵庫県に関わる様々な人々のより良い未来づくりに貢献する「ひょうごの未来へのかけはしとなる博物館」として、多様な歴史の見方を提案するとともに、歴史・文化のシンクタンクとしての機能を果たす中核県立施設として運営していく。 |

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

i 利用料金の管理について

現金の払込について、財務規則では下記のとおり定められている。

(現金の払込)

第111条 会計管理者又は出納員は、第38条の規定により直接収納した現金を即日又は翌日（その日が公金機関の休業日に当たるときは、その日の直後の公金機関の営業日）中に現金払込書（様式第12号）により公金機関に払い込まなければならない。ただし、収納金額が5万円未満であるときは、毎5日分を取りまとめて公金機関に払い込むことができる。

上記規定に従えば、利用料金について収納金額が5万円未満の場合を除き、即日又は翌日（その日が公金機関の休業日に当たるときは、その日の直後の公金機関の営業日）中に公金機関へ納付する必要がある。

当該施設にて現金出納簿を確認したところ、担当者の失念により、令和5年8月に収納金額が5万円以上あり、かつ、公金機関の休業日でないにもかかわらず、即日又は翌日中に公金機関へ納付されていない日があった。

【指摘事項9】利用料金の管理について

日々の利用料金について、財務規則に基づき適切に公金機関へ納付すべきである。また、担当者の失念を防ぎ、業務が適切に行われるように、財務規則等に基づいた業務マニュアルや手順書等を整備する必要がある。

ii 特別展観覧料の算出方法について

当該施設における特別展の観覧料は下記表の金額となっている。

| | 個人 | 団体 |
|-------|--------|------|
| 大人 | 1,000円 | 800円 |
| 大学生 | 700円 | 550円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 70歳以上 | 500円 | 400円 |

※障害者手帳をお持ちの方…障害者手帳またはミライロID提示で本人は75%減免、介助者1名まで無料

特別展の観覧料については、兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例（以下、「歴史博物館条例」という。）にて下記のとおり定められており、当該施設では、歴史博物館条例で定められた額の範囲内で、かつ、事業収入見込額と事業経費見込額が同額になり、収支が均衡する水準で定めているとのことである。

第5条 (省略)

2 博物館資料を特別に展示している場合における観覧料は、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

3 教育委員会は、博物館資料を特別に展示している場合における観覧料について、前項に規定する額により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該観覧料の額を展示の内容等に応じて定めることができる。

別表第2 (第5条関係)

| 区分 | 特別展示観覧料 (1人につき) | | 備考 |
|-------|--------------------|------------|--|
| | 個人 | 団体 | |
| 一般 | 円 2,000 | 円 1,600 | 1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 |
| 大学生 | 1,500 | 1,200 | 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 |
| 高校生以下 | 無料 | | 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 |

ここで、事業収入見込額の大部分若しくはその全てが観覧料収入見込額であり、観覧料収入見込額は、有料観覧者見込数に予定単価を乗じて算出するため、有料観覧者見込数に大きく左右される。下記特別展(計3回)において、観覧料算出時における有料観覧者見込数と実際の有料観覧者数は下記のとおりであり、特別展ごとにバラつきはあるものの、全て有料観覧者数が見込数を下回っていた。

| | 驚異と怪異 | HISTORY OF MUSEUM | 海洋堂と博物館 |
|---------------|----------|-------------------|----------|
| 開催期間 | 令和2年6～8月 | 令和5年4～6月 | 令和5年7～9月 |
| 有料観覧者見込数<a> | 14,560人 | 12,000人 | 9,870人 |
| 有料観覧者数(実績) | 9,283人 | 3,123人 | 7,960人 |
| /<a> | 63.8% | 26.0% | 80.7% |

現状、有料観覧者見込数にもとづき、いずれの特別展も1人当たり平均単価約840円で試算しているが、実際の有料観覧者数にもとづき試算すれば、事業経費が予算と同額だと仮定した場合、収支均衡を図るためには下記表に示すとおり、1人当たり平均単価1,000円以上の料金が必要になる。

| | 驚異と怪異 | HISTORY OF MUSEUM | 海洋堂と博物館 |
|---------------|-----------|-------------------|-----------|
| 事業経費（予算） | 12,210 千円 | 10,041 千円 | 10,009 千円 |
| 有料観覧者数（実績） | 9,283 人 | 3,123 人 | 7,960 人 |
| 有料観覧者見込数 | 14,560 人 | 12,000 人 | 9,870 人 |
| 1人当たり平均単価（実績） | 1,315 円 | 3,215 円 | 1,037 円 |
| 1人当たり平均単価（予算） | 838 円 | 836 円 | 836 円 |

* 1人当たり平均単価（実績）＝事業経費（予算）／有料観覧者数（実績）

1人当たり平均単価（予算）＝事業経費（予算）／有料観覧者見込数

「海洋堂と博物館」のみ、事業経費（予算）からその他収入を控除している値を分子としている。

このため、上記いずれの特別展においても、現状の観覧料金では収支均衡が図られておらず、支出額が収入額を超過している。

【意見8】特別展観覧料の算出方法について

現状、特別展観覧料算出時における有料観覧者見込数と実際の有料観覧者数が乖離している。コロナ禍等により将来の観覧者数の予測は困難を伴うが、当該見込数が1人当たり平均単価算定の基礎になるため、過年度の予算と実績との比較結果等を参考に、できるだけ実績値と乖離が生じないように、より精緻に算定する必要がある。

また、算定の結果、収入見込額が過年度の収入実績額を大幅に下回る場合は、収支が均衡するように、収入の増額に向けて観覧料以外の他の収入を検討するか、支出額を抑制することを検討する必要がある。

iii 招待券の余剰について

令和2年度から5年度（令和5年9月1日時点）にかけて開催された特別展及び企画展において、下記枚数の招待券が未配布となっている。

・特別展 招待券 未配布枚数

| | 驚異と怪異 | 女たちのひょうご | HISTORY OF MUSEUM | 海洋堂と博物館 |
|-------|----------|-------------|-------------------|----------|
| 開催期間 | 令和2年6～8月 | 令和2年10月～11月 | 令和5年4～6月 | 令和5年7～9月 |
| 未配布枚数 | 2,261 枚 | 1,785 枚 | 1,303 枚 | 1,745 枚 |

・企画展 招待券 未配布枚数

| | | | |
|-------|---------------|---------------|-------------------|
| | 絵そらごとの楽 しみ | 広告と近代のく らし | 唱歌！西洋音楽 がやって来た |
| 開催期間 | 令和3年1月～3月 | 令和3年4～6月 | 令和5年7～9月 |
| 未配布枚数 | 2,768枚 | 2,033枚 | 2,082枚 |

招待券について、特別展では1千枚～2千枚程度、企画展では2千枚～3千枚程度の余剰が生じ、廃棄されている。大量の招待券の余剰が生じ、廃棄されている要因としては、納品枚数が過大であったか、配布枚数が過少であったことが考えられる。いずれの要因にしても毎回大量の余剰が生じていることから、招待券の管理が適切に実施されていないといえる。

【意見9】招待券の余剰について

招待券について、毎回大量の余剰が生じている要因を分析・検討し、より多くの関係者に配布するか、現状の配布枚数に合わせて納品枚数を減らすなどの対応を行う必要がある。

② 委託契約について

下記委託業務について内容を確認した。

(年間契約額 50 万円以上のもの)

| 契約名 | 契約額 (円) | 選定方法 |
|-------------------|-----------|---------------|
| 機械警備業務委託 | 574,640 | 見積り合わせによる随意契約 |
| 機械警備業務委託 | 907,251 | 指名競争入札 |
| 設備管理・環境衛生管理業務委託 | 766,260 | 指名競争入札 |
| 保安警備業務委託 | 5,776,320 | 一般競争入札 |
| ホームページ整備保守業務委託 | 3,872,000 | 随意契約 |
| 常設展示デジタルコンテンツ制作業務 | 1,615,000 | 一般競争入札 |

i ホームページ整備保守管理業務について

ホームページ整備保守管理業務については令和4年度において3,872千円が支払われており、その請求内訳については

- ア. コンテンツ作成 : 2,618 千円
- イ. やさしい日本語 : 444 千円
- ウ. 保守 : 234 千円

エ. サーバーレンタル：224 千円

となっている。

当該業務については「財務規則の運用について」の第5-11(2)ア、つまり「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。」に該当するとして随意契約により選定している。具体的な随意契約選定理由としては決裁書に手書きで「企業提案コンペの当選者」と記載されており、これは令和2年度においてホームページのマルチデバイス化によるリニューアルをコンペ方式で実施した際に今回の業者が選定されたことを指している。

但し、今回の委託業務内容のうち、上記ア. イの契約については、

- 40周年デジタルコンテンツ（1,342千円）、
- 赤松氏の歴史（650千円）
- 「播磨国歴史Q&A」（466千円）

などのコンテンツ作成が主なものであり、これは必ずしもホームページをリニューアルした業者でないと作成できないとは考えにくい。また、前回のホームページリニューアルの際にはコンペ方式により業者を新たに選定したにも関わらず、それ以降はこのような随意契約理由により業者が変更できないとなると、今後永久に当該業者にホームページのコンテンツ作成を依頼し続けなければならないこととなる。

ホームページの保守管理業者を変更すると不都合が生じるケースもありうるので一概には言えないが、「財務規則の運用について」の随意契約の項において「随意契約の取扱いについては厳正を期すること」と記載されていることから分かる通り、金額的に多額となるリニューアルでは容易に随意契約により契約するのではなく、例えば合見積もりを徴収し金額の妥当性を確認することや、場合によってはコンペを実施して業者の再選定を行うことなど、慎重な適用が望まれる。

【意見10】 ホームページ整備保守管理業務について

随意契約を適用する際は随意契約の妥当性について慎重に検討されたい。

ii 随意契約理由について

上記で記載したように、兵庫県立歴史博物館の決裁書において「契約方法」の欄には例えば「地方自治法施行令第167条の2第1項第2 財務規則の運用について第5-11(2)ア」とだけ記載されている。

前者の記載はこれが随意契約によること、及び後者の記載はそれが政令第167条の2第1項第2号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に規定されているどの項目に該当するかを示している。上記のケースでは「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。」であるが、何故

「特定の者でなければ納入することができないのか」という、より個別具体的な理由については記載する欄が設けられていない為、必要に応じて上記のケースのように筆記で付け加えているケースもあるが、追記していないケースも見受けられた。

随意契約では何故随意契約によらないといけないか、という具体的な理由が記載されていなければその妥当性を判断できず、適切に審査し決裁できないと考えられるため、具体的な随意契約理由を記載する欄を設ける必要がある。

【指摘事項 10】 随意契約理由について

内部での適切な審査の為、随意契約の決裁書には、随意契約が必要である具体的な理由を記載する欄を設けるべきである。

③ 物品管理について

i 備品・収蔵品の棚卸について

平成 30 年度の包括外部監査において、下記の指摘が行われている。

兵庫県の財務規則第 190 条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務 について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第 13 では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年 1 回以上とされている。兵庫県では 10 万円以上の物品が備品として管理対象となっており、歴史博物館においてはシステムの備品台帳により管理が行われているが、物品棚卸は実施されておらず、規定どおりの運用が行われていなかった。

2 百万円以上の重要物品についても、年 1 回兵庫県の監査時に任意でのサンプル抽出により複数人で現物の確認が行われているが、それ以外は担当学芸員の管理下であり担当者以外の現物確認は行われていない状況である。

さらに、歴史博物館では外部からの寄贈資料を多数受け入れているが、学芸員不足等により整理が進まず、多くの収蔵品について台帳への記載が未了であり、展示や文献としての利用に資することが困難な状態となっている。歴史資料を整理・分類し、展示や文献としての利用を行える状態とすることで郷土の歴史に関する文化的価値が生じ、郷土の歴史 に対する県民の理解を深めることができることから、早急に対応する必要がある。

歴史博物館では、重要物品（200万円以上）を中心に物品の棚卸を実施することとされているが、収蔵品を含む備品出納簿に記載されている全ての実在性を確認する棚卸を実施する方針と手続きが明確にされていない。また、棚卸を実施した結果は、検査実施日と署名がされているのみで、詳細な実施過程が確認できる資料は残されていない。

また、収蔵品については、収蔵庫内を中心に保管されており、各収蔵品を学芸員が管理することとなっており、一般の職員は自由に収蔵庫を出入りすることができないが、県の所有する収蔵品として実在しているか否かを確認する棚卸自体は必要であると考えられる。しかしながら、収蔵品に係る棚卸の実施過程が確認できる資料は残されていない。

歴史博物館の物品及び収蔵品はアイテム数が多いため、年間を通じて対象範囲を定めて計画的に棚卸を実施するなどして、定期的に現物の実在性を検証することが重要と考えられる。

【指摘事項 11】 備品・収蔵品の棚卸について

毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。

ii 使用見込みのない備品について

令和5年4月のリニューアル前に保管されていた不要備品については、リニューアルに伴い廃棄されていた。しかし、リニューアルに伴い発生した従来使用していた椅子、ベンチ、硝子、木材、ゴミ箱等の廃棄予定の備品・消耗品については、リニューアル後で業務が多忙なこともあり、廃棄されずに保管されていた。

【意見 11】 使用見込みのない備品について

リニューアルに伴い発生した使用見込みのない備品・消耗品について、早期に廃棄処理する必要がある。

④ 公的施設等運営評価調書について

i 運営評価指標の目標値の見直しについて

運営評価指標については、上記（1）施設の概要⑤運営評価指標に記載のとおり、設置目的に関する指標としては観覧者数とし、目標値としては平成17～19年度の実績平均133,000人としている。

コロナ禍前の平成29年～30年度の観覧者数実績は下記のとおりであり、いずれも目標値の6～7割程度である。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 観覧者数 | 80,409 人 | 81,513 人 | 89,593 人 |
| 対目標値比 | 60.4% | 61.2% | 67.3% |

当該目標値を設定した当時に比べて姫路市の人口動態や周辺環境等は変化しており、現状、平成 27 年度に近隣の姫路城がグランドオープンし、観光客等が増加するといった好要因があったが、目標値の達成は困難な状況であるといえる。このため、設置目的の達成度を測る指標として、平成 17～19 年度の実績平均を目標値として使用し続けるのではなく、現状に即した目標値を新たに設定すべきである。

【意見 12】 運営評価指標の見直しについて

設置目的に関する評価指標である入館者数の目標値については、周辺環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。特に、当年度にリニューアルオープンしたことを踏まえ、リニューアルオープン後の実績値をもとに見直すことを検討されたい。

ii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・ 効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定
(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が 100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が 100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として利用者一人あたりの経費といった費用発生額を用いている。このため、令和 4 年度では目標値 3,000 円に対して実績値 154,000 円と目標値より著しく多額の経費が発生したにもかかわらず、達成度は 5136.7%と目標値を大幅に超えた成果を上げたことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項 12】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

⑤ 平成 30 年度包括外部監査の結果への対応状況

平成 30 年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項について、担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

当該施設に関する措置状況は下記のとおりである。

| 項目 | 現状改善の対策について【意見】 |
|-----------|--|
| 指摘及び意見の要約 | 目標指標の達成のために、過去の慣例や固定観念にとらわれることなく、ゼロベースで案を検討し、実行に移すことが重要である。 |
| 対応及び改善策 | 歴史博物館については、ホームページや SNS などによる PR に加え、県内学校等への PR や周辺施設等との連携に努める。 |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |

| 項目 | 県有備品及び物品の管理について【指摘事項】 |
|-----------|---|
| 指摘及び意見の要約 | <p>県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善するべきである。</p> <p>また、県有備品について、年に 1 度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきであり、施設によって備品数があまりにも多い場合には各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。</p> |
| 対応及び改善策 | 備品出納簿（県）と備品使用簿（館）、備品整理票との整理番号を整合し統一する。また、財務規則に基づき定期的に自己検査を実施し、適正な備品管理に努める |
| 措置状況 | <p>収蔵品を含む備品出納簿に記載されている全ての実在性を確認する棚卸を実施する方針と手続きが明確にされていない。また、棚卸を実施した結果は、検査実施日と署名がされているのみで、詳細な実施過程が確認できる資料は残されていない。また、収蔵品に係る棚卸の実施過程が確認できる資料は残されていない。</p> <p>（【指摘事項 11】 参照）</p> |

| | |
|-----------|--|
| 項目 | 歴史博物館の修繕について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | メインエントランスの空調設備が老朽化により使用不可能となっているほか雨漏り等も生じているため、計画的に修繕を行う必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 令和2年度から長寿命化改修を実施する。 |
| 措置状況 | 令和4年から令和5年度にかけて、長期寿命化改修が行われていることを確認した。 |

| | |
|-----------|--|
| 項目 | 使用見込みのない備品について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 使用見込みのない備品について、活用がない場合には廃棄処理を行う必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 歴史博物館の備品等については、老朽化対策工事の際に廃棄予定である。 |
| 措置状況 | 令和5年4月のリニューアル工事前に保管されていた不要備品については、リニューアルに伴い廃棄されていたが、リニューアルに伴い発生した廃棄予定の備品・消耗品が廃棄されずに保管されていた。（【意見11】参照。） |

⑥ 施設のアウトソーシングについて

第3監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見1 を参照。

5. 兵庫陶芸美術館

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|---|--------|-------------|--------------------------|
| 施設名 | 兵庫陶芸美術館 | 所管部課等 | 県民生活部 芸術文化課 | |
| 設置目的 | 陶芸に関する県民の教養を高めるとともに、陶芸を通じた県民の交流を促進し、陶芸に関する知識及び技能の普及向上を図ることにより、陶芸文化の発展に寄与する。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例 (平成17年3月28日 条例第14号) | | | |
| 所在地等 | 丹波篠山市今田町上立杭4 | 設置年月日 | 平成17年10月1日 | |
| 敷地面積 | 49,323.58 m ² | 所有者別内訳 | 県 | 49,323.58 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 6,561.30 m ² ・エントランス棟：インフォメーション、レストラン、工房、展望デッキ ・展示棟：展示室、収蔵庫等 ・管理棟：事務室、ボランティアルーム、レファレンスルーム、書庫等 ・研修室：セミナー室、談話室 茶室：和室、立礼席 | | | |
| 整備費 | 4,939,298 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 4,939,298 千円 | 一千円 | 一千円 | |
| 業務内容 | (1) 陶芸の美術品及び陶芸に関する文献、図表、写真等の資料(以下「陶芸美術品等」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。 (2) 陶芸に関する学術調査及び研究を行うこと。 (3) 陶芸に関する情報の収集及び提供を行うこと。 (4) 陶芸に関する知識及び技能を有する人材の養成を行うこと。 (5) 陶芸に関する講演会、講習会等を行うこと。 (6) 陶芸に関する活動のために陶芸美術館の施設を県民の利用に供すること。 (7) 他の美術館、研究機関等との相互協力を行うこと。 (8) 前各号に掲げるもののほか、陶芸美術館の目的を達成するために必要な業務。 | | | |

外観



② 運営体制

| | |
|------|--|
| 運営形態 | 県直営 (指定管理者制度を導入しない理由) 第2、II、4. 今回の監査対象にした13施設の現状を参照。 |
|------|--|

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 362,954 | 336,338 | 336,384 | 343,385 | 327,285 |
| 人件費 | 145,373 | 148,418 | 139,555 | 133,433 | 134,235 |
| 維持管理費 | 96,718 | 88,565 | 104,828 | 119,676 | 97,213 |
| 事業運営費 | 100,573 | 86,130 | 73,564 | 71,189 | 95,703 |
| その他 | 20,290 | 13,225 | 18,437 | 19,087 | 134 |
| 収入(財源別内訳) | 362,954 | 336,338 | 336,384 | 343,385 | 327,285 |
| 県費 | | | | | |
| 一般財源 | 179,134 | 278,614 | 175,512 | 196,289 | 157,292 |
| 使用料収入 | 664 | 611 | 942 | 685 | 714 |
| 他 | 59,286 | 57,113 | 41,218 | 38,108 | 51,511 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|---------|----------|---------|----------|---------|
| 利用者数 | 98,871人 | 114,660人 | 51,058人 | 113,799人 | 85,578人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 116.0% | 51.6% | 115.1% | 86.6% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|---------------------------|------------------------------|--------|---------|--------|-------|
| 設置目的に関する指標 ➤ 総利用者数 | 100,000 (人) [18~19年度実績平均] | 51,058 | 113,799 | 85,578 | 85.6% |
| サービス向上に関する指標 ➤ 学芸員開設案内 | 56.8 (回) [28~30年度実績平均] | 19.0 | 24.0 | 19.0 | 33.5% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤ 光熱水費 | 29,758 (千円) [18年度実績] | 13,925 | 17,791 | 24,571 | 82.6% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|--|
| 見直し方針 | 引き続き、県立施設として事業内容の見直しや経費削減に積極的に取り組み、効果的・効率的に運営していく。 |
| 見直しの理由・考え方 | 美術館・博物館事業（展示、資料収集等、調査研究、情報発信等）、交流人材養成事業（学社連携、創作学習、人材養成）、地元「丹波焼の里」との地域連携の推進を3本柱に事業を展開しており、引き続き事業効果を高め、魅力ある施設づくりに取り組むとともに、更に委託料や光熱水費等の見直しを一層進め、効率的な施設運営に取り組んでいく。 |

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

i セミナー室・談話室の利用率について

セミナー室・談話室の利用率は令和4年度の「公的施設等運営評価調書」によれば

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| セミナー室 | 25 % | 25 % | 14% | 23% | 30% |
| 談話室 | 20 % | 15 % | 12% | 17% | 29% |

と、稼働率20%台が続いている。

これは、コロナによる利用低迷は除くと、セミナーやイベントを週末に開催して

いる関係上このような利用率になっているものと考えられ、立地面を考えると致し方ない面はあるものの、運営評価指標として総利用者数が挙げられていることも鑑みると平日の利用率を上げるような施策・工夫が望まれる。

【意見 13】 セミナー室・談話室の利用率について

セミナー室、談話室の利用率向上のための施策を工夫されたい。

ii 茶室の有効利用について

敷地内には「玄庵」と名付けられた茶室があり、当該茶室は8畳の茶室と立礼席を備え、本格的な茶会などに利用できるものである。



現在はレストランの運営事業者にレストラン施設と共に貸し付けられているが、当該施設は「兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例」では有料施設の一覧には含まれておらず、運営事業者からは水屋と冷蔵庫部分の面積だけの僅かな賃料しか徴収していない。

担当者によると、以前はレストラン運営事業者がお茶の先生と契約し土日だけ来館者にお茶を振る舞うなどしていたが、採算が合わず取りやめたとのことである。現在は来館者が利用したい場合はレストラン事業者に連絡することとなっているが、レストランに対して利用者の報告等は要求していない。またその他年に数回だけ、お茶の各流派と連携して茶会を開催するときのみ、陶芸美術館からレストランに使用料を支払い利用しているような状況である。

本格的な茶室であり、維持費もかかるうえに賃貸料も僅かであることから更なる有効利用が望まれるところであるが、レストラン運営事業者にそれを求めるのは事業者の負担となり難しい。例えば貸館へと条例改正し、陶芸美術館が自ら企画し有効利用を図っていくことが必要であると考ええる。

【意見 14】 茶室の有効利用について

必要であれば条例を改正し、茶室の有効利用を図られたい。

iii レストランの施設利用料減免について

レストランの利便施設利用許可については運営事業者から施設利用料を徴収しているが、事業者からはその減免申請書が毎年提出されており、陶芸美術館の利用許可に関する決裁書では平成4年3月10日付け第404号総務部長通知の使用区分9(イ)「地方職員共済組合等以外の者が県の職員その他県の施設を利用する者の福利厚生施設として食堂等の経営を行うために使用する場合で、あらかじめ県の承認を得た低廉な価格で物品の販売又は役務の提供をするために使用する」とに基づき50%減免を行うと記載されている。

担当者によると陶芸美術館の福利厚生施設としても利用している為、上記に該当するとして減免を行っているとの説明であった。

令和4年度の減免を認めた決裁書には「あらかじめ県の承認を得た低廉な価格」に関する資料が付いていなかった為、当該承認資料を要求したところ、

- ・現事業者はH26.4.15より事業を開始しており、事業開始時には別添の資料によりメニューを協議しているが、メニューの承認決裁等は文書保存期限を経過しており、見当たらない。
- ・年度毎に利用許可をしているが、相手方から低廉な価格での商品提供による福利厚生に寄与したい旨の減免申請書を受領し、許可を行なっている。

との回答であり、価格の承認を得た資料の確認はできなかった。

仮に事業開始当初に価格の内部承認を受けたとしても、メニュー価格は随時改定されるものである為、減免申請の都度承認を受けるべきである。

【意見15】 レストランの施設利用料減免について

レストランの施設利用料減免ではその都度、価格に関する承認を受ける必要がある。

iv 在庫管理について

各特別展で販売した図録、グッズなどの商品在庫の管理方法についてヒアリングしたところ、在庫の管理簿は作成されておらず、商品ごとの差引簿で管理しているが棚卸は今まで実施していないとの回答であった。実際に管理状況視察のため倉庫に行き、数点を選んで実際残高と差引簿とを照合したがどれも一致していなかった。

棚卸は在庫管理の要であり定期的実施すべきである。また倉庫スペース確保の為にも除却方針を定めた上で販売可能性の少ない商品は廃棄することが望まれる。

【指摘事項 13】 在庫管理について

商品の管理方法を定め、定期的な棚卸を実施されたい。

② 修繕計画について

i 計画修繕の実施時期について

大規模改修については、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」において令和5年度以降の実施施設として計画修繕の対象とされており、ウッドデッキの改修やLED化が検討されているが、具体的な時期はまだ決定していない。

通常の修繕については、法定点検や自主点検の結果に基づいて必要な修繕が実施されている。

【意見 16】 計画修繕の実施時期について

計画修繕について、実施内容は検討されているが、具体的な時期はまだ決定していない。陶芸美術館の展覧会の企画・準備には一定の期間を要することから、早期に時期を決定しておく必要がある。

③ 物品管理について

i 備品及び物品の管理について

兵庫県の規則等によると、物品管理について以下のとおり定められている。

財務規則 第190条（自己検査）

部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない。

財務規則の運用について 第13 検査に関する事項（2）

自己検査については、少なくとも隔月に1回はこれを励行すること。
ただし、次に掲げる帳簿については、現在高に異動があった月のほか年に1回以上自己検査を行うものとする。

ウ 備品出納簿

また、兵庫県では10万円以上の物品で、使用耐用期間がおおむね1年以上にわたるものを備品として管理対象としており、また車両や200万円以上の工作機械等の備品類は重要物品として管理されている。

備品及び物品の管理については、現物の実査が年4回行われているが、実施した日付けとサインが残されているのみで、詳細な実施内容や結果のわかる証跡は

残されていない。

また、収蔵品についても、学芸員により展示替えや貸出しの際に行われているとのことであるが、証跡は残されていない。

【意見 17】 備品及び物品の管理について

備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて残しておくことが必要である。

また、収蔵品の現物の実査についても、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて残していくことが必要である。

④ 公的施設等運営評価調書について

i 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・ 効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定
(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が 100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が 100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として光熱水費といった費用発生額を用いている。このため、令和 4 年度では目標値 29,758 千円に対して実績値 24,571 千円であり、目標値より少ない経費しか発生していないにもかかわらず、達成度は 82.6%と目標値を達成していないことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項 14】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評

価指標に変更すべきである。

⑤ 施設のアウトソーシングについて

第3監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見1 を参照。

6. 兵庫県立考古博物館

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|---|--------|-----------------|-------------------------|
| 施設名 | 県立考古博物館 | 所管部等 | 教育委員会事務局 文化財課 | |
| 設置目的 | 古代文化に関する県民の教養を高めるとともに、遺跡及び考古資料の活用を通じた県民の交流の場を提供することにより、教育、学術及び文化の発展に寄与する。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例 (平成 19 年 3 月 16 日 条例第 24 号) | | | |
| 所在地等 | 加古郡播磨町大中 1-1-1 | 設置年月日 | 平成 19 年 4 月 1 日 | |
| 敷地面積 | 5,544.33 m ² | 所有者別内訳 | 播磨町 | 5,544.33 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 8,690.36 m ² エントランス、体験展示室「発掘ひろば」、テーマ展示室、特別展示室、特別収蔵庫、一時保管庫、一般収蔵庫、研究員室、調査室、遺物整理室、保存処理室、資料室、写真撮影室、書庫、講堂、体験学習室(3室)、考古学情報プラザ、ボランティアルーム、事務室 | | | |
| 整備費 | 4,205,739 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 4,205,739 千円 | 一千円 | 一千円 | |
| 業務内容 | <p>(1) 古代文化に関する実物、模写、模造、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。</p> <p>(2) 古代文化に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>(3) 博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を県民の利用に供すること。</p> <p>(4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。</p> <p>(5) 古代文化に関する学術調査及び研究を行うこと。</p> <p>(6) 他の博物館、研究機関、遺跡及び考古資料を保存し、管理する団体等と相互に協力及び連携を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業務。</p> | | | |

外観



② 運営体制

| | |
|------|--|
| 運営形態 | <p>県直営</p> <p>(指定管理者制度を導入しない理由)</p> <p>第2、Ⅱ、4. 今回の監査対象にした13施設の現状を参照。</p> |
|------|--|

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 428,084 | 424,976 | 510,982 | 467,885 | 523,873 |
| 人件費 | 264,256 | 279,213 | 277,464 | 274,923 | 277,596 |
| 維持管理費 | 102,649 | 120,058 | 219,758 | 170,751 | 168,487 |
| 事業運営費 | 61,179 | 25,705 | 13,760 | 22,211 | 77,790 |
| その他 | — | — | — | — | — |
| 収入(財源別内訳) | 428,084 | 424,976 | 510,982 | 467,885 | 523,873 |
| 県費 | | | | | |
| 一般財源 | 370,321 | 399,096 | 487,744 | 439,599 | 455,154 |
| 使用料収入 | 4,141 | 2,116 | 2,449 | 3,288 | 15,187 |
| 他 | 53,622 | 23,764 | 20,789 | 24,998 | 53,532 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----------|----------|---------|---------|----------|
| 利用者数 | 141,788人 | 138,281人 | 52,237人 | 80,181人 | 134,841人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 97.5% | 37.5% | 56.5% | 95.1% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|------------------------------|----------------------------|--------|--------|---------|--------|
| 設置目的に関する指標 ▶年間総利用者数 | 143,000(人) [*] | 53,237 | 80,181 | 134,841 | 94.3% |
| サービス向上に関する指標 ▶学習プログラム参加者数 | 20,000(回) [*] | 1,518 | 3,349 | 66,948 | 334.7% |
| 効率的な運営に関する指標 ▶利用者1人あたりの経費 | 2,700(千円) [H27~29年度平均値] | 8,000 | 6,400 | 3,500 | 129.6% |

*開館当時、類似または近隣施設の入館者数、周辺人口を基に設定

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|--|
| 見直し方針 | 運営の合理化・効率化を図りながら県立施設として維持する。 |
| 見直しの理由・考え方 | 主として古代(平安時代)までの文化について、遺跡及び考古資料の活用を通じた県民の交流の場を提供する施設として、埋蔵文化財を調査する研究機関として、また、県内各地の史跡や郷土資料館等と連携し事業を一体的に運営していく。 |

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

i 古代鏡展示館(加西分館)の入館者目標について

加西市在住の美術品蒐集家、千石唯司氏所有のコレクションの受贈を契機として、平成29年4月に県立フラワーセンター内に古代鏡展示館(考古博物館加西分館)を開館し、令和3年4月に新展示室の増築を行っている。

【古代鏡展示館（考古博物館加西分館）】



古代鏡展示館（考古博物館分館）の目標入館者数及び実際の入館者数等の推移は下記のとおりである。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------------------------------|--|--|---------|
| 目標入館者数 | 56,000人 | 59,000人 | 51,000人 | 51,000人 |
| 入館者数 | 22,298人 | 7,507人 | 23,812人 | 27,737人 |
| 観覧者数 | 9,048人 | 1,809人 | 7,203人 | 10,054人 |
| （内、有料） | 6,502人 | 1,343人 | 4,763人 | 7,928人 |
| （内、無料） | 2,546人 | 466人 | 2,440人 | 2,126人 |
| 開館日数 | 285日 | 97日 | 263日 | 306日 |
| 備考 | コロナ休館 3/5～15 3/20PM～3/31 | 増築工事休館 9/24～3/31 コロナ休館 4/1～5/31 | 増築工事休館 4/1～4/28 コロナ休館 4/29～5/11 | — |

* 入館者数…古代鏡展示館の館内へ入館した人の数

観覧者数…古代鏡展示館の有料展示ゾーンへ入館した人の数

観覧されなかった入館者数

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|---------|--------|---------|---------|
| 人数 | 13,250人 | 5,698人 | 16,609人 | 17,683人 |
| 入館者数との割合(%) | 59.4 | 75.9 | 69.7 | 63.7 |

(参考) フラワーセンター入園者数との対比

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| 入園者数 | 227,161人 | 151,106人 | 190,970人 | 234,300人 |
| 入館者数/入園者数 (%) | 9.8 | 4.9 | 12.4 | 11.8 |
| 観覧者数/入園者数 (%) | 3.9 | 1.1 | 3.7 | 4.2 |
| 有料観覧者数/入園者数 (%) | 2.8 | 0.8 | 2.4 | 3.3 |

フラワーセンター入園者に占める古代鏡展示館の有料観覧者割合は3%程度に低迷している

古代鏡展示館はフラワーセンター内に開館されていることから、開館当初から目標入館者数についてフラワーセンターの2年度前入園者数の4分の1としている。このため、令和2年度においては増築工事等により8か月以上も休館しており、他の年度に比べて開館日数が半分にも満たないにもかかわらず、目標入館者数として開館以来最大の59,000人となっていた。この点、平成30年度の包括外部監査結果への措置として「これまでの実績を踏まえて、増築工事の完了に合わせて、令和2年度に目標入館者数の見直しを実施する。」との対応を示していた(下記、「⑤ 平成30年度包括外部監査の結果への対応状況」参照)。しかし、令和3年度の新展示室オープン後も目標入館者数の算定方法について見直しはされておらず、依然として従来のが考えが踏襲されていた。

確かに、古代鏡展示館はフラワーセンター内に開館されているため、フラワーセンターの入園者数に影響を受けるといえる。しかし、目標入館者数を定める場合には、フラワーセンターの入園者数のみをもって定めるのではなく、増築工事等による休館や新展示室のオープンといった古代鏡展示館固有の要素についても考慮し、目標値としてあるべき数値を算定すべきである。また、下記「④ 公的施設等運営評価調書について」に記載のとおり、公的施設等運営評価調書の目標値には古代鏡展示館の目標入館者数が含まれていないため、現状、古代鏡展示館において運営状況を評価すべき機会が十分確保できていない。古代鏡展示館においても早急に目標入館者数と実際の入館者数を比較することなどで設置目的の達成度を測るなど、運営状況を評価する仕組みを構築すべきである。

【指摘事項 15】 古代鏡展示館の入館者目標について

入館者目標について、これまでの実績等を踏まえて目標値としてあるべき数

値で算定すべきである。また、早急に目標値と実績値の比較等により運営状況の評価を行う仕組みを構築すべきである。

ii 特別展観覧料の算出方法について

令和4年度及び令和5年度（9月1日時点）に開催された特別展（計3回）の観覧料はいずれも下記の金額となっている。

| | 個人 | 団体 |
|--------|-------|-------|
| 大人 | 500 円 | 400 円 |
| 大学生 | 400 円 | 300 円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 70 歳以上 | 250 円 | 200 円 |

※障害者手帳をお持ちの方…障害者手帳またはミライロ ID 提示で本人は75%減免、介助者1名まで無料

特別展の観覧料については、兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例（以下、「考古博物館条例」という。）にて下記のとおり定められており、当該施設では、考古博物館条例で定められた額の範囲内で、かつ、事業収入見込額と事業経費見込額が同額になり、収支が均衡する水準で定めているとのことである。

（観覧料）

第5条

2 博物館資料を特別に展示している場合における観覧料は、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする

3 教育委員会は、博物館資料を特別に展示している場合における観覧料について、前項に規定する額により難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該観覧料の額を展示の内容等に応じて定めることができる。

ここで、事業収入見込額の大部分若しくはその全てが観覧料収入見込額であり、観覧料収入見込額は、有料観覧者見込数に予定単価を乗じて算出するため、有料観覧者見込数に大きく左右される。下記特別展（計3回）において、観覧料算出時における有料観覧者見込数と実際の有料観覧者数は下記のとおりであり、実際の有料観覧者数は見込数の約10%~15%と大幅に下回っていた。

| | 弥生集落転生 | 丹波焼誕生 | 古墳時代の技術革新 |
|---------------|----------|------------|-----------|
| 開催期間 | 令和4年4～7月 | 令和4年10～11月 | 令和5年4～7月 |
| 有料観覧者見込数<a> | 14,880人 | 13,640人 | 14,880人 |
| 有料観覧者数(実績) | 2,160人 | 1,470人 | 2,073人 |
| /<a> | 14.5% | 10.8% | 13.9% |

現状、有料観覧者見込数にもとづき、いずれの特別展も1人当たり平均単価390円で試算しているが、実際の有料観覧者数にもとづき試算すれば、事業経費が予算と同額だと仮定した場合、収支均衡を図るためには、下記表に示すとおり、1人当たり平均単価2,500円以上の料金が必要になる。

| | 弥生集落転生 | 丹波焼誕生 | 古墳時代の技術革新 |
|---------------|---------|---------|-----------|
| 事業経費(予算) | 5,804千円 | 5,320千円 | 5,804千円 |
| 有料観覧者数(実績) | 2,160人 | 1,470人 | 2,073人 |
| 有料観覧者見込数 | 14,880人 | 13,640人 | 14,880人 |
| 1人当たり平均単価<実績> | 2,687円 | 3,619円 | 2,799円 |
| 1人当たり平均単価<予算> | 390円 | 390円 | 390円 |

* 1人当たり平均単価(実績) = 事業経費(予算) / 有料観覧者数(実績)

1人当たり平均単価(予算) = 事業経費(予算) / 有料観覧者見込数

このため、上記いずれの特別展においても、現状の観覧料金では収支均衡が図られておらず、支出額が収入額を大幅に超過している。

【意見18】特別展観覧料の算出方法について

現状、特別展観覧料算出時における有料観覧者見込数と実際の有料観覧者数が大幅に乖離している。コロナ禍等により将来の観覧者数の予測は困難を伴うが、当該見込数が1人当たり平均単価算定の基礎になるため、過年度の予算と実績との比較結果等を参考に、実績値と大幅な乖離が生じないように、より精緻に算定する必要がある。

また、算定の結果、収入見込額が過年度の収入実績額を大幅に下回る場合は、収支均衡になるように、収入の増額に向けて観覧料以外の他の収入を検討するか、支出額を抑制することを検討する必要がある。

iii 特別招待券の納品枚数及び配布枚数について

令和4年度及び令和5年度(9月1日時点)に開催された特別展(計3回)における特別招待券の納品枚数、配布枚数及び実使用枚数はそれぞれ下記表のとおり

である。

| | 弥生集落転生 | 丹波焼誕生 | 古墳時代の技術革新 |
|----------|--------|--------|-----------|
| 納品枚数<a> | 8,000枚 | 6,000枚 | 6,000枚 |
| 配布枚数 | 3,700枚 | 4,509枚 | 4,346枚 |
| 残枚数<c> | 4,300枚 | 1,491枚 | 1,654枚 |
| 残数率<c/a> | 53.8% | 24.9% | 27.6% |
| 実使用枚数<d> | 550枚 | 608枚 | 683枚 |
| 使用率<d/b> | 14.9% | 13.5% | 15.7% |

- ・納品枚数…当該施設が業者から購入した枚数
- ・配布枚数…当該施設が関係団体等に配布した枚数
- ・実使用枚数…配布枚数のうち、配布先が実際に使用した枚数

特別招待券について、丹波焼誕生から納品枚数を2千枚減らしているが、依然として1千5百枚前後の余剰が生じ、廃棄されている。また、配布した招待券のうち、実際に使用された招待券の割合は2割未満であり、納品された招待券のうち、実際に使用された招待券の割合は1割程度でしかない。現在の使用状況に鑑みれば、特別展について様々な関係者に周知し、来場を促すといった特別招待券の目的が達成されているとは言い難い状況である。

【意見19】特別招待券の納品枚数及び配布枚数について

特別招待券について、配布先と定期的に連絡を取って使用を促すことや配布先を変更すること等により、配布先の使用率を上げる必要がある。一方で、配布先の使用枚数に合わせて配布枚数を減らすことも検討する必要がある。さらに、納品枚数についても、配布枚数及び配布先の使用枚数に合わせてより一層減らすことを検討する必要がある。

② 修繕計画について

大規模改修については、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」において令和6年度以降の実施施設として計画修繕の対象とされているが、具体的な検討はこれからである。全般的に改修の必要な箇所が増えてきているが、限られた予算の中で優先度に応じた対応を行っている状況である。

【意見20】計画修繕の検討について

計画修繕については、具体的な検討はこれからであることから、施設の老朽化の状況や修繕の実施状況を踏まえて、具体的な内容や実施時期について早期

に検討を進めていく必要がある。

③ 物品管理について

i 備品及び物品の管理について

平成 30 年度の包括外部監査において、下記の指摘が行われている。

兵庫県の財務規則第 190 条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務 について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第 13 では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年 1 回以上とされている。兵庫県では 10 万円以上の物品が備品として管理対象となっており、考古博物館においては、物品棚卸は実施されていなかった。

ただし、博物館には相当数の収蔵品が収蔵されており全ての収蔵品の自己検査を行うには多大な労力が必要となる。また、収蔵品を状態良く保存するためには収蔵庫の温湿度の管理が重要であり、自己検査を行うことは収蔵庫の温度や湿度を変化させ考古資料の状態を悪化させることにつながりかねないため、年に 1 度全ての収蔵品の検査を行うことは現実的ではない。博物館でも運用が可能な財務規則の制定もしくは例外を設定すべきである。また、重要物品については年に 1 度複数人での現物確認を、それ以外の備品についても年に 1 度サンプル抽出による現物確認を行うことを周知徹底する等による資産の流用リスクに対する内部牽制を構築すべきである。

備品及び物品の管理については、現物の実査が異動月と 3 月末に行われているが、実施した日付けとサインが残されているのみで、詳細な実施方法や結果のわかる証跡は残されていない。

また、収蔵品についても、学芸員により実施されているとのことであるが、証跡は残されていない。

【意見 21】 備品及び物品の管理について

備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。

また、収蔵品の現物の実査についても、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、

残しておくことが必要である。

④ 公的施設等運営評価調書について

i 運営評価指標における目標値の考え方について

運営評価指標における目標値については、上記（1）施設の概要⑤運営評価指標に記載のとおり、設置目的に関する指標である年間総利用者数及びサービス向上に関する指標である学習プログラム参加者数ともに「開館当時、類似または近隣施設の入館者数、周辺人口を基に設定した値」としている。現状、平成19年の開館時に目標値として算定した推定値が令和4年度まで継続して使用されている状況である。

確かに、開館当初は実績値がないため、推定値を目標値とせざるを得ないが、現時点では開館後15年以降経過しており、開館当時に比べて過年度の実績値等を元により精緻な目標値を設定することができる。また、目標値は開館当時の状況をもとにした推定値のため、平成29年度に開館した分館の入館者数等を考慮していないが、実績値については、平成29年度以降、分館の入館者数等も含めて集計している。運営評価に際して、異なった前提条件のもとで算定（集計）された目標値と実績値を比較することは誤った結論に至るおそれもあり、適切ではない。

【意見22】 運営評価指標における目標値の考え方について

運営評価指標における目標値については、過年度の実績値等を元により精緻な値を設定する必要がある。特に、令和4年度における学習プログラム参加者数について、実績値が目標値を大幅に超えているため、実績を考慮した目標値を設定する必要がある。また、実績値に分館の入館者数等を含めるのであれば、目標値にも当然含める必要がある。

【指摘事項16】 考古博物館加西分館の公的施設等運営評価調書について

考古博物館の公的施設等運営評価調書であるが、加西分館の整備費が記載されていない。分館の整備費は、建築費が614,783千円、増築費が357,613千円という資料の提出を受けた。また、運営費は「運営費の状況、（1）収支状況」に本館と加西分館が一括して記載されている。加西分館の運営費の令和4年度実績と令和5年度予算の一般財源投入額は77百万円である。

不実記載は県民の信頼を損なうことになる。今後は整備費・運営費を本館と分館に明瞭に区分して開示すべきである。

ii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・ 効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定
(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として利用者一人あたりの経費といった費用発生額を用いている。このため、令和4年度では目標値2,700円に対して実績値3,500円であり、目標値より多くの経費が発生したにもかかわらず、達成度は129.6%と目標値を超えた成果を上げたことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項 17】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

⑤ 平成30年度包括外部監査の結果への対応状況

平成30年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項について、担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

当該施設に関する措置状況は下記のとおりである。

| 項目 | 県有備品及び物品の管理について【指摘事項】 |
|-----------|---|
| 指摘及び意見の要約 | 県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善すべきである。 また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきであり、施設によって備品数があまりにも多い場合には各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。 |

| | |
|-----------|---|
| 対応及び改善策 | 備品出納簿（県）と備品使用簿（館）、備品整理票との整理番号を整合し統一する。また、財務規則に基づき定期的に自己検査を実施し、適正な備品管理に努める |
| 措置状況 | <p>現物の実査が異動月と3月末に行われているが、実施した日付けとサインが残されているのみで、詳細な実施方法や結果のわかる証跡は残されていない。</p> <p>また、収蔵品についても、学芸員により実施されているとのことであるが、証跡は残されていない。</p> <p>（【意見21】参照）</p> |
| 項目 | 委託業務の内容確認について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 委託業者が入札時の仕様書に従った業務を実施していることを確実に確認できるように、日報等の報告書の形式を工夫する等の体制の構築が必要である。 |
| 対応及び改善策 | 平成30年10月から、委託業者からの業務実績報告方法について、「日報」に加え「週報」、「月報」を新たに設け、仕様に即した業務内容の履行を確実に確認している。 |
| 措置状況 | 年2度の定期清掃について報告が行われていることを確認した。 |
| 項目 | 収蔵品の保管場所について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 収蔵品の保管場所について 収蔵庫に保管しきれない収蔵品について、収蔵品の重要性に照らして整理を進める必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 考古博物館においては、膨大な数量の収蔵品があることから、活用頻度に応じた資料のランク分けや、魚住収蔵庫を整理することでさらなる空きスペースを確保する等により、今後適切に管理していく。 |
| 措置状況 | 空きスペースを確保していることを確認した。 |
| 項目 | 考古博物館の地域性について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 出前授業や出前展示を行っている地域に偏りがあるため、より県民全体に向けて広くPR活動を行うことが必要である。 |
| 対応及び改善策 | <p>出前授業・展示は、博物館周辺小中学校が博物館の資源を活用した学習等の在り方を検討するなかで、博物館から学校に出向き、考古資料等の展示や指導を行う手法として、開館当初から実施している。</p> <p>これまでの実績や、受入れる学校側の授業時間の調整や準備等、調整が行いやすい近隣地域の学校からの要望が高いことが、実績値の偏</p> |

| | |
|---|---|
| | 差に表れていた。利用者増を図るため、平成 30 年度は博物館の知名度が相対的に低かった播磨西地域と淡路地域について重点的に PR 活動を行った。 |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |
| 項目 | 古代鏡展示館の運用について【指摘事項】 |
| 指摘及び意見の要約 | 古代鏡展示館について開館前に見込んでいた入館者数を著しく下回っている状態が継続しており、運用について議論する必要があるが、個別施設での損益管理の体制を構築できていないため、早急に費用の集計及び損益の管理ができる体制を構築すべきである。 |
| 対応及び改善策 | 入館者数はフラワーセンターのリピーターも含めて設定したことから過大算定となり、実際は想定よりも目標が下回った。入館者数を増やすため、「花家族の会」会員等への無料招待券の配布や、ホームページへのイベント掲載・チラシの送付に加え、商業施設や道の駅、宿泊施設等の集客施設や近隣小学校へ訪問・説明等の対策を実施しており、加えて価値のあるコレクションの魅力を効果的に広めるため、調査研究等を進め、結果を広報等に有効活用できるよう努めている。また、今後、フラワーセンターの団体客が集中する時期に合わせて特別展を実施し、展示の目玉を大々的に PR する等、リピーターを増やす取組を実施する。さらに、これまでの実績を踏まえて、増築工事の完了に合わせて、令和 2 年度に目標入館者数の見直しを実施する。なお、会計については出納員が配置されている本館で支出を行っていることから、収支を合計として管理しているが、それぞれの収支管理については本館、加西分館ごとに把握できている。予算執行状況については、考古博物館と加西分館で情報共有を図る体制を構築し、適正な損益管理を行う。 |
| 措置状況 | 令和 3 年度の新展示室オープン後も目標入館者数の算定方法について見直しはされておらず、依然として従来の考えが踏襲されていた。 【指摘事項 15】参照 |
| <p>⑥ 施設のアウトソーシングについて</p> <p>第 3 監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見 1、1-1、1-2 を参照。</p> | |

7. 兵庫県立図書館

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|--|------------|------------------|-------------------------|
| 施設名 | 県立図書館 | 所管部等 | 教育委員会事務局 社会教育課 | |
| 設置目的 | 県民の教育と文化の発展を図るため | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例 (昭和 49 年 3 月 27 日 条例第 31 号) | | | |
| 所在地等 | 明石市明石公園 1-27 | 設置年月日 | 昭和 49 年 10 月 1 日 | |
| 敷地面積 | 5,207.69 m ² | 所有者別内訳 | 県 | 5,207.69 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 8,129.09 m ² 大閲覧室 ふるさとひょうご情報室 談話室 試写室 第1・2研修室 | | | |
| 整備費 | 1,828,140 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 835,274 千円 | 992,866 千円 | 一千円 | |
| 業務内容 | <p>(1) 図書館資料を収集、整理、保存すること。</p> <p>(2) 他の図書館、図書室、公民館、博物館等との相互協力を行うこと。</p> <p>(3) 図書館資料に係る調査相談に応じること。</p> <p>(4) 前各号に掲げる業務のほか、図書館の設置目的を達成するために必要な業務。</p> | | | |
| 外観 |  | | | |

② 運営体制

| | |
|------|---|
| 運営形態 | 県直営 (指定管理者制度を導入しない理由) 第2、II、4. 今回の監査対象にした13施設の現状 を参照。 |
|------|---|

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 299,905 | 315,127 | 317,354 | 368,937 | 331,887 |
| 人件費 | 222,966 | 228,447 | 227,016 | 224,937 | 243,948 |
| 維持管理費 | 28,546 | 35,805 | 37,846 | 39,534 | 39,356 |
| 事業運営費 | 48,393 | 50,875 | 52,492 | 104,466 | 48,583 |
| その他 | — | — | — | — | — |
| 収入（財源別内訳） | 299,905 | 315,127 | 317,354 | 368,937 | 331,887 |
| _{県費} 一般財源 | 299,905 | 311,331 | 310,985 | 310,437 | 330,387 |
| 使用料収入 | — | — | — | — | — |
| 他 | — | 3,796 | 6,369 | 58,500 | 1,500 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----------|----------|---------|----------|----------|
| 利用者数 | 106,924人 | 132,986人 | 95,245人 | 121,703人 | 126,490人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 124.4% | 89.1% | 113.8 | 118.3% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|---|--|-----------|-----------|-----------|--------|
| 設置目的に関する指標 ➤ 資料貸出数 | 78,000(冊) H20年度に、H18~19 年度の実績を基に設定 | 50,066 | 56,940 | 50,262 | 64.4% |
| サービス向上に関する指標 ➤ 蔵書検索数 | 810,000(回) (*) | 1,095,767 | 1,342,958 | 1,578,457 | 194.9% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤ 図書館利用(資料貸出数+ 調査相談数)1件当たり経費 | 3.03(千円) 事業費(H20)÷目標値 | 5.77 | 5.14 | 5.35 | 176.6% |

* システム更新により、集計方法が検索冊数から、システムへのアクセス回数となった。そのため、R1のアクセス数において、これまでと同程度の検索冊数があったものとして計算している。

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|---|
| 見直し方針 | 運営の合理化・効率化を図りながら県立施設として維持する。 |
| 見直しの理由・考え方 | 県立図書館は、市町立図書館とは収蔵資料及び機能・設置目的が異なり、今後も県内の公立図書館の広域行政機関として高度で専門的な資料収集及び図書館への貸出を行う「図書館の図書館」として、引き続き県直営施設として運営するとともに運営体制や事業内容等の見直しにより、合理化・効率化を図る。 |

(2) 監査の実施

施設を視察し、担当部署にヒアリングを実施するとともに、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 物品管理について

i 物品の保管場所登録について

県立図書館では、物品の異動の都度及び毎年5月に備品出納簿の全数を確認するよう棚卸を実施している。なお、システムの設計上、備品出納簿には保管場所が記載されていないため、棚卸時に備品の所在地を確認するために過去に使用していた紙の管理簿を参照するなどして、現物の実在性を確認しているが、備品管理システムの検索機能を活用して、対象アイテムの所在地を確認できる方が効率的と考えられる。

【意見 23】 物品の保管場所登録について

物品の棚卸を効率的に実施できるよう、システム上の備品出納簿にそれぞれ保管場所を登録する必要がある。

② 公的施設等運営評価調書について

i 運営評価指標及び目標値の見直しについて

運営評価指標については、上記(1)施設の概要⑤運営評価指標に記載のとおり、設置目的に関する指標としては資料貸出数とし、サービス向上に関する指標としては蔵書検索数としている。また、目標値としては、資料貸出数については平成18～19年度の実績を基に設定した78,000冊とし、蔵書検索数については令和元年度のアクセス数から推測した810,000回としている。ここで、平成18年度以降の貸出冊数及び蔵書冊数は下記のとおりとなっている。

| 年度 | 貸出冊数 (冊) | 蔵書冊数 (冊) | 年度 | 貸出冊数 (冊) | 蔵書冊数 (冊) |
|----------|-------------|-------------|----------|-------------|-------------|
| 平成 18 年度 | 68,593 | 530,614 | 平成 27 年度 | 75,947 | 638,666 |
| 平成 19 年度 | 76,761 | 544,387 | 平成 28 年度 | 50,262 | 642,684 |
| 平成 20 年度 | 81,445 | 554,279 | 平成 29 年度 | 45,505 | 649,897 |
| 平成 21 年度 | 78,634 | 563,683 | 平成 30 年度 | 41,597 | 657,151 |
| 平成 22 年度 | 82,965 | 571,621 | 令和元年度 | 54,338 | 662,307 |
| 平成 23 年度 | 83,978 | 578,870 | 令和 2 年度 | 50,066 | 668,711 |
| 平成 24 年度 | 78,588 | 585,806 | 令和 3 年度 | 56,940 | 655,368 |
| 平成 25 年度 | 71,537 | 596,122 | 令和 4 年度 | 50,262 | 661,764 |
| 平成 26 年度 | 74,845 | 616,438 | | | |

貸出冊数については、平成 28 年度の明石市立図書館の移転を契機に年間 7～8 万冊から年間 4～5 万冊へと減少している。近年では、目標値である 7 万 8 千冊を大幅に下回る状況が続いており、今後も従前のような水準に回復することが見込みにくい状況である。このため、現状の平成 18～19 年度の実績を基に設定した目標値では周辺環境の変化を考慮しておらず、達成度合いを測るための値として妥当な値ではない。一方、蔵書冊数については平成 18 年度の 53 万冊から令和 4 年度の 66 万冊まで右肩上がりに増加している。目標値である蔵書検索数は蔵書冊数に合わせて増加する傾向にあるため、近年、既に実績値が目標値を上回って増加しているが、今後、蔵書冊数の増加に合わせてさらに増加していくことが見込まれる。このため、評価指標として既に目標値を上回っており、今後さらに増加していくことが見込まれる蔵書検索数を使用することは妥当とはいえない。また、仮に蔵書検索数を使用する場合においても、目標値としては現状の令和元年度における推定値から直近の実績値などに変更することを考えていただきたい。

【意見 24】 運営評価指標及び目標値の見直しについて

設置目的に関する評価指標である貸出冊数の目標値については、周辺環境の変化に合わせて適宜見直す必要がある。また、サービス向上に関する評価指標としては、右肩上がりに増加する蔵書検索数ではなく、他の社会施設などで使用されている講座実施回数や講座参加人数などを参考に見直す必要がある。

ii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・ 効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定

(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として図書館利用（資料貸出数+調査相談数）1件当たり経費といった費用発生額を用いている。このため、令和4年度では目標値3.03円に対して実績値5.35円と目標値より多くの経費が発生したにもかかわらず、達成度は176.6%と目標値を超えた成果を上げたことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項18】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

③ 平成30年度包括外部監査の結果への対応状況

平成30年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項について、担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

当該施設に関する措置状況は下記のとおりである。

| 項目 | 県有備品及び物品の管理について【指摘事項】 |
|-----------|--|
| 指摘及び意見の要約 | 県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善すべきである。 また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきであり、施設によって備品数が多い場合には各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。 |

| | |
|-----------|--|
| 対応及び改善策 | 備品出納簿（県）と備品使用簿（館）、備品整理票との整理番号を整合し統一する。また、財務規則に基づき定期的に自己検査を実施し、適正な備品管理に努める |
| 措置状況 | 物品の異動の都度及び毎年5月に備品出納簿の全数を確認するよう棚卸を実施しており、上記措置が講じられていることを確認した。 |
| 項目 | 委託業務の内容確認について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 委託業者が入札時の仕様書に従った業務を実施していることを確実に確認できるように、日報等の報告書の形式を工夫する等の体制の構築が必要である。 |
| 対応及び改善策 | 平成30年10月から、委託業者からの業務実績報告方法について、「日報」に加え「週報」、「月報」を新たに設け、仕様に即した業務内容の履行を確実に確認している。 |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |
| 項目 | 蔵書点検について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 蔵書点検の中長期的な年次計画がなく、点検の実施頻度や範囲が不明確となっていることから、蔵書点検の計画の整備が必要である。 |
| 対応及び改善策 | 平成30年7月に、全蔵書の点検を実施した。 開架部分（約9万冊）は毎年、書庫部分（約58万冊）については5年間で全蔵書を点検する計画を令和元年7月に策定し、毎年1週間程度点検のための休館日を設定した上で、令和2年度から実施する。 この計画に基づき、5年間所在不明図書については抹消登録を行う。 |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |
| 項目 | 図書の館外貸出について【指摘事項】 |
| 指摘及び意見の要約 | 館外貸出に関する規則の運用について以下の問題がある。 ・規則では7冊が上限とされているところ、ただし書きを引用し、実際には10冊上限とした実務となっている。 ・返却遅延に対する督促までの期間が不明確であり、画一的な運用となっていない。また、図書の返却が遅延した者については3か月貸 |

| | |
|---------|---|
| | 出ができないという規定があるものの運用されていない。規則に基づいた適正な運用や返却遅延に対するタイムリーな督促、さらには前述の規則の運用による返却期間内の返却促進に努めるべきである。 |
| 対応及び改善策 | <p>貸出数については、上限を 10 冊にするよう、令和元年度中に図書館利用規則の改正作業を実施した。</p> <p>平成 31 年 2 月に督促事務取扱要領を改定し、①返却期限日よりおおむね 30 日を経過しても返却がなされない場合や、②返却期限を過ぎた図書に対して予約の手続が行われた場合に督促を行うこと、また、督促を行った者に対しては、当該資料の返却がなされるまで貸出停止とすることとし、運用を開始している。</p> <p>その結果、転居等による連絡不能者以外については資料が返却されている状況にある。</p> <p>引き続き取扱いが徹底されるよう、ホームページや館内への張り紙、SNS 等により、利用者へ周知を行っていく。</p> |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |

| | |
|-----------|--|
| 項目 | 寄贈資料について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 寄贈図書には受け入れできないものも多く含まれており、選別に人手がかかっているため、対応策を検討する必要がある。 |
| 対応及び改善策 | <p>寄贈の受入れは、事前連絡が必要であること、蔵書として扱えない可能性があることへの了承が条件であることを、令和元年 8 月からホームページや館内張り紙、SNS 等で十分に周知し、寄贈本の手続を効率的に行っている。</p> <p>この結果、寄贈に係る事前の問い合わせが増えており、今後受け入れできない図書の送付が減っていき、既に受入れ済みの図書については、選別、処分に係る人手も削減できる見込みである。</p> |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |

8. 兵庫県立美術館

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|---|--------|----------------|--------------------------|
| 施設名 | 県立美術館 | 所管部課等 | 教育委員会事務局 社会教育課 | |
| 設置目的 | 美術に関する県民の知識及び教養の向上を図るとともに、芸術の振興を図る。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例 (昭和45年3月31日 条例第15号) | | | |
| 所在地等 | 神戸市中央区脇浜 海岸通 1-1-1 | 設置年月日 | 平成14年4月1日 | |
| 敷地面積 | 19,000.00 m ² | 所有者別内訳 | 県 | 19,000.00 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 28,076.15 m ² 企画展示室、常設展示室、第2展示棟、美術情報センター、ミュージアムホール、ギャラリー、アトリエ、レクチャールーム、収蔵庫 | | | |
| 整備費 | 28,646,720 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 28,646,720 千円 | 一千円 | 一千円 | |
| 業務内容 | <p>(1) 美術品および美術その他の芸術に関する図書、分権、模写、模造、写真、フィルム、テープ等（以下「美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。</p> <p>(2) 美術その他の芸術に関する展覧会、講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>(3) 美術その他の芸術に関する講座を開設すること。</p> <p>(4) 美術その他の芸術の創作、研究等又は美術に関する展覧会の開催その他芸術の振興を目的とする事業のために美術館の施設を県民の利用に供すること。</p> <p>(5) 美術品及び美術館資料に関する学術調査及び研究を行うこと。</p> <p>(6) 美術品の保存及び修復を行うこと。</p> <p>(7) 他の美術館、研究機関等との相互協力を行うこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するために必要な業務。</p> | | | |

外観



② 運営体制

| | |
|------|--|
| 運営形態 | 県直営 （指定管理者制度を導入しない理由） 第2、II、4. 今回の監査対象にした13施設の現状を参照。 |
|------|--|

③ 運営費の状況

（単位：千円）

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 支出 | 966,984 | 905,099 | 898,573 | 1,049,338 | 1,157,294 |
| 人件費 | 272,514 | 279,213 | 294,280 | 291,585 | 294,420 |
| 維持管理費 | 378,414 | 388,660 | 360,296 | 547,686 | 561,865 |
| 事業運営費 | 316,056 | 237,226 | 243,997 | 210,067 | 301,009 |
| その他 | — | — | — | — | — |
| 収入（財源別内訳） | 966,984 | 905,099 | 898,573 | 1,049,338 | 1,157,294 |
| 県費 | | | | | |
| 一般財源 | 840,410 | 816,456 | 745,723 | 926,309 | 822,968 |
| 使用料収入 | 45,155 | 17,818 | 42,226 | 35,269 | 58,325 |
| 他 | 81,419 | 70,825 | 110,624 | 87,760 | 276,001 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 956,617人 | 705,752人 | 238,801人 | 530,056人 | 320,287人 |

| | | | | | |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 対 30 年度比 | 100.0% | 73.8% | 25.0% | 55.4% | 33.5% |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 達成度 |
|-------------------------------|--------------------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 設置目的に関する指標 ➤ 入館者数 | 840,000 (人) [24年度実績を 基準とした目標値] | 238,801 | 530,056 | 320,287 | 38.1% |
| サービス向上に関する指標 ➤ イベント実施回数 | 140 (回) [H27~29年度平均値] | 43 | 68 | 130 | 92.9% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤ 利用者一人当たりの経費 | 1,500 (千円) [H27~29年度平均値] | 3,800 | 1,700 | 3,300 | 220.0% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|--|
| 見直し方針 | 運営の合理化・効率化を図りつつ、引き続き県立施設として維持する。 |
| 見直しの理由・考え方 | <p>県民に広く芸術の鑑賞と学習の機会を提供し、美術に関する県民の意識と教養の向上を図るとともに、芸術文化の振興を図るために設置された。震災からの「文化の復興」のシンボルとして、平成 14 年にオープンした。今後も元気でにぎわいのある美術館とし、多彩な芸術文化に触れる機会を提供することにより、芸術文化の力で県民に感動を与える施設として、引き続き県直営施設として運営するとともに、運営体制や事業内容等の見直しにより、合理化・効率化を図る。</p> <p>また、行財政構造改革に応じた多角的な収入の確保や経費削減の努力を行いつつ、平成 19 年度に策定した「県立美術館活性化方策」に基づき平成 21 年度までの 3 ヶ年、「元気でにぎわいのある美術館」をめざし、様々な取組を実施し、成果をあげてきたところであり、平成 22 年度以降も、より一層のにぎわいの創出を図る中長期的な視野に立った取組みを引き続き実施している。</p> <p>〈活性化の目標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わいの創出（展覧会をはじめ、様々な芸術事業や活動を展開） ・特別展入館者の増加（一流の芸術に触れる機会を提供。新しい美術の創造拠点として機能充実） ・常設展への入館者の増加（県民の財産であるコレクションを有効活用し、魅力ある常設展の開催） |

- ・子どもの来館増加（学校教育との連携を深め、本物の作品に触れ豊かな心を育む機会を提供）
- ・元気アップ（様々な芸術との融合事業の充実やアウトリーチ活動など参加体験事業の充実）

（２）監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

i 管理規則の一部改訂について

講座受講について、兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例（以下、「美術館条例」という。）及び兵庫県立美術館管理規則（以下、美術館管理規則という。）において下記のように定められている。

・美術館条例

（講座の受講）

第 8 条の 2 本館において美術その他の芸術に関する講座を受講しようとする者は、教育委員会の許可を受け、16,800 円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額の受講料を納めなければならない。

・美術館管理規則

（講座の受講の許可等）

第 7 条 条例第 8 条の 2 の規定により美術その他の芸術に関する講座を受講しようとする者は、講座受講許可申請書（様式第 2 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の講座受講許可申請書の提出があつた場合において、受講の許可を決定したときは、講座受講許可書を申請者に交付するものとする。

上記規則では、講座を受講しようとする者は、美術館管理規則様式第 2 号の講座受講許可申請書により申込みを行い、受講の許可が決定したときに講座受講許可書が交付されるため、書面でのやり取りを前提にしているといえる。しかし、現状、講座の申し込みは当該施設のHP上で行われ、受講の決定についても申込時のメールアドレス等に通知されている。このため、書面でのやり取りはなく、全てオンライン上で行われている。

【意見 25】 管理規則の一部改訂について

現状、講座の申込方法について、美術館管理規則の定めと実態とに乖離が生じている。この点、申請書の軽微な修正など、実質的な変更を伴わないものについては管理規則の改訂は不要であるとのことだが、当該変更は、申込手段のオンライン化といった申込手続きそのものの実質的な変更のため、実態に合わせて美術館管理規則を一部改訂する必要がある。

ii 特別観覧料の計算について

特別観覧料の額について、美術館条例及び美術館管理規則において下記のように定められている。

・美術館条例

(美術品の特別の観覧)

第6条 本館に展示し、又は保管している美術品について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受け、1点1回につき、3,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額の特別観覧料を納めなければならない。

・美術館管理規則

(特別の観覧の許可等)

第6条

3 条例第6条第1項に規定する教育委員会規則で定める特別観覧料の額は、別表第1のとおりとする。

別表第1 (第6条関係) 抜粋

| 区分 | 特別観覧料 (1点1回につき) | | |
|----|-----------------|--------------|----------------|
| 熟覧 | 250円 | | |
| 撮影 | | 学術研究を目的とする場合 | 学術研究以外を目的とする場合 |
| | 単色 | 250円 | 1,500円 |
| | 原色 | 450円 | 3,200円 |

上記美術館管理規則によれば、特別観覧料として熟覧の場合は250円、撮影(原色/学術目的)の場合は450円と定められている。令和4年度の特別観覧料許可書を確認した結果、撮影を行った場合に、撮影の特別観覧料だけを徴収しているケースと撮影の特別観覧料に加えて熟覧の特別観覧料を徴収しているケースがあった。確かに撮影の場合には熟覧も含まれているとも考えられるが、申請案件に

よって特別観覧料の計算方法が異なるのは適切ではない。

【意見 26】 特別観覧料の計算について

撮影の場合に熟覧の特別観覧料を徴収するか否かについて明確な方針を定め、申請案件ごとに異なることがないようにする必要がある。

iii 招待券について

平成 30 年度の包括外部監査において、招待券について下記の意見が付されている。

招待券の残数管理とその保管方法並びに展覧会終了後の実績の確認について手続を設定し、慎重に管理することが必要である。

招待券配布の効果が不透明であるため、招待券の配布及び実際の利用数等についての効果分析・管理を行い、その効果を測定し、今後の招待券の取扱いについて検討する必要がある。

これに対し、兵庫県としては下記の対応及び改善策を策定している。

招待券の残数整理等については、発行簿に配布先、配布枚数を明記し、展覧会の終了後に、確認者の押印欄を設けるなどの改善を行い、取扱いの適正化を図った。

主な配布先は、共催者の新聞社のほか、県関係機関、美術館関係者、近隣協力店等である。

招待券の配布効果については、入場者数を増やし県民に現代美術の鑑賞機会を設けるほか、併設するミュージアムショップ（図録、横尾グッズ等の販売）の売上増に貢献できると考える。（売上による手数料は当館の収入となる。）

今後も定期的に配布先・枚数を見直す等、より効果的な招待券の取扱いを検討する。

ここで、令和 4 年度及び令和 5 年度（9 月 1 日時点）に開催された特別展（計 3 回）における招待券及び招待状の配布枚数及び実使用枚数等はそれぞれ下記表のとおりである。

| 特別展名 | 関西の 80 年代 | THE HEROES | 李 禹 煥 |
|------------|---------------------|----------------------|-----------------------------|
| 開催期間 | 令和 4 年 6 月 ～ 8 月 | 令和 4 年 9 月 ～ 11 月 | 令和 4 年 12 月 ～ 令和 5 年 2 月 |
| 招待券 | | | |
| 納品枚数<a> | 4,430 枚 | 5,000 枚 | 5,600 枚 |
| 配布枚数 | 4,398 枚 | 4,396 枚 | 4,874 枚 |
| 残枚数<c=a-b> | 32 枚 | 604 枚 | 726 枚 |

| | | | |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 招待状 | | | |
| 配布枚数<d> | 1,916 枚 | 1,777 枚 | 1,883 枚 |
| 招待券+招待状 | | | |
| 実使用枚数<e> | 1,675 枚 | 5,191 枚 | 1,815 枚 |
| 未使用枚数 <f=(b+d)-e> | 4,639 枚 | 982 枚 | 4,942 枚 |
| 使用率<e/(b+d)> | 26.5% | 84.1% | 26.9% |

- ・納品枚数…当該施設が業者から購入した枚数
- ・配布枚数…当該施設が関係団体等に配布した枚数
- ・実使用枚数…招待券及び招待状配布枚数のうち、配布先が実際に使用した枚数

各特別展において、招待券と招待状合わせて6～7千枚を配布している。THE HEROES 展では、配布枚数のうち8割以上が使用されているが、関西の80年代展及び李禹煥展では2～3割しか使用されていない。招待券及び招待状には、入場者数を増やし県民に現代美術の鑑賞機会を設けることや、併設するミュージアムショップの売上増に貢献できるといった効果があるとのことだが、使用率が低ければ、その効果は限定的なものにとどまる。各特別展において招待券等の配布効果を十分に享受することができるように、引き続き、配布先・配布枚数を見直す等、より効果的な招待券の取扱いを検討する必要がある。なお、招待券の残数整理については改善が図られていることを確認できた。

【意見 27】 招待券について

招待券について、配布効果を十分に享受するために、引き続き、配布先の使用枚数に合わせて配布先や配布枚数を見直す等、より効果的な招待券の取扱いを検討する必要がある。

iv カフェ・ミュージアムショップの施設使用料減免について

カフェ及びミュージアムショップの使用料減免について、平成4年3月10日付け第404号総務部長通知にて下記のとおり定められている。

| 減免率 | 使用区分 |
|-----|---|
| 50% | 8 県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする団体（地方職員共済組合等を除く。）がその事務又は事業の用に供するために使用する時 |
| | 9 地方職員共済組合等以外の者が県の職員その他県の施設を利用する者の福利厚生施設として食堂等の経営を行うために使用 |

| | |
|--|--|
| | する場合で、あらかじめ県の承認を得た低廉な価格で物品の販売又は役務の提供をするために使用する |
|--|--|

美術館では、カフェ・ミュージアムショップにおいて、近隣の同等ランクの店舗より低価格で提供しているため、上記通知の9「低廉な価格で物品の販売又は役務の提供をする」に該当するものとして、運営事業者に対して50%の使用料の減免を行っている。しかし、近隣店舗と価格比較を行った資料等について見当たらなかった。当該資料については、50%の使用料減免の根拠資料になるため、適切に保管しておく必要がある。

【意見 28】 カフェ・ミュージアムショップの施設使用料減免について

近隣店舗と価格比較を行った資料については、50%の使用料減免の根拠資料になるため、適切に保管しておく必要がある。

② 修繕計画について

i 計画修繕の検討について

大規模改修については、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」において令和6年度以降の実施施設として計画修繕の対象とされているが、具体的な検討はこれからである。

また、通常の修繕については、法定点検や自主点検の結果に基づいて必要な修繕が実施されている。

【意見 29】 計画修繕の検討について

計画修繕については、具体的な検討はこれからであるが、美術館の展覧会の企画・準備には一定の期間を要することから、具体的な内容や実施時期について早期に検討しておく必要がある。

③ 物品管理について

i 備品及び物品の管理について

平成30年度の包括外部監査において、下記の指摘が行われている。

| |
|---|
| 兵庫県財務規則第190条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上と |
|---|

されているが、美術館では備品は年に1回自己検査を行っているものの、その記録がなく、重要物品を含む備品については年に1回の自己検査ではなく常設展の展示替えを行う都度、対象の美術品を確認するという形を取っており年に1回の検査とはなっていない。

ただし、美術館には1万点程度の美術品が収蔵されており全ての収蔵品の自己検査を行うには多大な労力が必要となる。また、美術品を状態良く保存するためには収蔵庫の温度や湿度の管理は重要であり、年に1度自己検査を行うことは収蔵庫の温度や湿度を変化させ美術品の状態を悪化させることにつながりかねないため、現実的ではない。各施設の実情に応じた、対応を検討すべきである。

備品及び物品の管理については、現物の実査が年4回行われているが、実施した日付けとサインが残されているのみで、詳細な実施方法や結果のわかる証跡は残されていない。

また、収蔵品についても、学芸員により展示替えや貸出しの際に行われているとのことであるが、証跡は残されていない。

【意見 30】 備品及び物品の管理について

備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。

また、収蔵品の現物の実査についても、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を、翌年度以降の実施に備えて、残していくことが必要である。

④ 公的施設等運営評価調書について

i 主な施設の利用状況の記載について

主な施設の利用状況については、公的施設等運営評価調書の記載要領にて下記のとおり示されている。

主な施設の利用状況

- ・利用料金収入がある宿泊施設、会議室、体育施設など、稼働率が算出できる施設について記載。
- ・稼働率の積算に当たって必要となる延べ営業数及び年間延利用数については、下記の例を参考に1日の営業サイクル（午前・午後・夜間等）をそれぞれカウントしたトータル数を記載

(例) 平日は午前・午後・夜間の3サイクル、土日祝は午前・午後の2サイクルで営業している施設の場合→営業日数＝

$3 \text{ サイクル} \times \text{平日の年間営業数} + 2 \text{ サイクル} \times \text{土日祝の年間営業数}$

当該施設には、ミュージアムホール、ギャラリー、アトリエ1・2、レクチャールームとそれぞれ用途の異なる4種類の貸し施設がある。

【ミュージアムホール】



【ギャラリー】



【アトリエ1】



【アトリエ2】



【レクチャールーム】



しかし、現状、下記のとおりこれらの施設を集約して記載し、稼働率の算定等を行っている。

(貸し施設 (会議室、体育施設等))

| 区分 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|---------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 年間営業日数 | 302 日 | 293 日 | 250 日 | 296 日 | 305 日 |
| 延べ営業数 | 302 | 293 | 250 | 296 | 305 |
| 客数 | 4 室 | 4 室 | 4 室 | 4 室 | 4 室 |
| 年間延利用室数 | 855 室 | 857 室 | 511 室 | 789 室 | 907 室 |
| うち地元利用 | 室 | 室 | 室 | 室 | 室 |
| 稼働率 | 71% | 73% | 51% | 67% | 74% |
| 地元利用率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 年間延利用者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

また、各貸し施設では、平日及び土日祝とも午前 (10 時～12 時)・午後 (13 時～18 時)・夜間 (18 時～20 時) の 3 サイクルで貸出しを行っている。しかし、稼働率の積算においては、1 日の営業サイクル (午前・午後・夜間) をそれぞれカウントしたトータル数とせず、午前、午後、夜間のいずれかが貸し出されていればその日の稼働率が 100%となるように計算している。

【意見 31】 主な施設の利用状況の記載について

貸し施設が複数ある場合の記載方法について記載要領には示されていないが、当該施設の貸し施設はそれぞれ用途が明確に異なることから、施設ごとや用途ごとの利用状況等を適切に把握するため、主な施設の利用状況について貸し施設ごとに記載する必要がある。

また、稼働率の算定方法について、公的施設等運営評価調書の記載要領に従い、1 日の営業サイクル (午前・午後・夜間) をそれぞれカウントしたトータル数に基づき算出する必要がある。

ii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定
(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷

目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が 100% を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が 100% を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として利用者一人あたりの経費といった費用発生額を用いている。このため、令和 4 年度では目標値 1,500 円に対して実績値 3,300 円であり、目標値より多くの経費が発生したにもかかわらず、達成度は 220.0% と目標値を超えた成果を上げたことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項 19】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

⑤ 平成 30 年度包括外部監査の結果への対応状況

平成 30 年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項について、担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

当該施設に関する措置状況は下記のとおりである。

| 項目 | 県有備品及び物品の管理について【指摘事項】 |
|-----------|--|
| 指摘及び意見の要約 | <p>県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善すべきである。</p> <p>また、県有備品について、年に 1 度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきであり、施設によって備品数があまりにも多い場合には各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。</p> |
| 対応及び改善策 | <p>備品出納簿（県）と備品使用簿（館）、備品整理票との整理番号を整合し統一する。また、財務規則に基づき定期的に自己検査を実施し、適正な備品管理に努める</p> |
| 措置状況 | <p>備品及び物品の管理については、現物の実査が年 4 回行われているが、実施した日付けとサインが残されているのみで、詳細な実施方法や結果のわかる証跡は残されていない。</p> <p>また、収蔵品についても、学芸員により展示替えや貸出しの際に行われているとのことであるが、証跡は残されていない。</p> |

| | |
|-----------|--|
| | 【意見 30】 参照 |
| 項目 | 招待券について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 招待券の残数管理とその保管方法並びに展覧会終了後の実績の確認について手続を設定し、慎重に管理することが必要である。 招待券配布の効果が不透明であるため、招待券の配布及び実際の利用数等についての効果分析・管理を行い、その効果を測定し、今後の招待券の取扱いについて検討する必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 招待券の残数整理等については、発行簿に配布先、配布枚数を明記し、展覧会の終了後に、確認者の押印欄を設けるなどの改善を行い、取扱いの適正化を図った。 主な配布先は、共催者の新聞社のほか、県関係機関、美術館関係者、近隣協力店等である。 招待券の配布効果については、入場者数を増やし県民に現代美術の鑑賞機会を設けるほか、併設するミュージアムショップ（図録、横尾グッズ等の販売）の売上増に貢献できると考える。（売上による手数料は当館の収入となる。） 今後も定期的に配布先・枚数を見直す等、より効果的な招待券の取扱いを検討する。 |
| 措置状況 | 招待券の残数整理については、上記措置が講じられていることを確認した。 招待券の配布効果については、使用率が低い特別展もあるため、引き続き、配布先の使用枚数に合わせて配布先や配布枚数を見直す等、より効果的な招待券の取扱いを検討する必要がある。 【意見 27】 参照 |
| 項目 | 前売券の管理について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 未販売の前売券について、残数管理とその保管方法並びに廃棄の手続きを設定し、運用する必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 令和元年6月に「兵庫県立美術館・特別展前売券等の管理要領」を策定、運用を開始し、以下のとおり管理している。 ①販売者ごとの売上と残枚数を販売管理表で管理する。 ②前売販売期間終了後、2週間以内に販売者から売上報告及び残券回収を行い、前売券の残数を複数人でチェックする。 ③複数人で上記をチェック後、速やかに廃棄処分を行う。 |

| | |
|------|----------------------|
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |
|------|----------------------|

⑥ 施設のアウトソーシングについて

第3監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見1、1-3を参照。

9. 兵庫県立フラワーセンター

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|---|----------------|------------------|-----------------------------|
| 施設名 | 兵庫県立フラワーセンター | 所管部課等 | 農林水産部 農産園芸課 | |
| 設置目的 | 県民の花に関する知識の普及及び栽培技術の向上を図るとともに、県民に憩いの広場を提供する。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例 (昭和 51 年 12 月 23 日 条例第 52 号) | | | |
| 所在地等 | 加西市豊倉町飯森 1282-1 | 設置年月日 | 昭和 51 年 4 月 25 日 | |
| 敷地面積 | 461, 226. 99 m ² | 所有者別内訳 | 県 | 446, 790. 99 m ² |
| | | | 加西市 | 13, 436. 00 m ² |
| | | | 個人 | 1, 000. 00 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 7, 956. 65 m ² 本館、温室（大・中・小温室、L字型展示温室）、育成温室、レストハウス、花売店、花の展示ホール、駐車場、中央花壇、池辺の花壇、ばら園、しゃくなげ園、つばき園、いこいの森、芝生広場 等 | | | |
| 整備費 | 5, 888, 222 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 4, 101, 503 千円 | 1, 780, 162 千円 | 6, 557 千円 | |
| 業務内容 | <p>(1) 花を栽培し、及び展示すること。</p> <p>(2) 花に関する知識の普及及び栽培技術の指導を行なうこと。</p> <p>(3) 花に関する相談に応じること。</p> <p>(4) 花に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びにこれを県民の利用に供すること。</p> <p>(5) 花に関する講習会、研修会、展示会等のためにフラワーセンターの施設を県民の利用に供すること。</p> <p>(6) 各前号に掲げるもののほか、フラワーセンターの目的を達成するために必要な業務。</p> | | | |

外観



② 運営体制

| | | |
|-------|---|--------------------------|
| 運営形態 | 指定管理者制度 | |
| | ・指定管理者指定内容 | |
| | 指定管理者名 | 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 |
| | 指定の方法 | 特定の者を指定する施設 |
| | 上記理由 | 高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設 |
| | 指定管理期間 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| | 導入時期 | 平成18年4月1日～ |
| 導入効果等 | <p>指定管理者制度導入により、柔軟な人員配置・自由な発想による事業展開が行われ、施設の利用促進が図られている。</p> <p>また、幅広い世代が参加できる事業の創出や各種SNSを活用した広報なども積極的に実施されている。</p> | |

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 275,415 | 261,991 | 322,299 | 252,746 | 280,164 |
| 人件費 | 175,317 | 172,922 | 214,189 | 165,260 | 173,710 |
| 維持管理費 | 11,326 | 11,767 | 19,576 | 23,161 | 20,658 |

| 区分 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 事業運営費 | 76,487 | 67,136 | 86,534 | 62,125 | 84,176 |
| | その他 | 12,465 | 10,166 | 2,000 | 2,200 | 1,620 |
| 収入（財源別内訳） | | 275,415 | 261,991 | 322,299 | 260,718 | 279,042 |
| 県費 | 一般財源 | — | — | — | — | — |
| | 使用料収入 | 9 | 9 | 2 | 11 | 2 |
| | その他 | 229,889 | 231,445 | 230,951 | 208,644 | 188,818 |
| | 計 | 229,898 | 231,454 | 230,953 | 208,655 | 188,820 |
| 指定管理 | 利用料金 | 45,517 | 30,537 | 91,346 | 52,063 | 90,222 |
| | 自主事業 | — | — | — | — | — |
| | 自主財源 | — | — | — | — | — |
| | 計 | 45,517 | 30,537 | 91,346 | 52,063 | 90,222 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 236,106人 | 227,161人 | 151,106人 | 190,970人 | 234,300人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 96.2% | 64.0% | 80.9% | 99.2% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|--|---------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 設置目的に関する指標 ➤ 入園者数 | 250,000(人) [指定時の事業計画書] | 151,106 | 190,970 | 234,300 | 93.7% |
| サービス向上に関する指標 ➤ 展示イベント開催回数 | 70(回) [同上] | 62 | 70 | 84 | 120.0% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤ 利用者一人当たりの維持 運営経費(人件費除く) | 428(千円) [同上] | 589 | 566 | 373 | 87.1% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|-------|----------------------------------|
| 見直し方針 | 県政改革方針に基づき、指定管理者の公募を行うための検討を進める。 |
| 見直しの理 | 公募を行うための課題解決を進め、できるだけ早期に指定管理 |

| | |
|-------|--|
| 由・考え方 | 者の公募を行う。ただし、公募までの間は従来通り同施設の維持運営において知識と経験の豊富な現指定管理者を継続する。 |
|-------|--|

(2) 監査の実施

施設を視察し、担当部署にヒアリングを実施するとともに、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

i 特別招待券の管理について

当該センターでは、イベント時などに特別招待券を配布している。令和3年度から令和5年度(9月1日現在)における受払いの状況は下記表のとおりである。
(特別招待券の受払状況)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度* |
|------|--------|--------|--------|
| 期首残高 | 383枚 | 52枚 | 502枚 |
| 受入高 | 3,500枚 | 4,000枚 | 1,000枚 |
| 払出高 | 3,831枚 | 3,550枚 | 1,469枚 |
| 期末残高 | 52枚 | 502枚 | 33枚 |

*令和5年9月1日時点

特別招待券は、「特別招待券発行伺書」で業者からの仕入枚数(受入高)及び利用者等への配布枚数(払出高)を管理し、日々の調停兼収入決定書で実際の使用枚数を把握している。ただし、利用者への配布枚数と実際に使用された枚数の比較等は行っておらず、配布の効果について測定されていなかった。

また、特別招待券の管理簿である「特別招待券発行伺書」を確認したところ、下記事項が見受けられた。

- ・令和3年度において、途中、残数の記載誤りがあり、実際の期末残高52枚に対し、発行伺書上の期末残高は152枚となっていた。
- ・令和4年度において、期首残高と受入高を分けずに合わせて記載していた。また、払出高及び期末残高の記載がなかった。
(令和4年度期末残高は令和5年度の発行伺書の期首残高で確認)。

【意見32】特別招待券の管理について

特別招待券について、配布枚数と実際に使用された枚数を比較することで、配布の効果を測定し、配布枚数の最適化を図る必要がある。

また、管理簿については、各年度における期首残高、受入高、払出高、期末

残高について明確に分かる形式で作成するとともに、年度末においては、実数量をカウントし、管理簿上の数量と差異がないことを確かめる必要がある。

② 委託契約について

下記委託業務他について内容を確認した。

(年間契約額 50 万円以上のもの)

| 契約名 | 契約額(円) | 選定方法 |
|----------------------|------------|--------|
| トイレ清掃業務委託 | 2,032,030 | 指名競争入札 |
| 駐車場警備業務 | 1,271,600 | 指名競争入札 |
| 電気工作物保安業務 | 844,800 | 随意契約 |
| 温室喫茶委託業務 | 9,896,706 | 随意契約 |
| テイクアウトカフェ委託業務 | 6,241,633 | 随意契約 |
| レストハウス委託業務 | 24,322,404 | 随意契約 |
| ギフトショップ・ガーデンショップ委託業務 | 16,721,269 | 随意契約 |

i トイレ清掃業務について

当該業務では毎年指名競争入札により業者が選定されている。

令和3年度における委託契約書を閲覧したところ、トイレ清掃業務にもかかわらず契約書名が「測量・調査業務等委託契約書」となっており、契約内容も測量・調査業務に関係する項目が並んでいる。理由を聞いたところ、当時の所管課には契約書のひな形が3種類しかなく、その中で委託業務に一番近い契約書を利用したとのことであった。

令和4年度の契約書では契約書名は「委託契約書」に変更されており、契約書内容も前年度分に比べるとトイレ清掃業務に適したものには改善されていたが、まだ「権利の所属」「著作権等の取扱い」などといったトイレ清掃業務とは関連のない項目が残っていた。

また、仕様書では作業報告書は毎日提出するとされているが、契約書では毎月末に連絡し、10日以内に完了検査を受け、業務委託料も毎月支払いになっているなど、仕様書と委託契約書が整合していない。

実際の委託業務は仕様書通りに遂行されており今のところ問題は起ってはいないとはいえ、本来は事業の適正な執行を図る為に必要な事項が仕様書や契約書で規定され、双方合意のうえ業務が遂行されるべきものである。加えて後日の紛争を避けるためにも、適正な執行が図られなかった場合の取り扱いについて明確な定めをしておく必要がある。

【指摘事項 20】 トイレ清掃業務について

委託契約書は実際の委託業務に沿った内容で適切に作成・締結する必要がある。

ii 電気工作物保安業務及び消防設備保守点検業務について

電気工作物保安業務や消防設備保守点検業務（契約額 50 万円以下であるので上記一覧表には記載していない）等に関しては長期間にわたって（前者に関しては昭和の時代より）現在の委託先に委託しているが、その間指名競争入札等や合い見積もり等の業者選定作業が実施されておらず、随意契約に関する決裁もなされていない。

兵庫県の「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用基準等について（平成 17 年 3 月 10 日 会第 2574 号の 2）」では、例えば庁舎等施設設備保守点検業務など 1 年自動更新の長期継続契約が認められている場合においても契約期間は 5 年を限度とする、と規定されており、契約期間は契約の種類に応じて概ね 3 年～5 年を目途に見直すことが要請されていることから、当該通知に従った運用をすべきである。加えて、随意契約とする場合には決裁書に随意契約の該当事由とその具体的な選定理由を記載し、内部承認を受けるべきである。また、随意契約とする場合には決裁書に随意契約の該当事由とその具体的な選定理由を記載し、内部承認を受けるべきである。

【指摘事項 21】 電気工作物保安業務及び消防設備保守点検業務について

委託業者の選定手続きが適切になされていない契約がある為、今後は適切に手続きを経た上で委託する必要がある。

iii 収益事業の店舗委託について

レストハウス、温室喫茶、テイクアウトカフェ及びギフトショップの 4 店舗についての委託料は、委託契約において、消費税を含む売上金額から、兵庫県立フラワーセンター設置及び管理に関する条例第 7 条の規定により算出した利用料相当額及び割引額を除いた金額の一定割合により算出することとされている。

当該 4 店舗の運営委託業務についても上記と同様、長期間にわたって委託先の選定作業が実施されていない。

指定管理者によると 4 店舗とも採算状況が悪く、公募をしても応募がないと考えたので実施していないとの話であったが、たとえそのような場合であっても随意契約により選定する場合の規定に従い、該当事由と具体的な選定理由を明らかにしたうえで内部承認を受けることが必要である。

【指摘事項 22】 収益事業の店舗委託について

収益事業の店舗委託についても業者の選定手続きが適切になされておらず、適切な手続きを経た上で委託する必要がある。

③ 修繕計画について

i 長寿命化・環境整備の検討について

大規模改修については、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」において令和5年度以降の実施施設として長寿命化・環境整備の対象とされており、令和5年度から令和6年度に掛けて花の展示ホール等の改修を実施している。

また、通常の修繕については、法定点検や自主点検の結果に基づいて必要な修繕が実施されており、今後も計画的に修繕を実施していく必要がある。

【意見 33】 長寿命化・環境整備の検討について

施設としての今後の展望も見据えて、他の建物（花の売店等）についても長寿命化・環境整備の検討を進めていく必要がある。

ii PCB(低濃度)の含有の可能性のある機器の処分について

定期点検において、PCB(低濃度)の含有の可能性のある遊休状態の変圧器が2台、20年以上前から置かれているとの報告を受けている。また現在使用されている機器の中にも、製造年からPCB(低濃度)の含有の可能性のあるトランスが7台、コンデンサーが1台あると報告されている。

【指摘事項 23】 PCB(低濃度)の含有の可能性のある機器の処分について

低濃度 PCB 廃棄物については、令和9年3月31日までに処分が必要とされているため、早急に調査を行い、低濃度 PCB を含有している場合は適切に処分手続きを進めていく必要がある。

④ 物品管理について

i 備品及び物品の管理について

備品及び物品の管理については、現物の実査が年1回、備品一覧表をもとに現物と帳簿のチェックを行う形で実施されている。令和4年度の実査では109品目のうち19品目で差異が発生していた。しかし差異内容の原因分析や帳簿の修正等のフォローの手続きが行われていない。

【意見 34】 備品及び物品の管理について

備品及び物品の現物の実査について、現物と帳簿に差異が発生した場合は、

差異内容の原因分析を行い、帳簿の修正等のフォローの手続を行っていく必要がある。

ii 指定管理者に対する適切な指導について

指定管理者協定書において、施設内設備・備品の維持管理の責任は指定管理者にあるとされているが、備品の取扱いについて、「財産を善良な管理者の注意をもって管理する」との記載があるのみで、備品及び物品の管理について具体的な指導は行われていない。

【意見 35】 指定管理者に対する適切な指導について

備品及び物品の管理については、兵庫県より指定管理者に対して具体的な指導を行い、管理状況を確認していく必要がある。

⑤ 公的施設等運営評価調書について

i 運営評価指標の記載誤りについて

令和3年度及び令和4年度の公的施設等運営評価調書において、運営評価指標における入園者数について下記記載誤りがあった。

・令和3年度

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|----------|----------|
| 運営評価調書の数値 | 232,106人 | 227,161人 |
| あるべき数値 | 227,161人 | 151,106人 |

・令和4年度

| | 令和2年度 |
|-----------|----------|
| 運営評価調書の数値 | 227,161人 |
| あるべき数値 | 151,106人 |

監査時点において令和3年度の公的施設等運営評価調書は公表されていたことから、内部のチェック機能が有効に機能せず、誤った数値が看過されて公表されていたといえる。

【指摘事項 24】 運営評価指標の記載誤りについて

誤った数値が看過されて公表されることがないように、公的施設等運営評価調書を公表する際に、チェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図るべきである。

ii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・ 効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定
(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として利用者一人あたり維持運営経費（人件費を除く）といった費用発生額を用いている。このため、令和4年度では目標値428円に対して実績値373円であり、目標を達成したにもかかわらず、達成度は87.1%と目標値を超えた成果を上げたことになっておらず、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項 25】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

⑥ 非公募指定管理者制度を採用している施設の整備運営について

第3監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見4 を参照。

10. 兵庫県立丹波の森公苑

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|--|------------|-------------|---------------------------|
| 施設名 | 丹波の森公苑 | 所管部課等 | 県民生活部 県民躍動課 | |
| 設置目的 | 芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉等の様々な分野にわたる生涯学習、地域づくり活動その他の活動であって、豊かな生活を創造するための県民による主体的な活動の拠点施設として設置。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例 (平成20年3月24日 条例第8号) | | | |
| 所在地等 | 丹波市柏原町柏原 5600 | 設置年月日 | 平成8年4月1日 | |
| 敷地面積 | 359,395.99 m ² | 所有者別内 訳 | 県 | 213,329.90 m ² |
| | | | 丹波市 | 124,237.21 m ² |
| | | | 土地開発公社 | 21,828.88 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 5,953.74 m ² 大ホール、練習室、多目的ルーム、創作工房、会議室(3室)、セミナー室、グループ活動コーナー、里山スクエア(2棟)、多目的グラウンド、テニスコート等 | | | |
| 整備費 | 9,887,405 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 9,135,607 千円 | 641,211 千円 | 110,587 千円 | |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活創造活動のために施設を県民の利用に供すること。 (2) 生活創造活動を支援するための情報の収集及び提供を行うこと。 (3) 生活創造活動に関する相談に応ずること。 (4) 生活創造活動を支援するための講座を開設し、及び講演会、研修会、展示会等を開催すること。 (5) 生活創造活動に関する調査研究を行うこと。 (6) 前各号に掲げるもののほか、生活創造センターの目的を達成するために必要な業務。 | | | |

外観



② 運営体制

| | | |
|-------|---|--|
| 運営形態 | 指定管理者制度 | |
| | ・ 指定管理者指定内容 | |
| | 指定管理者名 | 公益財団法人兵庫丹波の森協会 |
| | 指定の方法 | 特定の者を指定する施設 |
| | 上記理由 | 隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携により効果的な管理運営が図られる施設。 |
| | 指定管理期間 | 令和3年4月1日～令和6年3月31日 |
| | 導入時期 | 平成18年4月1日～ |
| 導入効果等 | <p>指定管理者制度導入により、柔軟な人員配置・自由な発想による事業展開が行われ、施設の利用促進が図られている。</p> <p>また、幅広い世代が参加できる事業の創出や各種SNSを活用した広報なども積極的に実施されている。</p> | |

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 182,577 | 189,404 | 190,073 | 279,122 | 240,830 |
| 人件費 | 115,138 | 104,148 | 107,481 | 101,842 | 102,853 |
| 維持管理費 | 57,696 | 71,549 | 73,350 | 48,117 | 53,508 |

| | | | | | | |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 事業運営費 | 9,743 | 13,707 | 9,242 | 7,501 | 3,683 |
| | その他 | — | — | — | 121,662 | 80,786 |
| 収入（財源別内訳） | | 182,577 | 189,404 | 190,073 | 279,122 | 240,830 |
| 県費 | 一般財源 | 84,107 | 84,522 | 69,502 | 66,451 | 65,994 |
| | 使用料収入 | 475 | 476 | 464 | 464 | 93 |
| | その他 | 80,243 | 81,379 | 105,456 | 220,882 | 161,460 |
| | 計 | 164,825 | 166,407 | 175,422 | 269,797 | 227,547 |
| 指定管理 | 利用料金 | 10,974 | 7,486 | 8,805 | 6,084 | 11,981 |
| | 自主事業 | 4,484 | 3,618 | 3,500 | 2,145 | 1,302 |
| | 自主財源 | 2,294 | 11,893 | 2,346 | 1,096 | — |
| | 計 | 17,752 | 22,997 | 14,651 | 9,325 | 13,283 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----------|----------|---------|----------|----------|
| 利用者数 | 258,384人 | 235,817人 | 82,816人 | 133,241人 | 131,646人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 90.9% | 31.9% | 51.4% | 50.8% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|-------------------------------|--------------------------|--------|---------|---------|--------|
| 設置目的に関する指標 ➤ 総入苑者数 | 264,115（人） [H28年度実績値] | 82,816 | 133,241 | 131,646 | 49.8% |
| サービス向上に関する指標 ➤ 利用料金収入 | 10,833（千円） [同上] | 6,568 | 7,967 | 5,247 | 48.4% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤ 利用者一人当たりの経費 | 0.6（千円） [同上] | 2.3 | 1.4 | 1.2 | 200.0% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|---|
| 見直し方針 | 老朽設備の対応、指定管理者制度の導入。 |
| 見直しの理由・考え方 | 大規模修繕を実施したものの高圧受電設備等は更新されておらず、老朽設備の対応は今後も必要である。 引き続き、指定管理者による施設の利用促進及び適切な施設管理に取り組んでいく。 |

(2) 監査の実施

施設を視察し、担当部署にヒアリングを実施するとともに、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

i 里山スクエアの利用料金徴収について

「施設概要」に記載したとおり、当該施設は大ホール、工房、会議室やグラウンド、テニスコート等を備えており、それぞれ利用時間、利用時間帯、曜日、利用目的などに応じて細かく利用料が定められている。また舞台・音響設備や楽器などの貸し出しも有料で行っている。

利用料については「兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例」に基づき定められている。

また、この他に「里山スクエア」と名付けられた2棟の建物がある。里山スクエアの1棟はコワーキングスタジオ用で、リモートワークや会議などに利用できるようモニターやプロジェクター等が備え付けられており、もう1棟はキッチンスタジオ用として各種調理設備や調理道具が備え付けられている。

(里山スクエア)



【コワーキングスタジオ】



【キッチンスタジオ】

里山スクエアは令和2年から5年にかけてのリニューアル工事により開設されたものであり、その利用料は上記条例で「里山スクエア 1人1時間につき300円」と定められた。しかし現在徴収している利用料は、「丹波の森公苑施設利用料一覧」によると、

| | |
|------------|----------------------------|
| コワーキングスタジオ | 1人1時間 300円 貸切：1組1時間 1,500円 |
| キッチンスタジオ | 貸切：1組1時間 300円 |

となっており、実際の徴収金額が条例と異なっている。

【指摘事項 26】 里山スクエアの利用料金徴収について

里山スクエアの利用料金は条例に従い徴収する必要がある。

ii 里山スクエアの利活用について

里山スクエアは上記リニューアル前には宿泊施設として提供していたが、最長1週間の利用でかつ同一利用者に対し何度でも再貸出しすることが可能であったため、特定の利用者が長期間にわたって半ば住居として利用してしまい、退去後にその後片づけや修復に非常に苦労したという事例が発生した為、上記のようにコワーキングスタジオやキッチンスタジオとしての用途用に改修したとの事であった。

しかし、元は宿泊施設として建築されたものである為、内部は現在でも宿泊することが可能であり、コワーキングスタジオやキッチンスタジオとして利用するだけでは十分にその機能を発揮できていない。上記のような長期連続利用は例えば同一利用者には連続貸出しできないようにする、利用延長期間を制限するなどの規定を設ければ回避できると考えられる。

里山スクエアは非常に環境のいい場所にあり、宿泊施設として利用したいと考える利用者は多いと思われる。施設の有効利用の為に再度宿泊利用も検討されたい。

【意見 36】 里山スクエアの利活用について

施設の有効利用の為に、里山スクエアの宿泊利用も検討されたい。

iii 大ホールの利用率について

大ホールは丹波の森公苑内で最大の施設であり、固定席 685 名、車イス席 10 名、親子室 10 名が備えられた定員 705 名のホールである。また 60 名を収容できる練習室や楽屋 2 つ（定員 12 名と 4 名）も設けられている。

施設の老朽化により令和 2 年～令和 5 年に多額の費用をかけてリニューアルを行った。



【大ホール】



【練習室】



【楽屋A】



【楽屋B】

しかし、大ホールはリニューアル以前から利用率が低迷しており、令和4年度の「公的施設等運営評価調書」によれば

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|---------|---------|--------|--------|-------|
| 利用者数 | 22,994人 | 21,764人 | 4,854人 | 8,136人 | 750人 |
| 稼働率 | 26% | 26% | 14% | 21% | 23% |

と、稼働率20%台が続いている。

低迷の理由としては施設の立地の問題やホールの収容人数、及び周辺競合施設の存在等様々な理由があり、それぞれ根本的な問題であるので、本来はこのような低い稼働率の施設に多額の修繕費をかけてリニューアルするかどうか、より慎重に検討し判断すべきであったとも考えられる。但しリニューアルして施設の魅力が上がったからには以前にも増して稼働率を上げていく施策の検討が必要である。

【意見37】 大ホールの利用率について

大ホールのリニューアル投資に見合うよう、利用率向上のための施策を検討されたい。

iv 未収金の管理について

利用料金等についてはヒアリング時に長期未回収の債権はないとの回答であったが、令和4年度の未収金について「未収消込管理表」を閲覧したところ、令和4年4月1日に請求書を発行した自動販売機設置にかかる施設使用料838千円が令和4年度末にまだ未収金として残っていた。理由を質問したところ、請求書に入金期日を記入するのを失念した為、業者からも入金がなかったとの事である。結局、当該債権は令和5年4月25日に入金となったが、債権が1年以上未収のままになっていたということがヒアリングで指摘を受けるまで把握できておらず、債権管理体制が適切ではなかったと言わざるを得ない。また、自販機設置に関する公募の仕様書にも「指定する日までに納入する」としか記載されていなかった。このような人為的ミスを防ぐ為にも、仕様書には支払期限を明確に定めておくべ

きである。

【指摘事項 27】未収金の管理について

ミス防止のため、仕様書・契約書には支払期限まで明記しておくべきである。

② 物品管理について

i 備品及び物品の管理について

兵庫県の規則等によると、物品管理について以下のとおりに定められている。

財務規則 第 190 条（自己検査）

部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない。

財務規則の運用について 第 13 検査に関する事項（2）

自己検査については、少なくとも隔月に 1 回はこれを励行すること。
ただし、次に掲げる帳簿については、現在高に異動があった月のほか年に 1 回以上自己検査を行うものとする。

ウ 備品出納簿

兵庫県では 10 万円以上の物品で、使用耐用期間がおおむね 1 年以上にわたるものを備品として管理対象としており、また車両や 200 万円以上の工作機械等の備品類は重要物品として管理されている。

これに対して、丹波の森公苑では備品及び物品について、現物の実査は行われていない。

【指摘事項 28】備品及び物品の管理について

全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年 1 回の自己検査を実施すべきである。

ただし、丹波の森公苑では備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。

また、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。

ii 物品管理システムへの移行について

兵庫県の財務規則第 192 条では、備品出納簿を備えて必要な事項を記録しなけ

ればならないとされている。備品出納簿については、エクセルで作成されたデータから出力した紙の出納簿で管理されている。

【意見 38】 物品管理システムへの移行について

備品出納簿について、業務の効率化のためにも、県の財務会計システムである物品管理システムへの移行を進めていく必要がある。

iii 指定管理者に対する適切な指導について

指定管理者協定書において、施設内設備・備品の維持管理の責任は指定管理者にあるとされているが、備品の取扱いについては、「県有備品及び委託備品を常に良好な状態に保たなければならない」との記載があるのみで、備品及び物品の管理について、具体的な指導は行われていない。

【意見 39】 指定管理者に対する適切な指導について

備品及び物品の管理については、兵庫県より指定管理者に対して具体的な指導を行い、管理状況を確認していく必要がある。

③ 公的施設等運営評価調書について

i 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・ 効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定
(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として利用者一人あたりの経費といった費用発生額を用いている。このため、令和4年度では目標値0.6千円に対して実績値1.2千円と目標値より多くの経費が発生したにもかかわらず、達成度は200.0%と目標値を超えた成果を上げたことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項 29】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

- ④ 非公募指定管理者制度を採用している施設の整備運営について
第3 監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見5 を参照。

11. 兵庫県立コウノトリの郷公園

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|---|------------|-------------------|---------------------------|
| 施設名 | 県立コウノトリの郷公園 (県立大学大学院地域資源マネジメント研究科) | 所管部等 | 教育委員会事務局 社会教育課 | |
| 設置目的 | 特別天然記念物であるコウノトリを保護し、その種の保存を図るとともに、豊かな自然の中で、コウノトリその他の野生生物と共存できる、人と自然との調和した環境の創造について県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与する。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立コウノトリの郷公園の設置及び管理に関する条例 (平成 11 年 3 月 18 日 条例第 31 号) | | | |
| 所在地等 | 豊岡市祥雲寺字二ヶ谷 128 | 設置年月日 | 平成 11 年 4 月 1 日 | |
| 敷地面積 | 1,090,047.25 m ² | 所有者別内訳 | 県 | 892,731.97 m ² |
| | | | 豊岡市 | 197,315.28 m ² |
| 施設内容 | 延床面積 2,041.41 m ² ○県立コウノトリの郷公園 管理・研究棟、検疫棟、飼育管理棟、繁殖ケージ(10 基)、馴化ケージ(2 基)、個体ケージ(3 基)、入院ケージ(1 基)、オープンケージ(1 基)、公開ケージ(2 基)、自然観察路、観察サイト、屋外便所 ○附属飼育施設コウノトリ保護増殖センター 管理棟、育雛棟、飼育・繁殖ケージ(11 基)、屋外便所 | | | |
| 整備費 | 4,760,206 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 4,631,365 千円 | 128,841 千円 | 一千円 | |
| 業務内容 | (1) コウノトリの種の保存を行うこと。 (2) コウノトリ及び人と自然との調和した環境に関する専門的、科学的な調査研究を行うこと。 (3) コウノトリを飼育し、及び展示すること。 (4) コウノトリ及び人と自然との調和した環境に関する学習等のために施設を県民の利用に供すること。 (5) コウノトリ及び人と自然との調和した環境に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。 | | | |

| | |
|----|--|
| | <p>(6) コウノトリ及び人と自然の調和した環境に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。</p> <p>(7) 野生生物に関する知識の普及及び観察の指導を行うこと。</p> <p>(8) 他のコウノトリの飼育施設、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、郷公園の目的を達成するために必要な業務</p> |
| 外観 |  |

② 運営体制

| | |
|------|---|
| 運営形態 | <p>県直営</p> <p>(指定管理者制度を導入しない理由)</p> <p>第2、II、4. 今回の監査対象にした13施設の現状を参照。</p> |
|------|---|

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 146,525 | 142,364 | 132,248 | 145,641 | 137,374 |
| 人件費 | 49,548 | 50,766 | 50,448 | 49,986 | 50,472 |
| 維持管理費 | 22,251 | 22,568 | 36,493 | 44,261 | 40,147 |
| 事業運営費 | 74,726 | 69,030 | 51,307 | 51,394 | 46,755 |
| その他 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入（財源別内訳） | | 146,525 | 142,364 | 138,248 | 145,641 | 137,374 |
| 県費 | 一般財源 | 112,499 | 115,746 | 114,213 | 121,601 | 112,162 |
| | 使用料収入 | — | — | — | — | — |
| | 他 | 34,026 | 26,618 | 24,035 | 24,040 | 25,212 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 218,704人 | 202,230人 | 82,992人 | 75,137人 | 86,278人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 92.5% | 37.9% | 34.4% | 39.4% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|-------------------------------|--------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 設置目的に関する指標 ➤ 総利用者 | 275,000(人) [H17～19平均] | 82,992 | 75,137 | 86,278 | 31.4% |
| サービス向上に関する指標 ➤ 講座実施回数 | 40(回) [H27～29平均] | 54 | 53 | 61 | 152.5% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤ 利用者一人当たりの経費 | 600(千円) [同上] | 1,700 | 1,800 | 1,700 | 283.3% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|--|
| 見直し方針 | 運営の合理化・効率化を図りながら県立施設として維持する。 |
| 見直しの理由・考え方 | コウノトリの飼育・野生復帰に関する本格的な研究機関は他になく、コウノトリの野生復帰に向けた研究及び環境教育・学習、教育機関との連携の推進を図るため、引き続き県直営施設として運営するとともに、運営体制や事業内容等の見直しにより、合理化・効率化を図る。 |

(2) 監査の実施

施設を視察し、担当部署にヒアリングを実施するとともに、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

第3監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見3 を参照。

② 物品管理について

i 備品及び物品の管理について

平成30年度の包括外部監査において、下記の指摘が行われている。

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上とされているが、コウノトリの郷公園では異動のあった備品について自己検査を行っているが、全ての備品について年に1回の自己検査ができていなかった。備品の適切な現物管理のため、対象備品については、備品整理票を添付し、県有備品一覧表にも同様の管理番号を追記し、定期的に棚卸しを行う必要がある。

備品及び物品の管理については、現物の実査が異動月と3月末に行われているが、実施した日付けとサインが残されているのみで、詳細な実施の方法や結果のわかる証跡は残されていない。

また、詳細な実施方法は各担当者に任されているとのことで、施設としてのルールが定められていない。

【意見40】 備品及び物品の管理について

備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。

また、詳細な実施方法については、施設としてのルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。

③ 公的施設等運営評価調書について

i 運営評価指標の見直しについて

設置目的に関する指標として、上記（1）施設の概要⑤運営評価指標に記載のとおり、総利用者数を用いている。しかし、当該施設はコウノトリの保護・保存及び県民への普及活動を目的とした施設であり、集客を目的とした施設ではない。短期目標「安定した真の野生個体群の確立とマネジメント」及び中期目標「国内

メタ個体群の構築」においても利用者数の増加について掲げられていない。このため、設置目的に関する指標を利用者数の増加とすることは適切ではない。この点、前例のない事業のため、設置目的を適切に評価するための具体的な指標を定めにくいことが考えられる。しかし、設置目的と関連性の低い指標により評価を続けることは当該施設の必要性や有効性を見誤ることにつながりかねない。

【意見 41】 運営評価指標の見直しについて

当該施設の必要性や有効性をより適切に評価するため、設置目的に対する評価指標について、短期目標、中期目標等に関連した指標に変更することを検討されたい。

ii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・ 効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定

(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が 100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が 100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として利用者一人あたりの経費といった費用発生額を用いている。このため、令和 4 年度では目標値 600 円に対して実績値 1,700 円と目標値より多くの経費が発生したにもかかわらず、達成度は 283.3%と目標値を超えた成果を上げたことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項 30】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

④ 平成 30 年度包括外部監査の結果への対応状況

平成 30 年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項について、担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

当該施設に関する措置状況は下記のとおりである。

| 項目 | 県有備品及び物品の管理について【指摘事項】 |
|-----------|---|
| 指摘及び意見の要約 | <p>県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善するべきである。</p> <p>また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきであり、施設によって備品数があまりにも多い場合には各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。</p> |
| 対応及び改善策 | <p>備品出納簿（県）と備品使用簿（館）、備品整理票との整理番号を整合し統一する。また、財務規則に基づき定期的に自己検査を実施し、適正な備品管理に努める</p> |
| 措置状況 | <p>備品及び物品の管理については、現物の実査が異動月と3月末に行われているが、実施した日付けとサインが残されているのみで、詳細な実施の方法や結果のわかる証跡は残されていない。</p> <p>また、詳細な実施方法は各担当者に任されているとのことで、施設としてのルールが定められていない。</p> <p>（【意見 40 参照】）</p> |

| 項目 | 使用見込みのない備品について【意見】 |
|-----------|---|
| 指摘及び意見の要約 | <p>使用見込みのない備品について、活用の方法がない場合には廃棄処理を行う必要がある。</p> |
| 対応及び改善策 | <p>コウノトリの郷公園の備品については、令和元年5月に廃棄した。</p> |
| 措置状況 | <p>上記措置が講じられていることを確認した。</p> |

| 項目 | 施設の目的について【意見】 |
|-----------|---|
| 指摘及び意見の要約 | <p>兵庫県としてコウノトリの郷公園についてどのような状態を目指し事業を展開していくのかを協議・検討し、県民へ明確に説明できる状況にすべきである。</p> |
| 対応及び改善策 | <p>コウノトリの保護・研究とともに、それらの成果をもって県民の理解及び地域の発展に役立てることが郷公園の設置目的であり、それぞれが独立したものではない。しかしながら、ポスト 20 年を見据えた</p> |

| | |
|------|--|
| | 郷公園の在り方については検討委員会を設置して協議していくこととし、令和元年 11 月の開園 20 周年記念式典及びシンポジウムにおいて中間発表を行った。 |
| 措置状況 | <p>上記措置が講じられていることを確認した。</p> <p>ただ、より自律的な経営を推進するのであれば、地方独立行政法人化することで、兵庫県立大学との連携、あるいは一体化により今以上に活性化する可能性を秘めている施設であることに留意されたい。</p> <p>【総合意見 2】参照</p> |

⑤ 施設のアウトソーシングについて

第 3 監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見 2 を参照。

12. 兵庫県立人と自然の博物館

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | |
|------|---|-----------|-------------------|-----------|
| 施設名 | 県立人と自然の博物館 (県立大学自然・環境科学 研究所) | 所管部等 | 教育委員会事務局 社会教育課 | |
| 設置目的 | 自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然との調和した環境の創造に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与する。 | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例 (平成4年3月27日 条例第25号) | | | |
| 所在地等 | 三田市弥生が丘6丁目 | 設置年月日 | 平成4年10月10日 | |
| 敷地面積 | 44,007.75 m ² | 所有者別内訳 | 兵庫県企画庁 | 13,935.62 |
| | | | 三田市 | 30,072.13 |
| 施設内容 | 延床面積 20,460.17 m ² 本館、エントランスホール、研究収蔵庫棟、ジーンファーム管理棟、 ひとはく恐竜ラボ、新収蔵庫棟 | | | |
| 整備費 | 7,032,405 千円 (内訳) | | | |
| | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | |
| | 5,938,370 千円 | 75,995 千円 | 1,018,040 千円 | |
| 業務内容 | <p>(1) 自然、生命及び環境に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。</p> <p>(2) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>(3) 博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を利用させること。</p> <p>(4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。</p> <p>(5) 自然、生命及び環境に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。</p> <p>(6) 貴重な野生植物の種の保存を行うこと。</p> <p>(7) 自然、生命及び環境に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>(8) 他の博物館、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業務。</p> | | | |

外観



② 運営体制

運営形態

県直営

(指定管理者制度を導入しない理由)

第2、Ⅱ、4. 今回の監査対象にした13施設の現状を参照。

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 509,299 | 519,599 | 480,431 | 538,509 | 554,965 |
| 人件費 | 214,708 | 228,447 | 218,608 | 216,606 | 218,712 |
| 維持管理費 | 170,467 | 159,277 | 161,464 | 217,146 | 217,106 |
| 事業運営費 | 124,124 | 131,875 | 100,359 | 104,757 | 119,147 |
| その他 | — | — | — | — | — |
| 収入(財源別内訳) | 509,299 | 519,599 | 480,431 | 538,509 | 554,965 |
| 県費 | | | | | |
| 一般財源 | 457,449 | 480,806 | 443,037 | 496,254 | 501,292 |
| 使用料収入 | 7,301 | 5,537 | 7,028 | 8,273 | 10,539 |
| 他 | 44,549 | 33,256 | 30,366 | 33,982 | 43,134 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 947,125人 | 832,059人 | 482,089人 | 637,315人 | 755,143人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 87.9% | 50.9% | 67.3% | 79.7% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|------------------------------------|-------------------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 設置目的に関する指標 ➤総利用者数 | 956,000(人) [24年度実績を 基準とした目標値] | 482,089 | 637,315 | 755,143 | 79.0% |
| サービス向上に関する指標 ➤オープンセミナー・イベント実施回数 | 1,100(回) [同上] | 664 | 662 | 931 | 84.6% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤利用者一人当たりの経費 | 500(千円) [H27~29年度平均値] | 1,100 | 800 | 700 | 140.0% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|--|
| 見直し方針 | 運営の合理化・効率化を図りながら県立施設として維持する。 |
| 見直しの理由・考え方 | 広く県民に、自然・環境について普及啓発する場として、また、学校教育との連携により、子どもの頃から自然・環境に関心をもつようになる機会を与えるとともに、県立大学附置研究所として、森林動物研究センター（農政環境部所管）、淡路景観園芸学校（県土整備部所管）等と連携した総合的・一体的な研究など、自然・環境に関する教育・啓発・研究を進める 中核県立施設として運営していく。 |

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営・利用について

i 利用料金収入と入金額の確認について

当該施設の利用料金収入には、自動券売機による収入と手売による収入があり、それぞれ業務終了後に担当者が日計表等と現金を照合することで、日々の売上金額と入金額が一致していることを確認している。日計表等と現金の照合は、目視

で行っており、金種表等は作成していない。

【意見 42】 利用料金収入と入金額の確認について

現金は、数え間違いやすく、また、紛失・盗難といったリスクもある。このため、日計表等と現金の照合については目視で行うのではなく、金種表等に記録し、証拠書類として保管しておく必要がある。また、事後検証等のために、現金を確認した担当者は金種表等に押印を残しておく必要がある。

ii 自動販売機の使用許可について

兵庫県立人と自然の博物館管理規則では、施設の利用許可について下記のとおり定められており、利便施設の利用者は利便施設利用許可申請書の提出が必要とされている。

(施設の利用の許可等)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用許申請書（様式第3号。以下「利便施設利用許可申請書」という。）に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

しかし、当該施設に自動販売機を設置する場合において、利便施設利用許申請書ではなく、行政財産使用許申請書をもって利用許可を与えている。当該施設は利便施設であるため、自動販売機の設置については、利便施設利用許申請書の提出をもって利用許可を与えるべきである。

【指摘事項 31】 自動販売機の使用許可について

自動販売機の設置については、行政財産使用許申請書ではなく、利便施設利用許申請書の提出をもって利用許可を与えるべきである。

② 修繕計画について

i 計画修繕の検討について

大規模改修については、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」においては対象となっておらず、築45年を迎える段階で長寿命化・環境整備の実施対象施設となる見込みである。建物については築30年が経っており、全般的に改修の必要な箇所が増えてきているが、限られた予算の中で優先度に応じた対応を行っている状況である。

【意見 43】 計画修繕の検討について

今後の修繕計画もしくは長寿命化・環境整備については、施設の老朽化の状況や修繕の実施状況も踏まえて前倒しで検討を行うことも必要である。

ホロンピア 88 博覧会（1988 年 5 月）のメイン会場であった現在のホロンピアホールは、博覧会終了後に貸し会議室として利活用されてきた。近年は三田市総合文化ホールの響の音（さとのね）ホール等周辺に同業の館が存在しており、稼働率は長期に低迷している。

他方、人と自然の博物館は収蔵資料（資料として登録される前の収集・寄贈等されたモノを含め）が膨大であり、かつ年々増加している。

ホロンピアホールについてすでにホールとしての役割を終えたと判断される場合には、現状維持のための経費を極力抑え、今後の博物館改修の際には資料の収蔵庫・展示室などへの用途変更も視野に入れ対応することが望まれる。

③ 物品管理について

i 備品及び物品の棚卸について

平成 30 年度の包括外部監査において、下記の指摘が行われている。

兵庫県の財務規則第 190 条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第 13 では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年 1 回以上とされているが、人と自然の博物館では毎期数点サンプル抽出により検査を行っており、全ての備品について年に 1 回の自己検査ができていなかった。人と自然の博物館では備品点数も多いため、年に 1 度全ての備品について自己検査を行うことは実務的には困難と考えられるため、各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。

備品及び物品の管理については、500 万円以上の重要物品については現物の実査が行われているが、その他の備品及び物品については、現物の実査は行われていない状況である。

【指摘事項 32】 備品及び物品の棚卸について

全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年 1 回の自己検査を行う必要があることから、500 万円未満の備品及び物品についても、現在高の異動があった月のほか年 1 回の現物の実査を行う必要がある。

ただし、人と自然の博物館では備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。

また、実施内容や結果、その後のフォローの状況について、翌年度以降の実施に備えて、詳細な資料を残していくことが必要である。

④ 公的施設等運営評価調書について

i 稼働率の算定方法について

稼働率については、公的施設等運営評価調書の記載要領にて下記のとおり算出することとされている。

・稼働率の積算に当たって必要となる延べ営業数及び年間延利用数については、下記の例を参考に1日の営業サイクル（午前・午後・夜間等）をそれぞれカウントしたトータル数を記載

（例）平日は午前・午後・夜間の3サイクル、土日祝は午前・午後の2サイクルで営業している施設の場合→営業日数＝

3サイクル×平日の年間営業数＋2サイクル×土日祝の年間営業数

また、平成30年度の包括外部監査報告書にて当該施設の稼働率の算定方法について下記事項が指摘されている。

ホロンピアホールについては午前だけの貸出し、午後だけの貸出し、1日を通じた貸出しの3パターンあるが、以下の算定式により稼働率を計算しており、午前もしくは午後のみ貸し出されていればその日の稼働率が100%となっている。

（算式）年間延べ利用室数 / （年間営業日数 × 貸し室数）＝稼働率

施設の経営改善を図るためには、より実態を表す1日の使用可能延べ室数のうち何室利用されているかといった観点から稼働率を算出することが必要である。

しかし、平成30年度以降も依然として午前もしくは午後のみ貸し出されていれば、その日の稼働率が100%となるように計算されていた。

【指摘事項33】稼働率の算定方法について

稼働率の算定方法について、公的施設等運営評価調書の記載要領及び平成30年度包括外部監査報告書の意見に従い、1日の営業サイクル（午前・午後）をそれぞれカウントしたトータル数に基づき算出すべきである。

ii 効率的な運営に関する指標の考え方について

効率的な運営に関する指標について、公的施設等運営評価調書の記載要領では

下記のとおり示されている。

効率的な運営に関する指標

- ・ 効率的な運営を測る指標とその数値目標を設定
(例：光熱水費の削減、利用者一人あたりの経費の削減 等)

上記記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、光熱水費や利用者一人あたりの経費といった費用発生額ではなく、光熱水費の削減や利用者一人あたりの経費の削減といった費用削減額を示している。これは、効率的な運営を測る指標として費用発生額を用いた場合、その達成度について各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、目標値より費用が増加した場合に達成度が100%を上回り、逆に目標値より費用が減少した場合に達成度が100%を下回る結果となり、効率的な運営度合いを適切に評価できないからであると推察される。

しかし、当該施設では、効率的な運営を測る指標として利用者一人あたりの経費といった費用発生額を用いている。このため、令和4年度では目標値500円に対して実績値700円と目標値より多くの経費が発生したにもかかわらず、達成度は140.0%と目標値を超えた成果を上げたことになっており、効率的な運営度合いを適切に評価できていない。

【指摘事項 34】 効率的な運営に関する指標の考え方について

現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。

⑤ 平成30年度包括外部監査の結果への対応状況

平成30年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項について、担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

当該施設に関する措置状況は下記のとおりである。

| 項目 | 施設の稼働率について【意見】 |
|-----------|--|
| 指摘及び意見の要約 | 施設の稼働率が低い状態となっているため、適切な料金設定や積極的なPR等により稼働率向上の施策を講じる必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 人と自然の博物館（ホロンピアホール）については、利活用も含めた在り方について検討を行っている。 |
| 措置状況 | 近年は三田市総合文化ホールの響の音（さとのね）ホール等周辺に同業の館が存在しており、稼働率は長期に低迷している。 |

| | |
|-----------|---|
| | <p>ホロンピアホールについてすでにホールとしての役割を終えたと判断される場合には、現状維持のための経費を極力抑え、今後の博物館改修の際には資料の収蔵庫・展示室などへの用途変更も視野に入れ対応することが望まれる。</p> <p>【意見 43】 参照</p> |
| 項目 | <p>県有備品及び物品の管理について【指摘事項】</p> |
| 指摘及び意見の要約 | <p>県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善するべきである。</p> <p>また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきであり、施設によって備品数があまりにも多い場合には各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。</p> |
| 対応及び改善策 | <p>備品出納簿（県）と備品使用簿（館）、備品整理票との整理番号を整合し統一する。また、財務規則に基づき定期的に自己検査を実施し、適正な備品管理に努める。</p> |
| 措置状況 | <p>備品及び物品の管理については、500万円以上の重要物品については現物の実査が行われているが、その他の備品及び物品については、現物の実査は行われていない状況である。</p> <p>【指摘事項 32】 参照</p> |
| 項目 | <p>稼働率の算出方法について【意見】</p> |
| 指摘及び意見の要約 | <p>施設の経営改善を図るために、より実態を表す方法により稼働率を算出することが必要である。</p> |
| 対応及び改善策 | <p>稼働率は平成19年度から、公的施設運営評価調書に基づき算出している。</p> |
| 措置状況 | <p>平成30年度以降も依然として午前もしくは午後のみ貸し出されていれば、その日の稼働率が100%となるように計算されていた。</p> <p>【指摘事項 33】 参照</p> |
| 項目 | <p>収蔵品の保管場所について【意見】</p> |
| 指摘及び意見の要約 | <p>収蔵庫に保管しきれない収蔵品について、収蔵品の重要性に照らして整理を進める必要がある。</p> |
| 対応及び改善策 | <p>人と自然の博物館においては、収蔵庫増設に向けて対応を検討していく。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |
| 項目 | 共催ビジネスについて【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 共催ビジネスを開催するにあたって、事前承認についての明確な定めがないため、事前の承認を行うべき事業について明確にする必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 平成 30 年 10 月から、事前承認の必要の有無について基準を整理し、共催ビジネスを実施している。 |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |
| 項目 | 公印使用承認欄について【指摘事項】 |
| 指摘及び意見の要約 | 公印を使用する際には規定に基づき決裁書・報告書の公印使用承認欄への押印を行う必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 押印されていないものについては、平成 30 年 10 月に是正した。今後、押印については確実にを行うとともに、複数人によるチェックを行う。 |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |
| 項目 | 忘れ物の管理について【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | 忘れ物について、館内で 1 か月程度保管した後は、警察へ引き渡す等の処置を検討する必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 所轄の警察署に取扱いを相談、協議し、平成 30 年 10 月から、館内に一定期間（警察署と同等の 3 か月）保管する旨掲示の上、期間経過後は廃棄している。 |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 ただし、保管場所に余裕があれば、一定期間経過後も廃棄せずに保管している。 |
| 項目 | ひとはくキャラバンについて【意見】 |
| 指摘及び意見の要約 | ひとはくキャラバン活動について、中長期的な視点から巡回計画を定め、成果を可視化できる仕組み作りを検討する必要がある。 |
| 対応及び改善策 | 平成 30 年度の人と自然の博物館の入館者数は 947,125 人で、そのうちひとはくキャラバンの利用者数は 280,862 人と約 3 割を占めており、重要な施策として実施している。 |

| | |
|------|---|
| | <p>ひとはくキャラバンの目的は、当博物館で実施している多種多様なプログラムを県内外の各地域で展開し、すべての年齢層に多くの学習機会を提供することにある。</p> <p>目的をより効果的に遂行するため、平成 30 年度に県内旧 99 市町全てに 5 年（平成 30 年度から令和 4 年度）でキャラバンを行う計画を設定し、令和元年 9 月までに、65 市町で実施した。残り 34 市町については、県外や同一市町へのリピート訪問と並行して令和 2 年度から 4 年度に計画どおり実施すべく、図書館・公民館等の施設も含めて広報計画を進める。</p> <p>現在はキャラバンで連携している環境政策課などの広報も利用して、幼稚園や小学校等の学校施設で重点的に活動をしているが、希望日が重複する場合は積極的に未実施市町に訪問するよう計画・実施する等、県民全体が便益を享受できるような体制を整える。</p> |
| 措置状況 | 上記措置が講じられていることを確認した。 |

⑥ 施設のアウトソーシングについて

第 3 監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見 1, 1-1 を参照。

13. 兵庫県立明石公園

(1) 施設等の概要

① 施設概要

| | | | | | | | | | | |
|------|--|--------|-----------------|-----------------------------|------|-------|------|----|-----|-----|
| 施設名 | 明石公園 | 所管部等 | まちづくり部 公園緑地課 | | | | | | | |
| 設置目的 | 明石海峡を眼下に見下ろす明石城跡を中心とした広域公園として、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。 | | | | | | | | | |
| 設置根拠 | 兵庫県都市公園条例 (昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 53 号) | | | | | | | | | |
| 所在地等 | 明石市明石公園 1 - 27 | 設置年月日 | 大正 7 年 4 月 15 日 | | | | | | | |
| 敷地面積 | 548, 176. 00 m ² | 所有者別内訳 | 県 | 548, 176. 00 m ² | | | | | | |
| 施設内容 | <p>延床面積 8, 692. 72 m²</p> <p>第 1 野球場 (観覧席約 12, 000 人収容)、第 2 野球場 (内野スタンド 650 人収容)、陸上競技場 (第 3 種公認、1 周 400m 8 コース、全天候型舗装、フィールド芝生、観覧席約 20, 000 人収容)、補助競技場、テニスコート (砂入り人工芝コート 12 面、スタンド 7, 000 人収容)、球技場 (100m×60m)、自転車競技場 (1 周 400m)、ローンボウルスコート (7 リンク)、県立弓道場、県立図書館、サービスセンター (管理室、会議室(2)、喫茶室)、サービスセンター西館、花と緑のまちづくりセンター (緑の相談所)、子どもの小川、子どもの村、球児の森、城郭 (隅櫓 2 棟)、堀、池、芝生広場、駐車場 (普通車 505 台うち障害者 15 台)</p> | | | | | | | | | |
| 整備費 | <p>一千円 (内訳)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>当初整備</td> <td>大規模改修</td> <td>施設拡充</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>一千円</td> <td>一千円</td> </tr> </table> | | | | 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | 千円 | 一千円 | 一千円 |
| 当初整備 | 大規模改修 | 施設拡充 | | | | | | | | |
| 千円 | 一千円 | 一千円 | | | | | | | | |
| 業務内容 | <p>(1) 公園及び公園施設を県民の利用に供すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。</p> | | | | | | | | | |

外観



② 運営体制

| | | |
|-------|---|--------------------------|
| 運営形態 | 指定管理者制度 | |
| | ・指定管理者指定内容 | |
| | 指定管理者名 | 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 |
| | 指定の方法 | 特定の者を指定する施設 |
| | 上記理由 | 高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設 |
| | 指定管理期間 | 令和3年4月1日～令和6年3月31日 |
| | 導入時期 | 平成18年4月1日～ |
| 導入効果等 | 明石公園を管理する専属の担当課（公園管理課）を設けることにより、来園者の対応が迅速に図られている。 | |

③ 運営費の状況

(単位：千円)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 支出 | 221,954 | 218,247 | 221,517 | 218,973 | 208,696 |
| 人件費 | 118,071 | 120,685 | 133,387 | 131,056 | 130,653 |
| 維持管理費 | 103,883 | 97,562 | 88,130 | 87,917 | 78,043 |
| 事業運営費 | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入（財源別内訳） | | 221,954 | 218,247 | 221,517 | 218,973 | 208,696 |
| 県費 | 一般財源 | 158,499 | 171,531 | 167,417 | 157,364 | 154,114 |
| | 使用料収入 | 12,801 | 12,155 | 12,400 | 13,831 | 13,426 |
| | その他 | 466 | 514 | 521 | 554 | 554 |
| | 計 | 171,766 | 184,200 | 180,338 | 171,749 | 168,094 |
| 指定管理 | 利用料金 | 41,395 | 31,983 | 37,411 | 42,204 | 40,602 |
| | 自主事業 | — | — | — | — | — |
| | 自主財源 | 8,793 | 2,064 | 3,768 | 5,020 | — |
| | 計 | 50,188 | 34,047 | 41,179 | 47,224 | 40,602 |

④ 利用状況

・施設全体の総利用者数

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用者数 | 2,459,600人 | 3,135,900人 | 1,946,300人 | 1,993,300人 | 2,252,000人 |
| 対30年度比 | 100.0% | 127.5% | 79.1% | 81.0% | 91.6% |

⑤ 運営評価指標

| 指標名 | 目標 [考え方] | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 達成度 |
|-------------------------------|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 設置目的に関する指標 ➤ 総利用者数 | 1,993,300(人) [実施計画上の目標値] | 1,946,300 | 1,993,300 | 2,252,000 | 113.0% |
| サービス向上に関する指標 ➤ 利用料金 | 46,623(千円) [同上] | 31,983 | 37,411 | 42,204 | 90.5% |
| 効率的な運営に関する指標 ➤ 利用者一人当たりの経費 | 0.109(円) [R4年度当初予算] | 0.112 | 0.111 | 0.097 | 89.0% |

⑥ 施設の見直し方針

| | |
|------------|---|
| 見直し方針 | 県立都市公園のあり方検討会を設置し、Park-PFI等の民間活力導入に係る進め方についてルールを設定し、地元住民等の合意形成を経たうえで、公募化について検討を進める。 |
| 見直しの理由・考え方 | 県政改革方針において、「すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する」とこととされ、サウンディング調査においても民間参入の可能性が示されたため。 |

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書等の関連資料を入手し閲覧した。

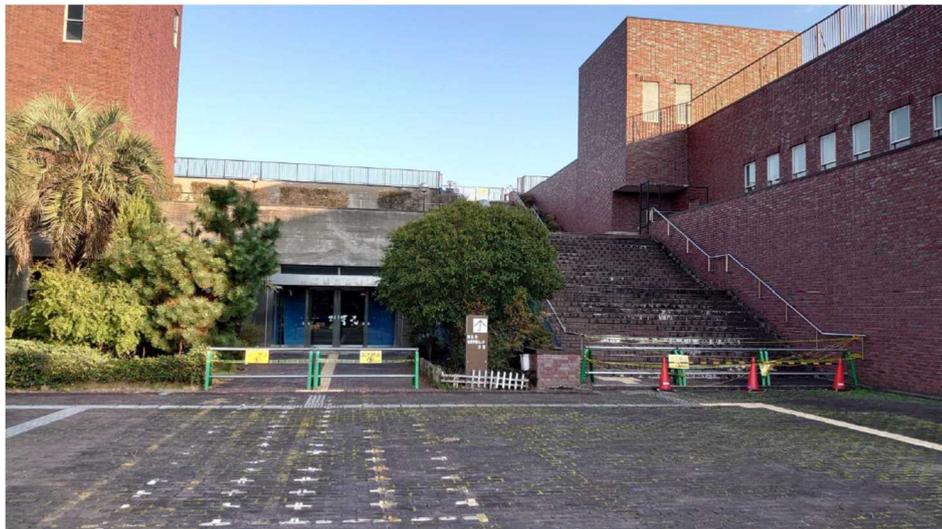
なお、明石公園は県有財産保全及び活用化の観点からのみ検討を行った。

① 旧明石市立図書館跡地の返還について

i 旧明石市立図書館の概要

| | |
|-------|----------------------|
| 構 造 | 鉄筋コンクリート建（地上3階、地下1階） |
| 敷地面積 | 3,881 m ² |
| 建物延面積 | 4,987 m ² |
| 総工費 | 564,428,000 円 |

【旧明石市立図書館】



【旧明石市立図書館位置図】



ii 問題の所在

兵庫県立明石公園内にある旧明石市立図書館跡地について、兵庫県による設置管理許可期間が終了し土地を返還する期限が過ぎているが、施設が解体されず明石市より土地が返還されない事態となっている。

iii 現在までの経緯について

旧明石市立図書館は昭和 49 年に明石公園において県立図書館と協調して開館し、兵庫県が明石市に対して設置管理許可により無償で土地を貸与したものである。建物は明石市からの依頼に基づき県が建築し、明石市に対して建築費用を請求した為、所有権は明石市にある。以降、兵庫県は昭和 58 年、平成 5 年、平成 15 年、平成 25 年に設置管理許可を更新し、最終の許可期限は令和 5 年 3 月 31 日となっていた。

平成 23 年 9 月、市立図書館を明石駅前に移転することを当時の市長が市議会で表明し、平成 29 年 1 月 27 日に実際に明石駅前に移転・開館した。その前日の 26 日には明石市長名で「許可期限までの施設の廃止にあわせ、速やかに所要の手続き等を完了し、県に土地を返還します」旨の文書が兵庫県に提出されている。

その後、明石市は平成 29 年 8 月に旧明石市立図書館の建物を利用し「あかしふるさと図書館」を開設したが、令和 2 年 3 月末で廃止したため設置管理許可事由が消滅することとなった。

さらに、令和 3 年 9 月には旧明石市立図書館屋上でミイラ化した遺体が発見された。明石署によると事件性はないとのことであったが、死後数か月経過しており、明石市の管理体制が問題となった。

このため、兵庫県は令和 3 年 10 月 20 日付で明石市長に対し、

- ・令和 2 年 3 月のあかしふるさと図書館の廃止に伴い、現在設置管理許可の条件に適合していない。
- ・遅くとも設置管理許可期限である令和 5 年 3 月 31 日までに原状回復の上、土地の返還を求める。
- ・返還までの期間においては毎日の巡視・警戒や、バリケード等による敷地内への侵入防止策の徹底等、適切に管理されたい。

旨の東播磨県民局長通知を発出した。

旧明石市立図書館の解体・撤去には 8 億円程度かかるという明石市の見積がでていたこともあり、前市長は「土地は兵庫県に返還しても建物の解体・撤去までは不要である」「隣接する県立図書館を拡張すれば解体費を圧縮できる」「旧明石市立図書館跡地に特別支援学校を設置すればいいのではないか」「県立図書館を市役所付近に移転すればいいのではないか」といった内容の主張・提案・要望を

明石市議会で答弁したが、旧明石市立図書館は耐震補強するにも多額の費用がかかり、特別支援学校への転換や建替えは法律的にも困難性が高く、また、県立図書館も多額の費用をかけて耐震補強したばかりであり、県としては県立図書館の移転は考えていないなど、兵庫県と明石市との間にかみ合わない議論が続いた。そのような中、令和5年3月末において設置管理許可期限を迎えることとなり、マスコミから「不法占拠状態」「居座り状態」と報道される事態となった（令和5年9月15日神戸新聞など）。

しかしその後は明石市の方でも検討を進め、令和5年6月の明石市議会において、明石市プロジェクト部長が「ただ漫然と費用をかけて解体するのではなく、その活用を検討していくことが望ましい」「市民や公園利用者のご意見も聞きながら、ニーズの高い施設や活用方法としてどのようなものがあるか、検討してまいりたい」と事態の收拾に前向きな答弁を行い、また9月の明石市議会においては、明石市政策局長が「跡地の活用を検討していく中で、新たな施設の整備とあわせ国の補助金を活用しながら解体を行うことで、市の財政負担の大幅な削減を図ってまいりたい」「今年度か次年度上半期にかけて活用計画を策定し、その後設計・解体・新施設の建設、そして令和8年度から9年度に運用を開始できるように、県の担当課としっかり詰めて、文書の方も差し入れる段取りで今進めている」と答弁するなど、最近では事態改善の方向で進んでいる。

iv 兵庫県としての姿勢

兵庫県としては、上記のいわゆる「不法占拠状態」に関し、国土交通省が編纂した都市公園法逐条解説において、「原状回復のための工事期間中も、都市公園法の占有を継続することにかわりはないのであり、したがって実質的には許可に当たって付された期間に加え、原状回復のための工事期間だけ許可期間が延長されたこととなるであろう」と記載されていることから、実質的には違法でないと認識しているとのことである。

現市長からは、明石市施設の整備に合わせた図書館撤去の意向が示されており、具体的な施設については、市民や公園利用者の意向を集約するとされていること、及び現在明石市において①新たに整備する施設や活用方法についての検討、②国補助金を含めた財源の調整、③市民や公園利用者の意見集約の調整、④市民の代表たる市議会との調整等を行っていることと認識しており、兵庫県としては今後スケジュール感をもって、注意深く見守っていくという姿勢である。

v 監査の結果

上記に記載したとおり、兵庫県としては現在の状態は違法ではないと認識しているとのことであるが、県民にとってはこのような立地のいい場所が利用できない

いという機会損失³が生じていることから、現在のような状態がいつまでも続くのは望ましいことではない。

事態は解決方向には進んでいるが、明石市が検討している新施設が計画通りに進まない場合も想定し、兵庫県としては期限を定めてそれ以降は地代及び管理費を明石市から徴収することや、場合によっては明石市に対して法的手段をとるなどの明確な方針を定め、明石市からその旨の確認文書を入手する等の方策を検討することが望ましいと考える。

【意見 44】旧明石市立図書館跡地の返還について

旧明石市立図書館の跡地返還問題については、明確な返還期限を定め、たうえで期限を過ぎた場合の県としての対応方針、及びその対応について明石市から事前確認を得ることなど、解決を図る為の明確な方策とスケジュールを立案し、県民に公表することが望まれる。

② 明石公園の管理運営について

i 明石公園における新たなパークマネジメントの導入について

兵庫県では県立都市公園のさらなる魅力の向上を図るため、民間の優れたノウハウと投資を呼び込み、収益施設の整備や、その収益で広場や園路、ベンチを整備、維持管理すること等、新たなパークマネジメント（長期指定管理、Park-PFI等）の導入を模索している。

新たなパークマネジメントは国営公園や他の自治体の公園でも取り組みが進められており、明石公園でもその導入に際して、民間事業者の参入意欲を確認し、公募条件を検討するため、幅広く提案・意見を求める事業可能性調査（サウンディング調査）を令和4年1月から始め、また希望する事業手法（①施設整備を伴う長期指定管理、②Park-PFI ③Park-PFI と長期指定管理の組み合わせ）についてもヒアリングを行った。

ii 県立都市公園のあり方検討会設置について

兵庫県では、県立都市公園について、平成28年度に「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」を、令和2年度にはそれに基づく「兵庫県立都市公園リノベーション計画」を策定し、公園施設の再整備、管理運営に取り組んできた。各公園においても、明石公園では「史跡明石城跡の保存活用に向けた計画」を策定するなど、公園ごとの特徴に応じた取組を進めた。

³ 県民が明石市立図書館の跡地（県有財産）を利用する機会を逃すことで、本来得られるはずの県民の利便の機会を失う損失のこと

そうした状況の中、明石公園において、令和3年度に文化財の保全、公園利用者の安全確保や歴史的景観の維持向上を目的に城跡の石垣周辺で実施した樹木伐採について、伐採反対など多くの意見が寄せられた。また、各種 SNS や YouTube 等の動画配信に加え、マスメディアによる報道により全国的な関心事項となった。

他方、県立都市公園での民間活力導入の可能性について、上述のように令和4年1月から民間事業者へのヒアリングを始めたが、県立都市公園全体が有料化される等の誤解が SNS を中心に広まったほか、民間主導の事業に対する様々な不安や、民間活力の導入に際し地域の意見の反映を求める意見等も寄せられた。

そこで伐採や民間活力の導入手続きを一旦中断し、県立都市公園の「自然環境保全」や「民間を活用した活性化」の考え方について検討を行うため、「県立都市公園のあり方検討会（以下、「検討会」という。）」を設置し、全県的な視点から検討を行うこととした。さらに、明石公園、赤穂海浜公園、播磨中央公園に部会を設置し、各部会において地元住民や自治体、有識者など幅広い関係者の意見を聴取しながら、とりまとめを行うこととした。

兵庫県としては、今後検討会からの提案を踏まえて、県立都市公園の整備・管理運営を実施していく方針とのことである。

iii 現在までの検討状況

検討会は令和4年度中に4回開催され、令和5年3月22日に「県立都市公園のあり方の検討に関する中間報告」が公表されている。

また、検討会の下に設置された明石公園部会は令和5年10月末までに既に13回開催され、

- 自然環境保全のあり方
- 陸上競技場、第一野球場の改修の方針
- 公園内のインクルーシブ遊具の整備方針
- 石垣周辺における樹木管理の方針
- 明石公園の今後の活性化のあり方

などに関して議論が重ねられてきている。

iv 明石公園の活性化に関する今後の方向性について

兵庫県の HP によると、パークマネジメントの導入検討は樹木伐採にかかる問題とは関係ないと記載されているが、上記のような問題が再び発生しないよう、新たなパークマネジメントの導入に関しては以前にも増して住民の意見を聞き、周知を徹底する必要があると考えているとのことである。

明石公園部会でも「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入目的と制度に関する説明・周知が不十分である等の課題が出され、

- 「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入に関する県民への情報発信や意見聴取のルールを作成
- 制度に関するわかりやすい説明や事業者公募の内容に関する意見聴取の実施

が対応案として示されている。

その他の公園活性化の課題及び対応策として、

| 課題 | 対応策 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園利用者等(※)が公園運営に新規参入する場合のハードルが高い ➤ ボランティアの活動状況や募集などの情報発信が不十分 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園の管理運営の利用者参画機会を拡充⇒管理運営協議会等の設置 ➤ 公園ボランティアのさらなる参画、活動の見える化など活性化にむけた仕組みの設定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 老朽化等で施設を廃止、又は全面更新する場合や、施設を新設する場合において利用者からの意見聴取や反映手法が不明確 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の新設や改廃等の合意形成のルールの作成 ➤ 施設の改修や新設、廃止など利活用の方針に応じた情報発信や意見聴取の実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園管理に関する重要な要素である情報共有マネジメントが不十分 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 意見収集と情報伝達の両方について整理し、対応 |

(※) 「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI 事業者等を含む幅広い関係者。

が提案されている。

このような提案の下、公園の管理運営について利用者参画機会の拡充を図るため、今後明石公園でも公園利用者等(公園利用者、NPO、行政、Park-PFI 事業者等を含む幅広い関係者)が参画する管理運営協議会等の設置が予定されており、新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)の導入に関しては、導入の各段階において県民への幅広い情報発信や管理運営協議会等へ丁寧な説明を行うこと、公園利用者等から意見聴取をすることなど、進め方に関するルールを設定することが予定されている。

v 明石公園の管理に関して

明石公園は公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会がその発足当初(昭和48年)から管理運営業務を受託し、指定管理制度の導入後も引き続き随意契約にて受託更新を繰り返しているなど、極めて長期間にわたり協会の「独占状態」が続いて

きた。その結果、公園の管理運営に関するノウハウが協会に蓄積され、運営の安定化が図れるというメリットはあった一方、運営のマンネリ化や競争の欠如による不効率等のデメリットが発生していたことは否めない。

近年において国や他の地方自治体では民間活力導入により魅力的かつ活力のある都市公園が出現してきており、明石公園においても魅力の向上や管理費の節減を目的とした新たなパークマネジメントの導入がようやく検討され始めた。今後は公園の管理運営に関して、従来のように随意契約により閉鎖的に管理者が決定されるのではなく、より利用者の意見を反映できるよう上記のような参画機会の拡充を図りながら、民間の投資とノウハウを導入して魅力的な明石公園へと可能な限り早期かつ確実に変貌することが望まれる。

③ 非公募指定管理者制度を採用している施設の整備運営について
第3 監査の結果と意見、Ⅱ. 全般的事項、総合意見6 を参照。

以上